

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 11 月 8 日

案件名	(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度の導入及び相模原市市営住宅条例の一部改正について																				
所管	市民 都市建設	局 区	まちづくり計画	部	人権・男女共同参画 市営住宅	課	担当者		内線												
概要	一方又は双方が性的少数者である二人に、両者が人生のパートナーである旨を宣誓いただき、その事実を市が公的に認める制度として、「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」を新たに導入し、性的少数者の生きづらさを解消する一助とするもの。 また、性的少数者の住居に係る配慮のひとつとして、市営住宅条例の一部を改正し、入居者資格にパートナーシップ宣誓制度対象者を含めるもの。																				
審議内容(論点)	(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度の導入について 相模原市市営住宅条例の一部改正について スケジュールについて																				
実施計画の位置付け	あり	施策番号、施策名称 及び事業名		22 人権尊重・男女共同参画の推進・人権啓発事業																	
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	17	日	政策調整会議	令和元	年	11	月	11	日							
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日							
日程等調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会上程時期		令和2年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供												
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月		議会への情報提供	部会	令和元年12月												
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等		なし															
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況												
			経営監視課			受益者負担について			調整済												
			総務法制課			条例・規則の改正について			調整中												
	打合せ・会議の経過																				
			月日	会議名等			内容														
			H30.11.2	関係課長打合せ会議			同性パートナーシップ制度の導入について														
		R1.8.28	関係課長打合せ会議			同性パートナーシップ制度の導入について															
		R1.9.17	男女共同参画審議会			(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度について															
		R1.9.30	住宅審議会			(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度導入に伴う入居者資格について															
備考																					
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。			(政策調整会議)															
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	情報公開課(代)	職員課	職員厚生課	企画政策課(代)	財務課(代)	危機管理課	健康福祉総務室(代)	こども・若者政策課	環境経済総務室	緑区区政策課	中央区区政策課	南区区政策課	教育総務室	教職員人事課	教職員給与厚生課	消防総務課	区政支援課	都市建設総務室	人権・男女共同参画課	市営住宅課
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕 自治体間でのパートナーシップ宣誓制度対象者に係る情報の共有はあるのか。 自治体間におけるパートナーシップ宣誓制度対象者に係る情報の共有は想定していない。 パートナーシップに係る個人情報、要配慮個人情報に該当するか検討が必要である。要配慮個人情報に該当する場合には、本年12月に開催予定の情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮る必要がある。 要配慮個人情報への該当有無等について、検討していく。 パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、医療機関や賃貸住宅入居時等における困難が解消されるのか。 法的な拘束力のある制度ではないため、必ずしも困難の解消に繋がるとは言えないが、困難解消の一助となるよう、民間事業者への働きかけも行っていく予定である。</p> <p>〔事務事業調整会議〕 市営住宅条例中の事実婚に係る条文に新たな文言を追加することで、市営住宅の入居者資格にパートナーシップ宣誓制度対象者を含めるとのことであるが、他条例にも事実婚に係る条文がある中で、市営住宅条例以外の条例の改正可否の整理はどのようになっているのか。 パートナーシップ宣誓制度施行に合わせて改正の可能性のある条例、すでにパートナーシップ宣誓制度対象者を含める対応が可能な条例、引き続き対応可否も含めて検討が必要な条例に整理を行った。また、パートナーシップ宣誓制度については、規則とする方向で考えている。 市民意見募集の結果について、パートナーシップ宣誓制度の導入へ反対する意見が多いように見受けられるが、このことについて、どのように捉えているのか。 性的少数者への理解が進んでいない結果であると捉えており、パートナーシップ宣誓制度導入の必要性が高いと考えている。 宣誓書受領証の交付に当たっては、既にパートナーシップ宣誓をしていないかどうかを本人申告により確認することであるが、今後様々な制度に受領証の効力が及んでいく可能性を考えると、複数のパートナーシップ宣誓が生じる可能性を課題として認識しておく必要がある。 市営住宅の承継について、パートナーシップ宣誓制度対象者はどのような運用となる想定なのか。 事実婚の方と同様の運用となる想定である。</p>																				

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

同性間等における親密な関係について、婚姻のような形で法的に承認されていない実情が、性的少数者への社会的偏見や差別に繋がっているとともに、病院に入院しているパートナーの面会を「家族ではない」という理由で断られるといった様々な生活上の困難に繋がっている事例もある。

このため、一方又は双方が性的少数者である2人に、両者が人生のパートナーである旨を宣誓いただき、その事実を市が公的に認める制度として「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」を新たに導入し、性的少数者の生きづらさを解消する一助とするもの。

また、性的少数者の住居に係る配慮のひとつとして、市営住宅条例の一部を改正し、入居者資格にパートナーシップ宣誓制度対象者を含めるもの。

(2) 経過

平成30年 9月28日 9月定例会議において陳情採択
『同性パートナーシップの公的承認の導入を求めることについて』
11月 2日 関係課長打合せ会議
令和元年 8月28日 関係課長打合せ会議
9月 9日～ 市民意見募集(10月7日まで)
9月17日 男女共同参画審議会

(3) 「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」の骨子(案)

目的:

多様な性自認や性的指向等に関する理解を促進するため、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めることにより、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。

「パートナーシップ」の定義:

互いを人生のパートナーとして協力し合いながら継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう。

「パートナーシップの宣誓」の定義:

パートナーシップにある2人の者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

宣誓者の要件: 次のいずれにも該当するものとする。

民法(明治29年法律第89号)に規定する成年に達していること。

市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。

配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと又はパートナーシップの宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。

パートナーシップの宣誓をしようとする2人の者が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(4) 事業経費

局枠予算で対応

(5) 市営住宅条例の改正内容(案)

現行 (略)	改正案 (略)
(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の条件を備える者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。	(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の条件を備える者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定めるものを含む。以下同じ。)があること。
(略)	(略)

(6) スケジュール

時期	パートナーシップ宣誓制度	市営住宅条例
令和元年 10月～11月	・人権施策審議会 ・庁議	・庁議
12月		・部会説明 ・パブリックコメント
令和2年 1月	・関係団体(病院協会、不動産関係団体等)への説明	
2月		・3月定例会議に上程
3月	・市民周知開始	
4月	・施行	・施行 ・市民周知開始
5月		・5月募集開始

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 11 月 6 日

案件名	第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定について																	
所管	市民	局	区	部	文化振興	課	担当者		内線									
概要	相模原市総合計画の部門別計画として、「第3次さがみはら文化芸術振興プラン(以下「次期プラン」という。)」を策定するため、これまで、庁内検討会議である「次期さがみはら文化振興プラン検討会議」や外部有識者で構成される「相模原市文化振興審議会(以下「審議会」という。)」において検討を進めてきた。 この度、次期プランの素案を作成し、審議会より答申を受けたことから、その内容について諮るもの。																	
審議内容(論点)	第3次さがみはら文化芸術振興プラン(案)について																	
実施計画の位置付け	あり	施策番号、施策名称及び事業名			施策20 文化の振興													
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	25	日	政策調整会議	令和元	年	11	月	11	日				
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日				
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会上程時期				報道への情報提供			資料提供							
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月		議会への情報提供		部会	令和元年12月								
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等		なし												
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等				調整項目				調整状況								
	打合せ・会議の経過																	
		月	日	会議名等				内容										
		H30.4.16		関係課長会議				策定体制、策定スケジュールについて										
		H30.4.27		第11回さがみはら文化振興懇話会				次期プランの策定に向けた取組について										
		H30.5.9～R1.6.21		次期プラン検討会議ワーキング(計6回)				次期プランの策定について										
		H30.7.25～H31.3.20		次期プラン検討会議(計2回)				次期プランの策定について										
		H30.9.7～9.28		市民意識調査(市民アンケート)				文化に関する意識や文化活動の状況等について										
		H30.10～12		関係団体等へのヒアリング調査				文化団体の活動状況、要望、今後の展望等について										
		H30.10.10		関係課長会議				文化振興に関する審議会の設置について										
	H31.3.22		第12回さがみはら文化振興懇話会				各種調査結果、次期プランの策定に係る考え方等について											
	R1.5.24		第1回相模原市文化振興審議会				取組経過、各種調査結果、次期プランの策定に係る考え方等について											
	R1.7.9		第2回相模原市文化振興審議会				次期プラン素案について											
	R1.9.10		第3回相模原市文化振興審議会				次期プラン素案について											
備考	令和元年10月4日に相模原市文化振興審議会より答申書を受領																	
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策調整会議)																	
関係課長会議の出席課・機関等	シティセールス・親善交流課	企画政策課	市民協働推進課	人権・男女共同参画課	障害政策課	地域包括ケア推進課	子ども・若者支援課	商業観光課	緑区役所地域振興課	中央区役所地域振興課	南区役所地域振興課	学校教育課	生涯学習課	文化財保護課	図書館	博物館	区政支援課	文化振興課
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>基本目標 及び に係る成果指標の数値について、厳密には市が主催・共催・後援した事業に該当しないが、実行委員会形式で実施している子どもまつり等の事業の参加者数も含まれているということで良いか。</p> <p>市民文化祭や公民館の子どもまつり等の参加者も含んでいる。</p> <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律では、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されているが、障害者の文化芸術活動の推進に関する内容についても次期プランの中で記載されているため、別で計画策定はしないということで良いか。</p> <p>法律に基づく基本計画を勘案して構成されており、本プランに包含させている。</p> <p>○基本目標 の施策として「文化芸術拠点の整備・充実」があり、説明文に「バリアフリーやユニバーサルデザインに取り組み、施設・設備の改修時には引き続きそうした考えの下、運用を図ります。」と記載されているが、バリアフリーは障害者や高齢者等を対象にしているのに対して、ユニバーサルデザインは障害の有無や年齢などに関わらず全ての人を対象としているため、表記を調整した方が良い。</p> <p>説明文を再考する。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>プランの名称変更に合わせて、審議会の名称も変更するのか。</p> <p>既に審議会で審議いただいている内容が文化芸術に関する事項であるため、審議会の名称変更は行わない。</p> <p>○推進体制図について、外郭団体である相模原市民文化財団が市の括りとして表記されているため、他計画等との整合を図った方が良い。</p> <p>表記を修正する。</p>																	

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

国の「文化芸術推進基本計画」において、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や基本的な方向性が示されたことや現プランが令和元年度をもって終了すること等を踏まえ、更なる文化芸術の振興を図るとともに多様化する市民ニーズに対応するため、新たなプランを策定するもの。

なお、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、プランの計画範囲を明確化するため「文化振興プラン」を「文化芸術振興プラン」に改称する。

(2) 次期プランの位置づけ

- ・ 相模原市総合計画の部門別計画

● 文化芸術基本法で定める地方文化芸術推進基本計画

(3) 計画期間

8年間（令和2年度から令和9年度まで）

(4) 策定のポイント

新たに整備された法令や国計画との整合

平成30年に制定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や国の「文化芸術推進基本計画」などを踏まえて施策に反映

基本目標の見直し

「活動」「鑑賞」「文化財」に関する項目ごとに基本目標を設定するとともに、「人材育成」及び「文化芸術を生かしたまちづくりの推進」に係る基本目標を新たに設定

重点項目の設定

地域文化教育の推進、情報発信の強化、特色ある文化事業の創造など5つの重点項目を設定し、短期・中期・長期で取組む内容を追加

多様な主体との連携・協働の推進

市や市民文化財団の役割や文化団体、教育機関、民間事業者などの主体別に期待される役割を明確にし、相互に連携しながらプランを推進することを明記

(5) 次期プランの構成

【基本理念】「心豊かに 人とまちが輝く 市民文化都市 さがみはら」

- 【基本目標】
- ： 「市民の文化芸術活動の活性化」
 - ： 「多彩な文化芸術を鑑賞する機会の充実」
 - ： ● 「次代の文化を担う人材の育成」
 - ： 「市民が誇れる文化財の継承」
 - ： ● 「文化芸術を生かしたまちづくりの推進」

(6) 新規施策

- ・ 美術分野の専門家による学校訪問授業の実施など地域文化教育の充実
- ・ 若手アーティストや新しい分野の作品発表機会の確保などの活動支援
- ・ 産業界等との連携体制の構築及び様々な主体を結ぶマッチング機能の強化
- ・ LINEの活用や（仮称）アートマップの作成などによる情報発信

(7) 充実改善の視点

- ・ 若い世代への支援や活動拠点の充実
- ・ 市民の自主的・主体的な文化芸術活動や鑑賞の促進
- ・ 情報発信や団体支援体制の強化及び専門的人材の適切な配置
- ・ 文化芸術を生かした観光振興や新たな産業の創出、地域活性化の推進
- ・ 文化団体や文化施設等が担う役割の明確化

(8) 今後のスケジュール

令和元年12月	議会への情報提供（市民文教部会）
令和元年12月～令和2年1月	パブリックコメント実施、教育委員会への意見聴取
令和2年2月	相模原市文化振興審議会へパブリックコメントの結果報告
令和2年3月	次期プラン 策定・公表

なお、計画期間の中間年度となる令和5年にプランの見直しを予定

第3次さがみはら文化芸術振興プラン

～ 心豊かに 人とまちが輝く 市民文化都市 さがみはら ～

(案)

目次

第1章 プランの策定に当たって	1
1 プラン策定の目的	1
2 計画期間	2
3 プランの位置付け	2
4 第2次プラン策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化等	4
5 第3次プランにおける文化芸術の捉え方	6
第2章 相模原市の文化的特徴	8
1 市の特徴	8
2 市の文化芸術に関する取組	11
3 各種調査結果	12
4 第2次プランから見た現状と課題	20
第3章 基本方針	22
1 策定に当たっての視点	22
2 基本理念	22
3 基本目標	23
4 計画の体系	24
第4章 具体的な取組	25
第5章 重点項目	40
第6章 推進体制	45
1 推進体制	45
2 プランの進行管理・評価	47

参考資料

- 1 相模原市文化振興審議会規則
- 2 相模原市文化振興審議会委員名簿
- 3 相模原市文化振興審議会開催経過
- 4 第3次さがみはら文化芸術振興プラン策定体制
- 5 市民意識調査（市民アンケート調査）結果
- 6 用語集

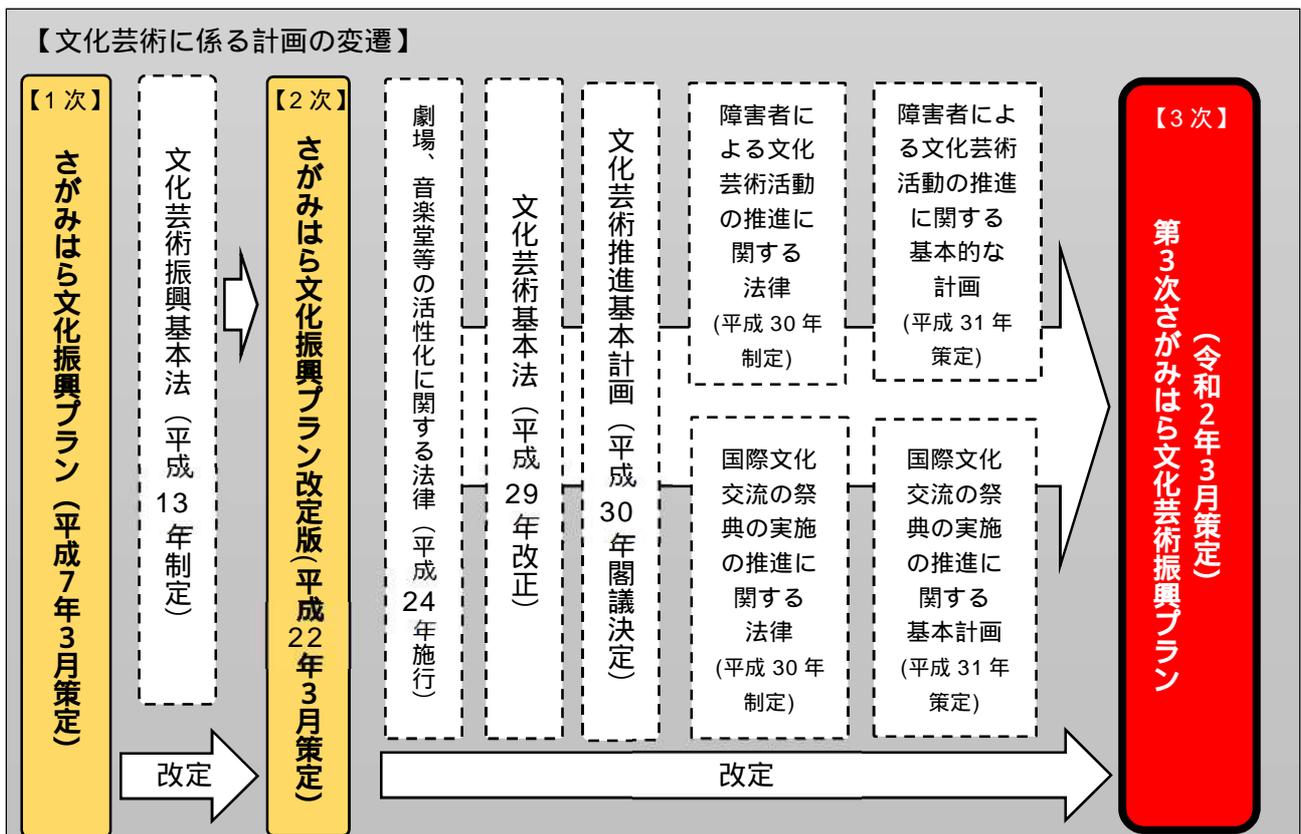
第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の目的

第3次さがみはら文化芸術振興プラン（以下「第3次プラン」という。）は、相模原市総合計画（以下「総合計画」という。）の部門別計画¹として策定するもので、文化芸術振興の目標や取り組む施策を明らかにし、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会を実現するとともに、年齢や性別、国籍、障害の有無に関わらず、全ての市民が文化芸術に関する活動を行う権利をお互いに尊重し合う社会の実現に寄与することを目的としています。

策定に当たっては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づく国の文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）に基づく障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（平成31年3月策定）及び国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）に基づく国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画（平成31年3月策定）を踏まえるとともに、本市の歴史や先人たちの営みにより培われてきた文化及び文化芸術施策の現状や課題を把握するため、市民意識調査（以下「アンケート調査」という。）や文化関係団体等へのヒアリングを実施しました。

第3次プランは、こうして把握した文化芸術に関する現状や課題を踏まえ、本市における今後の文化芸術振興を推進していくために、必要な事項を示すものです。



2 計画期間

第3次プランの計画期間は、上位計画である総合計画の計画期間に合わせ、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。また、社会状況の変化や市民ニーズを踏まえて、令和5年度を目途に検証と評価を行い、その結果に応じて見直しを行うものとします。

<市の計画>

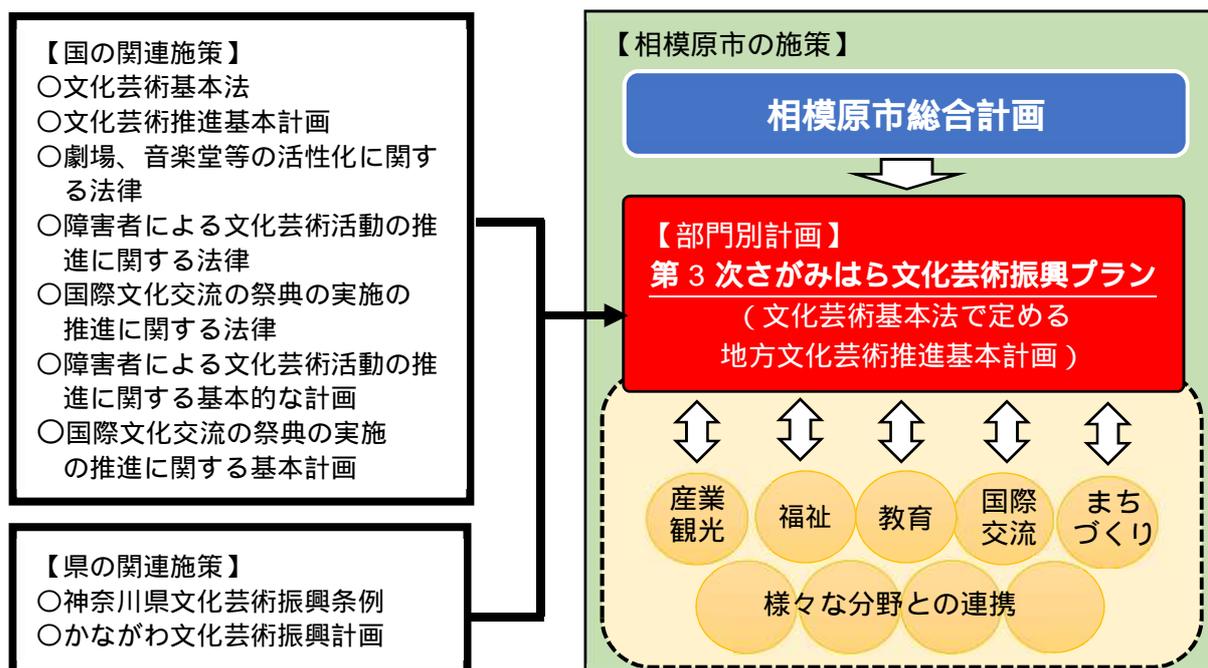
計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相模原市総合計画	令和2年度～令和9年度							
第3次さがみはら文化芸術振興プラン	令和2年度～令和9年度							

<国・県の計画(参考)>

計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
文化芸術推進基本計画	平成30年度～令和4年度			----->				
かながわ文化芸術振興計画	令和元年度～令和5年度				----->			

3 プランの位置付け

第3次プランは、関連する法律や計画等との調和を保つとともに、総合計画の部門別計画及び文化芸術基本法第7条の2第1項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定するものです。



～ 持続可能な開発目標（SDGs）²と第3次プランとの関係 ～

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。



第 3 次プランは、SDGs の理念である包摂性、参画型、統合性等を踏まえ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術と関わる機会を創出することや、市民、文化団体、企業、教育機関等多様なステークホルダー³との連携、産業・観光等の分野との相乗効果等を念頭において策定しています。

第 3 次プランを推進し、更なる文化芸術の振興と、文化芸術を通じた活力が創出される市民文化都市を実現することは、SDGs のゴールである「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくりを」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」等の達成につながります。

持続可能な社会の実現には、市民に公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するとともに、文化芸術振興に繋がる観光業を促進するための施策を立案し実施する必要があります。

また、文化芸術作品や有形・無形文化財などの文化資源を適切に保存し活用を図るとともに、行政のみならず、市民、文化団体、民間事業者、公益的団体、教育機関などの多様な主体が、それぞれのレベルに応じて課題解決に向けて参画することが重要です。

【特に関連の深いゴール】



4 第2次プラン策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化等

さがみはら文化振興プラン改定版（以下「第2次プラン」という。）を策定した平成21年度以降、文化芸術に関連して、社会状況や国、本市において様々な変化が生じています。

（1）社会状況の変化

少子高齢化やグローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中で、文化芸術を取り巻く環境も大きく変わり、分野によっては後継者の育成や適切な専門的人材の確保などが困難になってきています。また、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含むインターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及が進み、様々な情報を網羅的かつ迅速に知ることができることに加え、情報の受け手としてだけでなく誰もが情報を気軽に発信することが可能になっています。

また、こうした情報や画像処理等の技術革新は、アートの世界にもメディア芸術など新たなアートの台頭をもたらしたほか、インターネットなどを通じて伝統芸能などの日本特有の文化や伝統が海外から注目を浴び、外国人旅行客数が増加しており、令和2年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として更なる増加が予想されています。

このような社会状況の変化の中で、本市が持つ文化資源を生かして魅力を高めていく取組や様々な媒体を活用して効果的に情報を発信するとともに、次代を担う人材の育成に取り組むなど対外的なイメージの向上や文化芸術に関する振興施策を推進していく必要があります。

（2）国の動向

文化芸術関連の法律や新たな計画の策定

平成29年に文化芸術振興基本法が改正され、名称も文化芸術基本法に改められました。法改正では文化芸術振興基本法の制定から約17年が経過し、様々な社会状況の変化が進む中で、文化芸術による新たな価値の創出を広く国際社会に示す重要な契機であるという認識の下、文化芸術立国の実現を目指すとともに、観光やまちづくり等を通じた文化芸術の新たな価値の創出を図ることなどが盛り込まれました。また、文化芸術そのものの振興に加え、観光・教育・福祉・まちづくり・国際交流・産業などの分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術の更なる伝承、発展及び創造につなげていくことの重要性も明らかにされました。

また、文化芸術基本法に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする国の文化芸術推進基本計画が策定されたほか、平成30年6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が制定され、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることや、国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することなどが定められました。平成31年3月にはこれらの法律に基づく基本的な計画も策定されています。

求められる地方文化行政

国の文化芸術推進基本計画や障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画において、

各地方公共団体が地方文化芸術推進基本計画等を策定する際には、国の計画を参酌し、地域の特性に応じた文化芸術に関する計画策定と、施策の積極的な推進に努めることとされています。各計画で明記された目標や戦略、施策の方向性は以下のとおりです。

計画名	目標（目指すべき姿）	戦略（基本的な方向性）
文化芸術推進基本計画	文化芸術の創造・発展・継承と教育 創造的で活力ある社会 心豊かで多様性のある社会 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム ⁴	文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成
計画名	施策の方向性	
障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画	鑑賞の機会の拡大（鑑賞に対する支援体制の整備、地域における鑑賞機会の創出 義務教育における取組、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施等） 創造の機会の拡大（多様な創造活動の促進等） 作品等の発表の機会の確保（地域における発表機会の創出等） 芸術上価値が高い作品等の評価等（作品や芸術家等の情報収集・発信と環境整備等） 権利保護の推進（権利保護に関する研修等の実施等） 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援（地域における支援体制の促進等） 文化芸術活動を通じた交流の促進（地域におけるネットワークづくり等） 相談体制の整備等（地域における相談体制の整備等） 人材の育成等（地域における多様な人材の育成等） 情報の収集等（多様な情報の収集・発信・活用等） 関係者の連携協力（地域におけるネットワークづくり等）	

（３）本市の取組

本市は、平成 21 年度に策定した第 2 次プランで掲げる「夢輝き 未来をはぐくむ 市民文化都市 さがみはら」の実現を目指して、市民文化祭や総合写真祭フォトシティさがみはらなどの市民文化活動の支援に取り組んだほか、文化芸術活動に対する顕彰制度として「文化・スポーツ表彰」を新設するなど文化芸術の振興に向けた取組を推進してきました。

また、平成 24 年度に文化芸術活動や交流活動の場として「もみじホール城山」を開館したほか、文化芸術振興施策の一環として、本市の美術環境に恵まれた地域特性や美術に関わる豊富な活動実績を生かし、「さがみはらの未来へ向け、市民とともに、まちづくり、ひとづくり、ものづくりをおこなうアートフィールド⁵の拠点」を基本理念とした美術館基本構想を平成 28 年 5 月に策定しました。現在は、美術館基本構想を踏まえたアトラボはしもとの再整備に向けた検討を進めるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化事業「さがプロ 2020 文化事業⁶」などの取組を進めています。

5 第3次プランにおける文化芸術の捉え方

(1) 文化芸術とは

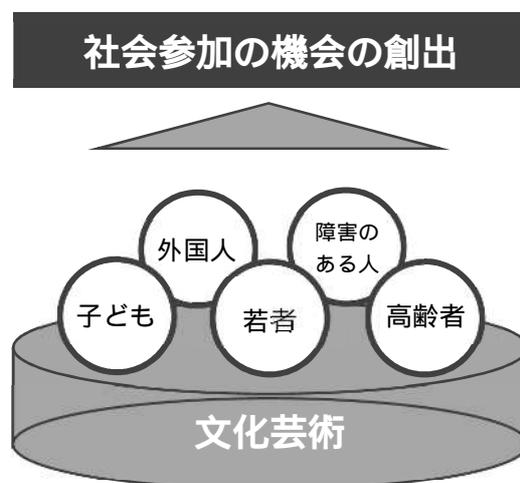
文化芸術基本法では、文化芸術を人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもので、さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものとしています。

戦後に誕生した市としては初めての政令指定都市として、交通インフラや産業の更なる発展を続ける本市において、街の成熟とそこに暮らす人々が輝くため、文化芸術はますます重要なものとなっています。

(2) 文化芸術の意義

文化芸術は、心の豊かさや活力、創造力の源泉となり、豊かな人間性のかん養に寄与し、人間相互の理解を促進するなど共に生きる社会の基盤を形成するものです。また、子ども・若者、高齢者、障害のある人、在留外国人等それぞれの持つ力を最大限に引き出し、社会への参加機会を開くものでもあります。さらに、文化芸術が観光や教育、スポーツなど他の分野と結び付くことにより、新たな需要や高い付加価値を生み出すことができます。

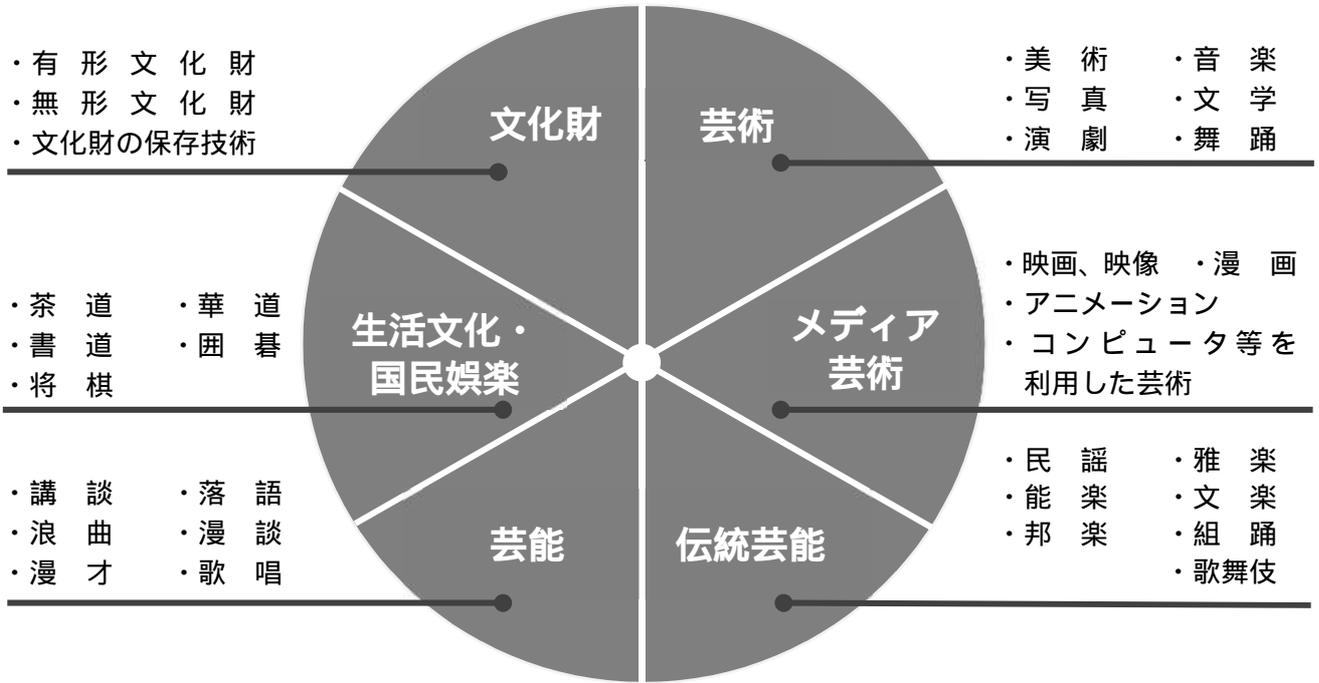
文化芸術の振興を図ることは、年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず全ての人が「共にささえあい生きる社会」の実現に寄与し、人々の日常生活に楽しさや生きがいを与え豊かな心を育むだけでなく、社会とのつながりや交流などを通じて人生に潤いを与えることのできるものであると言えます。



【文化芸術の社会的意義のイメージ】

(3) 第3次プランにおける文化芸術の範囲

第3次プランにおいては、文化芸術基本法に示されている内容を踏まえ、相模原市でこれまで育まれてきたものを総称して「文化芸術」とし、具体的には下記の6分野を範囲とします。



第2章 相模原市の文化的特徴

1 市の特徴

(1) 市の概況

本市は昭和29年に市制を施行し、神奈川県で10番目の市として誕生しました。昭和30年に地勢の特色を生かして内陸工業都市を目指し、工場誘致条例を制定して工場の積極的誘致を図りました。昭和33年8月には、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による市街地開発区域第1号の指定を受けたことを契機として、企業や住宅団地の進出が活発になりました。折から国の高度経済成長政策や、首都圏に位置していたこともあり、昭和30年代からはベッドタウンの様相も呈するようになりました。人口も昭和42年に20万人を突破するとその後も全国でもまれにみる急増を続け、平成15年に中核市に移行しました。その後、平成18年に津久井町及び相模湖町、平成19年には城山町及び藤野町と合併し、人口が70万人を超え、平成22年4月に政令指定都市へと移行しました。津久井地域との合併により、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等の水がめを抱えたほか、市の北西部には急峻な山々が連なり、南西部には丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯があり、豊かな自然を形成しています。

(2) 市の文化的特徴

本市には、市内及びその周辺に大学などの美術系専門教育機関があるほか、アートラボはしもとや相模原市民ギャラリー、藤野芸術の家などのアート系公共施設があります。また、数多くのスタジオ(作品制作場)があるほか、多くの芸術家や若手アーティストが在住しているなど、美術環境に恵まれた特性を有しています。また、各文化団体主催の企画展の開催や子どもを対象とした音楽鑑賞事業等が実施されるなど、文化芸術の振興に向けた団体活動が活発に行われています。

さらに、優れた芸術作品に触れる機会の提供や文化芸術活動の場を拡大するため、音楽や演劇などで鑑賞や発表を行うことが出来るホールなどの文化施設を有しているほか、地域の学びの拠点となる公民館が32館あり、各館において様々な市民文化団体が活動をしています。

また、第2次世界大戦の最中、日本を代表する近代画家たちが疎開し創作活動を行っていた経緯から、暮らしと芸術が調和したまちづくりを進めてきた藤野地区には約30点もの野外環境彫刻作品を野外展示している「芸術の道」があるほか、市内には小原宿本陣をはじめとする様々な文化財もあります。

主な文化施設や文化財については、次のとおりです。

主な文化施設

アートラボはしもと

美術系大学等との連携によるワークショップ⁷やまちづくり活動等を通じ、様々なアート事業を展開する「アートの活動拠点」です。

ここでは大学で専門的にアートを学んでいる美大生や若手アーティストを中心に、企画の立ち上げや制作活動、作品展示等を行っています。



相模原市民ギャラリー

JR横浜線相模原駅の駅ビルの中にある本格的な展示設備を持つ公共ギャラリーで、絵画や写真・書・工芸など市民が日ごろの制作活動を発表する場として利用されているほか、市の収蔵美術品を中心とした企画展や芸術家の団体による会員展、さらには総合写真祭フォトシティさがみはら等が開催されています。また、市ゆかりの作家を紹介するミニ展示コーナーもあります。



相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール）

相模大野駅近くにある多目的ホールで、1,790席の大ホールや床可動装置を備える多目的ホール、リハーサル室や練習室などを併せ持ち、市民に芸術文化に触れる様々な機会を提供しています。特に大ホールで行われるコンサートやミュージカル、バレエ、舞踊などは芸術性の高い国際レベルのものが多く、施設の特徴となっています。



杜のホールはしもと

橋本駅近くにある多目的ホールで、535席のホールや展示・式典等にも使える多目的室、音楽スタジオや練習室などを備えています。コンサートをはじめ、演劇やミュージカル・落語などが行われるほか、市民が文化芸術活動を実践する場としても活用されています。



国立映画アーカイブ相模原分館(旧東京国立近代美術館フィルムセンター)

日本唯一の国立映画機関で本館は東京の京橋にあります。「映画を残す。映画を生かす」ため、本館と分館の2館で約80,000本もの映画フィルムやポスター・脚本・機材などを収蔵しています。分館は保存専用施設であるため、通常は原版フィルムの保存やその修復・復元作業などを行っていますが、市との連携により、年に数回、映写ホールにおいて収蔵フィルムの上映会を開催しています。



藤野芸術の家

豊かな自然の中で陶芸や木工、ガラス工芸などが体験できる施設で、道具や材料が揃った各工房には専門スタッフがあり、指導を受けながら制作を楽しめます。また、音楽や演劇、ダンスなどの練習ができるスタジオがあり、プロのミュージシャンなどにも利用されています。レストランや宿泊機能もあるため、泊りがけでの制作活動が可能です。



文化財

「大日野原遺跡出土の土偶付深鉢形土器及び人体文深鉢形土器」が、令和元年9月30日に「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例」(平成12年相模原市条例第27号)に基づき、市指定文化財として指定されました。その結果、相模原市内の指定文化財は91件、登録文化財は89件となっています。指定文化財の内訳は、国指定文化財が10件、県指定文化財が17件、市指定文化財が64件で、登録文化財は、国登録文化財が10件、市登録文化財が79件となっています。

(令和元年9月30日現在)

類型	種別	相模原市		神奈川県 指定	国指定		国登録	合計
		指定	登録		重要	国宝・特別		
有形文化財	建造物	7	13	3	1		10	34
	絵画	2		3				5
	彫刻	14						14
	工芸品			1	2			3
	書跡・典籍							0
	古文書	4						4
	考古資料	16		2				18
	歴史資料	10	12					22
無形文化財	演劇・音楽・工芸技術等							0
民俗文化財	風俗慣習・民俗芸能・ 民俗技術(無形)	3	7	3				13
	無形民俗文化財用の 衣服・器具等(有形)	1	26					27
記念物	遺跡(史跡)	6	17		4			27
	名勝地(名勝)		1					1
	動植物、地質鉱物 (天然記念物)	1	3	5	2	1		12
合計		64	79	17	9	1	10	180

斜線部：文化財保護法上の規定なし

史跡田名向原遺跡(国指定史跡)

区画整理事業に伴う発掘調査により、平成9年にわが国最古の建物跡と推定される後期旧石器時代末(約20,000年前)の遺構(住居状遺構)が発見された遺跡です。



旧青柳寺庫裡(県指定重要文化財)

江戸時代中期に建てられたと推定される建物で、県下の近世上層大形民家の間取りや構造を基本としながら、土間の妻側にも入口を設けた妻入りの形式となっているなど庫裡独自の要素を保っています。



田名八幡宮の的祭(市指定無形民俗文化財)

豊凶を占う歩射行事で、郷土の風俗慣習を知る上で極めて重要なものです。神官がくじ引きで正副の射手を決め、弓矢を授け、的場につき計12回射て、その年の作物の豊凶を占います。射手は満2歳から5歳の男児で、前年に不幸のなかった家から選ばれます。



2 市の文化芸術に関する取組

(1) 第2次プランに基づく取組

第2次プランに基づき、これまで市として様々な事業を実施するとともに支援を行ってまいりました。また、民間団体による文化芸術振興に資する取組も活発に行われています。

平成22年度から令和元年度までの主な取組内容は、次のとおりです。

基本目標	主な取組	民間団体による活動	各取組から見えた主な課題
多彩な市民文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各文化協会、市民文化祭、フォトシティさがみはら等への支援 「文化・スポーツ表彰」の新設 公民館、相模原市民ギャラリー等の公共施設の貸出し さがみ風っ子文化祭⁸、児童工作展、子ども陶芸教室、あじさい大学⁹交流作品展等の開催 芸術家のスタジオ（作品制作場）を紹介する SUPER OPEN STUDIO¹⁰の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市民合同演奏会、市民交響楽団定期演奏会、民謡舞踊演奏大会、日本舞踊・箏・尺八公演会、美術展、華道展、写真展、合唱祭等の開催 民謡、ダンス、書道、マジック等の研修会や講座の開催 相模原ジュニアオーケストラ等のコンサートの開催 美術系大学主催ワークショップ等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者や参加者、参加団体の固定化 作品の応募件数の減少 新規参加者の獲得
文化を身近に感じる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 街かどコンサート、市収蔵美術品展、相模原新能、ふれあい文化講座¹¹等の開催 優秀映画鑑賞推進事業等の実施 文化芸術イベントガイドの発行 もみじホール城山等の整備 市美術館基本構想の策定、文化振興基金の設置 	<ul style="list-style-type: none"> プロ・アマ芸術家団体による様々な展覧会の開催 絵画を通じた国際交流の推進 プロの音楽家による小学生を対象とした鑑賞事業等の実施 文化施設におけるコンサート等の開催 大学美術館におけるコレクション展等の開催 相模原市民文化財団による情報紙 Move¹²等の発行による情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域での開催拠点の確保 周知方法の改善・充実
市民が誇れる文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存調査及び古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）等の文化財施設を活用した体験教室の実施 郷土の自然や文化を継承するための各種収蔵資料を生かした事業の開催及び相模原市史、津久井町史の刊行 民俗芸能大会や小原宿本陣祭等の開催 文化芸術に関わる団体の後継者育成等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の文化財探訪の実施 機関誌「相模原の自然と文化」及び「さがみはらの民俗芸能」の発行 文化財団体による講演会の開催などの普及啓発活動の実施 教職員への研修や授業支援等の学校連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術に関わる団体の後継者不足 定例事業への参加者の拡大 若年層の事業への参画
文化を振興するための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> アートラボはしもと事業連携の協定を複数の美術系大学と締結 市民文化祭や市民合同演奏会等において実行委員会を組織 市民団体やボランティア、NPO、相模原市民文化財団との連携強化 さがみはら文化振興懇話会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会委員の後継者不足 指導者、ボランティア等の確保 若い世代との連携等も視野に入れた事業運営

3 各種調査結果

第3次プランの策定に向けた取組として、文化に関する市民の意識や文化活動の状況を把握することを目的にアンケート調査を実施するとともに、市内で活動している文化団体に対して、活動状況や今後の展望などについてヒアリングを実施しました。

(1) 市民意識調査（アンケート調査）

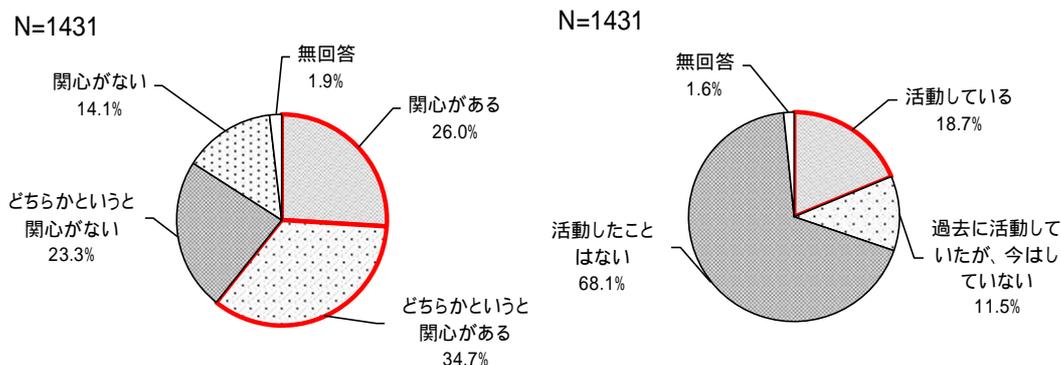
< 概要 >

実施期間	平成30年9月7日（金）～平成30年9月28日（金）
対象者	16歳以上の市内在住者（3,000人）
回答数（回収率）	1,431通（47.7%）
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出（外国人含む。）
調査方法	郵送（郵送配布 - 郵送回収）
設問数	Faceシート5問、質問25問、自由意見
調査項目	<p>A：回答者の属性に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、居住年数、職業、子どもの有無、居住地区 <p>B：生活実態や考えに関する項目（質問：25問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術分野への関わりの状況に関する事 ・文化的な活動状況に関する事 ・文化芸術の鑑賞状況に関する事 ・文化芸術活動をする上での情報に関する事 ・文化芸術施設の利用状況に関する事 ・市の取組に関する事 <p>C：文化芸術に関する意見や要望に関する事（自由意見）</p>

< 結果 >

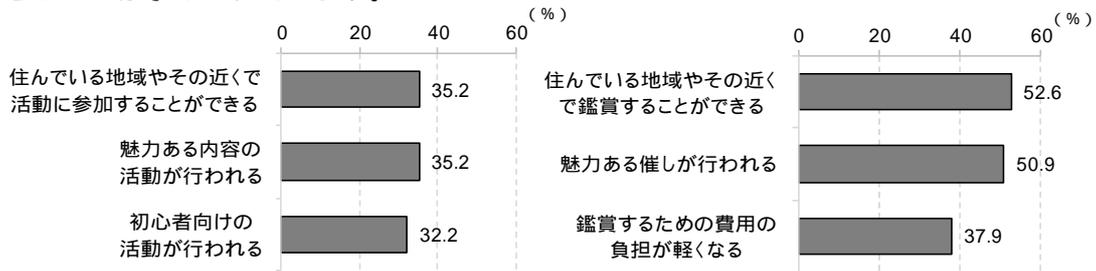
文化的な活動に対するアクセスについて

文化的な活動に関心のある人は6割程度ですが、過去1年間で文化的な活動をしたことがある人は2割弱となっています。文化的な活動をしたことがない理由では、気軽にやってみる機会がないことなどが挙げられています。



文化的な活動への関心度（左図）と過去1年間の文化的な活動の状況（右図）

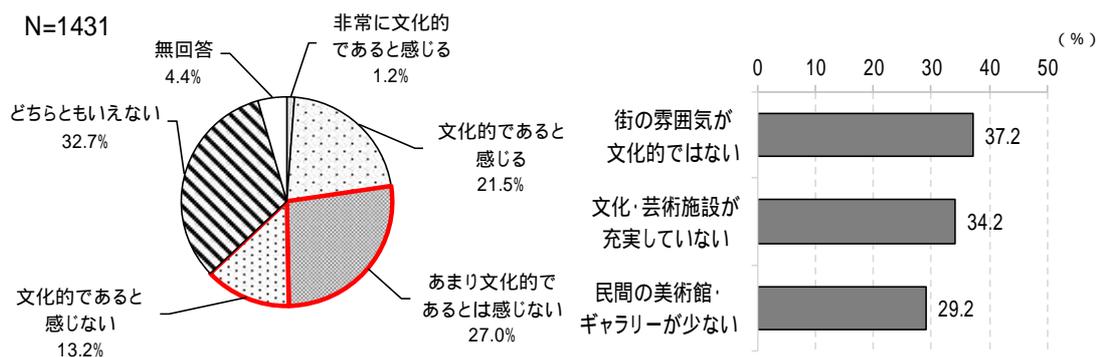
文化芸術に関する活動や鑑賞に参加しやすくなるために、住んでいる地域やその近くで参加できることが求められています。



文化的な活動への参加に必要なこと (上位3項目: 左図) と文化芸術の鑑賞に必要なこと (上位3項目: 右図)

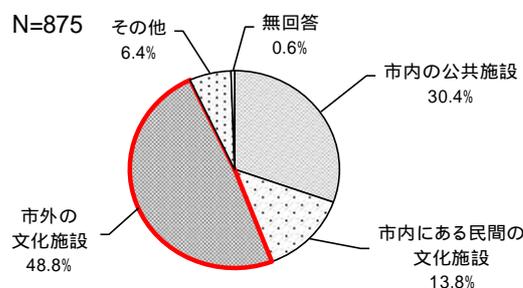
市内施設や取組の充実について

市を文化的な環境であると感じている人が2割程度であるのに対して、文化的であると感じない人が約4割と文化的であると感じていない人の方が多いう状況となっています。理由をみると、街の雰囲気や文化的ではないが最も多く、次いで文化芸術施設が充実していないとなっています。



相模原市が文化的な環境であると思うか (左図) と文化的な環境ではないと感じる理由 (上位3項目: 右図)

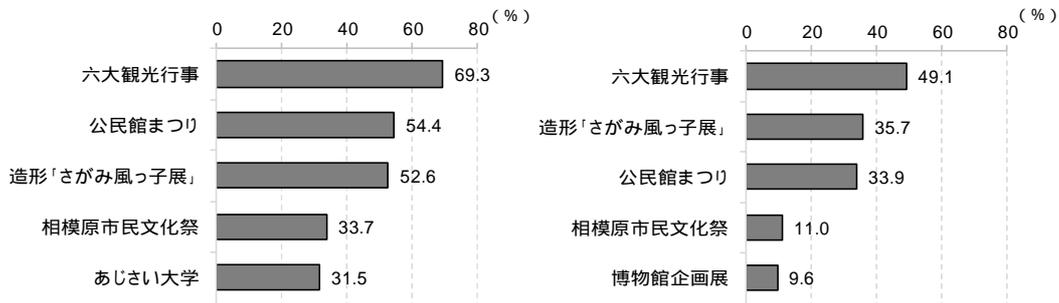
文化芸術の鑑賞の際に、市外の文化施設を利用する人がおよそ半数となっています。



文化芸術の鑑賞の際に利用する施設の場所

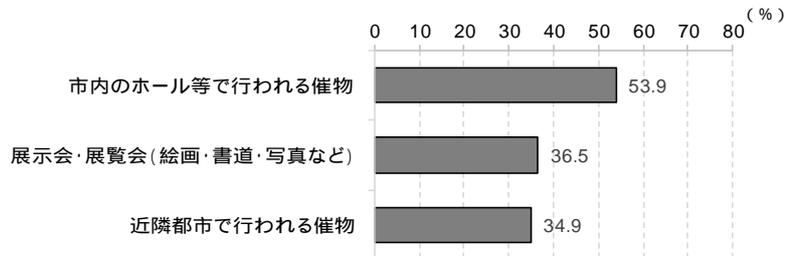
市内の文化施設や催物に関する情報発信について

六大観光行事や公民館まつりなど一部の事業を除いて、多くの事業が市民にあまり知られておらず、参加状況についても同様に低い状況となっています。



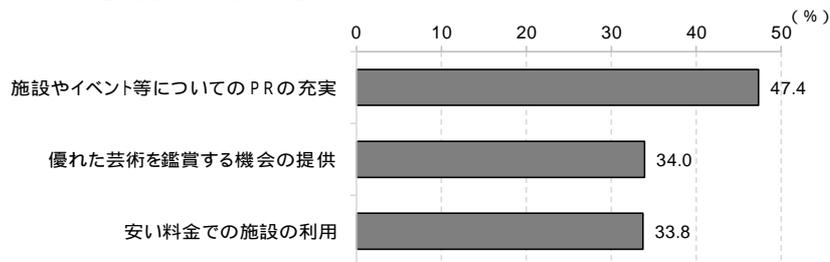
文化事業の認知度（上位5項目：左図）と参加状況（上位5項目：右図）
 六大観光行事...泳げ鯉のぼり相模川、相模の大凧まつり、上溝夏祭り、さがみ湖湖上祭花火大会、橋本七夕まつり及び相模原納涼花火大会

知りたい文化芸術の情報として、市内のホール等で行われる催物が5割を超えて最も多くなっています。



知りたいと思う文化芸術に関する情報（上位3項目）

文化的な活動や鑑賞を活発に行うために、市の文化政策に期待することとして、施設やイベント等についてのPRの充実が最も多くなっています。



文化的な活動や鑑賞を活発化するために市の文化政策に期待すること（上位3項目）

文化財を観光の資源としての活用について

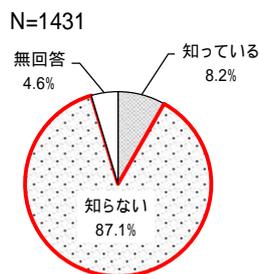
文化財を観光の資源として魅力あるものにしていくために、周辺環境が整備されていることが重要であるとしている人が6割を超えています。



文化財を観光資源として魅力あるものとするために重要であると思うこと（上位3項目）

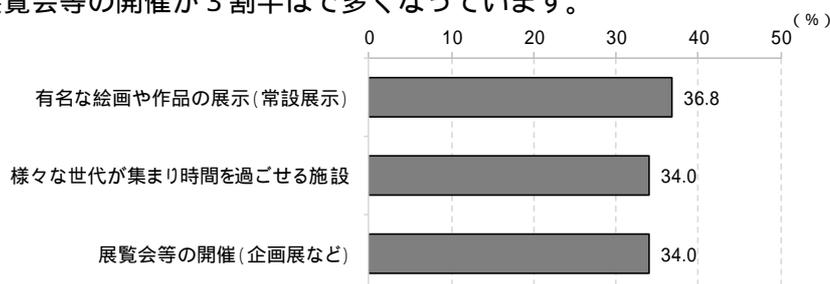
美術館の建設について

相模原市が美術館整備に向けた検討を行っていることを知っている人は、1割未満となっています。



美術館整備に向けた検討の実施の認知度

美術館を整備する際に望むこととして有名な絵画や作品の展示、様々な世代が集まり時間を過ごせる施設、展覧会等の開催が3割半ばで多くなっています。



美術館整備の際に望むこと (上位3項目)

<アンケート調査結果からみる課題>

文化的な活動に対するアクセスのしやすさが求められている

文化的な活動に関心のある人は6割程度ですが、過去1年間で文化的な活動をしたことがある人は2割弱(国の調査では3割弱)となっており、気軽にやってみる機会がないことなどが理由となっていることから、文化的な活動を気軽に行えるきっかけが求められています。文化芸術に関する活動や鑑賞に参加しやすくなるためには、住んでいる地域やその近くで参加できることが求められています。

文化施設の利用を高めるため、市内施設における取組の充実が求められている

相模原市を文化的な環境であると感じている人が2割程度であるのに対して、文化的であると感じない人が約4割と、文化的であると感じていない人の方が多い状況です。理由をみると、街の雰囲気は文化的ではないが最も多くなっています。文化芸術の鑑賞の際に、市外の文化施設を利用する人がおよそ半数と多くなっています。過去1年間で市内の公共施設や民間の文化芸術施設を文化芸術の鑑賞や活動のために利用した人は、3割半ば程度となっており、6割以上は利用していない状況にあります。

市内の文化施設や催物などの情報発信が求められている

六大観光行事や公民館まつりなど一部の事業を除いて、多くの事業が市民にあまり知られていません。また、参加状況についても同様に低い状況となっています。知りたい文化芸術の情報として、市内のホール等で行われる催物が5割を超えて最も多くなっており、市内で行われる文化芸術に関する催物の情報の発信が求められています。

< 第2次プランで掲げる成果指標目標値と調査結果の比較 >

基本目標 『多彩な市民文化活動の推進』

【指標】文化芸術に携わっている人の割合

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	市民意識調査 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	55.0%	-	60.0%
実績値	49.6%	34.3%	48.4%	24.8%

～ 考察 ～

文化芸術に携わっている人の割合は、アンケートの調査方法を変更したことも影響し減少しています。一方で、平成 26 年度調査時は回答率 94.2%中、回答した市民の 63.6%が文化芸術に携わっていない状況だったことに対し、平成 31 年度調査時では回答率 44.3%中、携わっていない市民の割合は 44.0%と減少しています。割合が減少している要因には、文化芸術活動や鑑賞に興味や関心があっても自宅近くで活動することが出来ないと参加しづらく、気軽に参加出来る初心者向けの活動が行われたり、一緒に活動する仲間がいないと文化団体の敷居が高く、参加がしづらいつ感じている傾向があることが挙げられます。また、様々な催しが開催されていても、情報が入手しづらいつ感じている市民も多いことなども課題となっています。

【指標】文化財普及活動へのボランティア参加者数

	基準値 【平成 20 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	総合計画進行管理 【平成 29 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	530 人	740 人 (旧目標値 663 人)	790 人 (旧目標値 700 人)
実績値	375 人	636 人	724 人	人

～ 考察 ～

令和 2 年 1 月 31 日現在

文化財普及活動へのボランティア参加者数は、平成 20 年度から平成 29 年度までにかけて、349 人増(93.1%増)となり、ほぼ倍増しています。これは、文化財普及活動に対するボランティア参加が根付き、文化財調査・普及員¹³が積極的かつ恒常的にボランティアに参加するようになったことによるものであると考えられます。

基本目標 『文化を身近に感じる環境づくりの推進』

【指標】相模原が文化的な環境であると感じる市民の割合

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	市民意識調査 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	33.0%	-	35.0%
実績値	30.9%	28.4%	22.7%	25.9%
(参考)文化的な環境 ではないと感じる 市民の割合	46.2%	44.0%	40.2%	35.6%

～ 考察 ～

文化的な環境であると感じる市民の割合は減少傾向にありますが、文化的な環境ではないと感じている市民の割合も減少しています。年代別に見るといずれの年代においてもどちらとも言えないと感じる割合が高くなっており、文化芸術活動に参加する機会の充実を図るため様々な文化芸術事業を展開し

た結果、一定の効果があつたと考えられますが、街の雰囲気や施設が充実していないなどの理由から、文化的な環境であるとは言いえない状況にあります。

【指標】市内の文化芸術施設(ホールや公民館等)を利用している人の割合

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	市民意識調査 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	53.0%	-	55.0%
実績値	50.7%	41.5%	34.6%	41.2%

～ 考察 ～

市内の文化芸術施設を利用している人の割合は平成 26 年度の調査時から横ばいで推移しています。平成 30 年度に実施した市民意識調査結果では、文化芸術の鑑賞の際に、市外の文化施設を利用する人がおよそ半数と多くなっていますが、施設が身近にないと回答した人の割合は平成 19 年度調査時よりも改善がされており、ユニコムプラザさがみはら¹⁴ やもみじホール城山など新規施設整備の効果もあると考えられます。

基本目標 『市民が誇れる文化の継承』

【指標】文化財の指定・登録件数

	基準値 【平成 20 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	実績値(参考) 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	158 件	-	180 件
実績値	136 件	167 件	179 件	180 件

～ 考察 ～

文化財の指定・登録件数は、平成 20 年度から平成 30 年度までにかけて、43 件増(31.6%増)となり、ほぼ毎年、恒常的に増加してきました。平成 30 年度時点での指定・登録件数は 179 件であり、令和元年度には 1 件の指定が行われたことから、最終目標である 180 件を達成することができました。

【指標】古民家園及び史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館(旧石器ハテナ館)の入館者数

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	実績値(参考) 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	98,000 人	-	110,000 人
実績値	38,795 人	62,441 人	55,237 人	人

～ 考察 ～

令和 2 年 1 月 31 日現在

古民家園及び史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館(旧石器ハテナ館)の入館者数は、平成 19 年度から平成 30 年までにかけて、16,442 人増(42.4%増)となっています。これは、両施設で行われる様々な活用事業について、広報紙や市ホームページへ掲載してきたことや、ポスターやチラシを公共施設等に配布してきたことによる効果があつたと考えられます。しかし、様々な活用事業が開催されていても、情報が入手しづらいと感じている市民も多いことなどが課題として挙げられます。

(2) 団体及び施設へのヒアリング調査

< 概要 >

実施期間	平成 30 年 9 月～12 月
対象団体（施設）	対象団体：18 団体 対象施設：5 施設
調査項目	【団体】 A：団体の活動・運営の概況 B：団体の活動・運営に当たった課題 C：団体の活動・運営に当たった市の期待すること D：当該分野全体の活性化のために必要なこと E：今後の展望 【施設】 F：施設の役割 G：これまでの成果 H：実施事業に係る課題 I：運営に係る課題 J：利用者からの要望 K：今後の展望 L：市の期待すること

文化団体

市内で活動する 18 団体に対して、活動や運営に当たった課題やその対応策などについてヒアリングを行ったところ、次のような意見をいただきました。

団体の活動・運営に当たった課題について

若い会員の新規入会が少ないため、会員の高齢化が進んでいます。若い世代は協会に加入していない団体で活動をしたり、新しい団体を創って活動をしたりする場合があります。また、入会した場合でも学校や仕事を理由に辞めてしまう人が多いため、会員数が減少し活動に支障が出る場合があります。さらに、練習や展示の場所や会員減少等に伴う予算の確保が課題となっています。

団体の活動・運営に当たった課題への対応策について

新しい会員の獲得に向けて、演奏会や発表会の内容を充実していく必要があります。また、小・中学生を対象に講習会などの取組を行っており、子どもたちにも文化芸術に親しんでもらう機会を提供していますが、無料で利用できる活動場所の確保のほか、今後、活動を継続していく上で、地元企業からのバックアップなども必要になってくるため、団体と企業とをマッチングするなどの支援が望まれます。

活性化のために必要なことについて

教育・福祉分野など他分野との展開が必要です。特に教育分野については、小・中学校との連携により児童・生徒に文化芸術を伝えていくことが必要になります。また、市が主体となって文化芸術を盛り上げるための取組や市民や地元企業を巻き込んだ取組が必要で、そうした取組が地域の活性化にもつながると思われます。さらに文化芸術活動をする上で、文化芸術の拠点や団体の練習場所など、文化芸術活動や鑑賞をしていく際の環境の整備が重要になります。

文化施設

市内にある文化施設5か所に対して、地域において当該施設の果たす役割やこれまでの成果、当該施設が抱える課題などについてヒアリングを行ったところ、次のような意見をいただきました。

施設の役割について

市民の文化芸術活動や鑑賞の場としての役割を担っており、地域に根差した施設として親しまれています。また、市民の憩いの場としての役割も果たしており、施設を介して地域の作家のつながりが生まれています。さらに市や学校の行事で子どもたちが来場したり、作品を展示したりしていますが、親子や祖父母で展示を見に来るなど家族のつながりにも寄与しています。

事業実施に係る課題と課題の解決策について

団体と同様に利用者や来場者は高齢の方が多く、若い人の利用が少ない状況です。そうした状況に加えて、財政状況等を鑑みると新たな企画立案等の対応策も限られてきます。そのため、紙媒体での広報だけでなく、SNSを活用した情報発信により若い世代の取り込みを図っています。

施設運営に係る課題と課題の解決策について

施設や設備の老朽化や劣化が進行しているため、維持・修繕をすることが課題となっています。全ての施設や設備を同時に修繕することはできないため、防災設備や人命にかかわるような設備を最優先で改修しています。その他の場所については、劣化の状況を踏まえて改修をしています。さらに、現場のスタッフと密に連携を取ることで対応しています。

4 第2次プランから見た現状と課題

市の特徴、第2次プランに基づく取組、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、第2次プランで定めた基本目標に応じて現状と課題を整理しました。抽出された課題を踏まえつつ、国が策定した計画で新たに位置付けられた、文化芸術と他の分野を結び付けて価値や魅力を高める視点や、効果的な投資と活用による交流人口の増加等の地域活性化を図る視点等を盛り込み、第3次プランの方針を定めることとします。

基本目標 多彩な市民文化活動の推進 - はぐくむ -

市民文化活動の推進に向けて、各文化協会、市民文化祭、市民合同演奏会等への支援や活動の場の提供、特色ある事業の実施、各種発表会やワークショップ等の開催に取り組んできました。

しかし、ヒアリング調査から高齢化等により団体活動の活性化が困難な状況にあることや、文化の未来を担う若い世代の活動支援が求められていることが分かったほか、市民意識調査からは文化芸術活動や鑑賞に興味や関心があっても身近な環境で活動することができないことや、情報が入手しづらいと感じている市民が多いという実態が分かりました。こうした実態から成果指標として掲げた「文化芸術に携わっている人の割合」については、ほぼ横ばいで推移していたことを踏まえると、多彩な市民文化活動の推進が十分に図られたとは言えず、実態を踏まえた活動の支援や気軽に参加できる事業を実施するなど対策を講じる必要があります。

基本目標 文化を身近に感じる環境づくりの推進 - つなぐ -

藤野地区では野外環境彫刻作品を展示した「芸術の道」を活用して芸術と調和するまちづくりを進めてきたほか、街かどコンサートや市収蔵美術品展を市役所ロビーや商業施設等で開催するとともに、文化団体による展覧会や鑑賞事業を文化施設で実施するなど、文化芸術を身近に感じる環境づくりに取り組んできました。また、文化芸術イベントガイドや情報紙 Move を発行する等、情報発信に努めてきましたが、市民意識調査からはより身近な環境で鑑賞ができる機会の充実や、市内で行われる催しの更なる情報の発信が求められており、成果指標として掲げた「相模原が文化的な環境であると感じる市民の割合」も減少傾向であることから、目的や対象の世代に合わせた媒体を活用した情報発信や活動拠点の充実を図るなど、文化芸術を身近に感じる環境づくりについて一層推進していく必要があります。

基本目標 市民が誇れる文化の継承 - つたえる -

市内には、旧石器時代・縄文時代の国指定史跡や歴史的建造物が多く所在するなど貴重な文化財が現存しています。こうした文化財の保存調査等を進めたことにより、成果指標として掲げた「文化財の指定・登録件数」については、ほぼ毎年恒常的に増加しており、最終目標を達成する状況にあります。また、「古民家園及び史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館(旧石器ハテナ館)の入館者数」については、様々な事業を展開してきたものの、情報が入手しづらいと感じている市民も多いことから目標の達成は難しい状況にあります。また、文化芸術に関わる団体の後継者育成等の支援を行ってきましたが、団体へのヒアリング調査から若い会員の新規入会が少なく、文化芸術を支える人材が不足している状況にあり、後継者不足の解消には至っていないため、課題解消に向けて取り組む必要があります。

基本目標 文化を振興するための仕組みづくり -すすめる-

市内や近隣には美術系大学や文化施設が多数あるほか、多くの芸術家や若手アーティストが市内に在住し、様々な文化団体による活動が活発に行われています。そのため、文化芸術を振興するための仕組みづくりとして、美術系大学、市民団体、相模原市民文化財団等との連携を図るとともに、文化団体等で構成する「さがみはら文化振興懇話会」を開催し、市や団体間の取組状況等に関する情報交換を行うなど体制の強化に取り組んできましたが、ヒアリング調査結果から市による企業等多様な主体をマッチングする支援が必要との意見が出されたことや、国の文化芸術推進基本計画において地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成を目指すこと等が示されたことを踏まえ、様々な主体が一体となって更なる文化芸術振興を図る仕組みづくりに取り組む必要があります。

第3章 基本方針

1 策定に当たっての視点

第3次プランの策定に当たっては、これまでの様々な取組により培ってきた文化的な土壌や環境を、必要な改善を図り、より成熟した形で次代に引き継ぐため、現行の取組を継続しつつ、前章で抽出された課題を踏まえ、次に掲げる視点により充実改善を図ります。

また、文化芸術を観光や経済などの他分野と結び付け連携を図るとともに、劇場、音楽堂の活性化に関する法律や、障害のある人の鑑賞機会や創造機会の拡大などの視点が新たに盛り込まれた国の文化芸術推進基本計画、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の内容を踏まえて策定します。

充実改善の視点

1. 若い世代への支援の充実
2. 活動拠点の充実
3. 情報発信の強化
4. 市民の自主的・主体的な文化芸術活動や鑑賞の促進
5. 団体支援体制の強化
6. 文化芸術を生かした観光振興や国際交流等の推進
7. 文化団体や文化施設等が担う役割の明確化
8. 文化芸術への効果的な投資と戦略的活用による新たな産業の創出や地域活性化の推進
9. 専門的人材の適切な配置

2 基本理念

文化とは、人々の生活と密接な関わりを持つものであるとともに、その関わりを通して人々の心を豊かにするものでもあります。そうした文化が人々にもたらす影響を踏まえて、本市は市民が文化芸術活動や鑑賞など文化と触れることで、心に安らぎや生活の充実がもたらされる街、そして、市外も含めて多くの人々が集い、相模原の文化芸術に触れて、心の安らぎや生活の充実などの影響を受けることで、街全体が文化的な雰囲気にも包まれ、いきいきとして明るさがあふれる文化芸術が溶け込んだ街を目指し、以下の基本理念を掲げます。

心豊かに 人とまちが輝く 市民文化都市 さがみはら

3 基本目標

本市の現状と課題や策定に当たっての視点、基本理念等を踏まえ、以下の5つの基本目標を設定します。これらの基本目標の下、今後の取組の方向性を定め、各種取組を推進していきます。

【5つの基本目標】

基本目標 市民の文化芸術活動の活性化

文化芸術活動が活発に行われることは、活力のあるいきいきとした都市としての魅力を無限に膨らませる力があります。本市が将来にわたって魅力的な都市であり続けるために、性別や国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての市民が積極的に文化芸術活動を行うことができる土壌づくりに努めます。

基本目標 多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出

本市は、相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール） 社のホールはしもと、小原宿本陣、藤野ふるさと芸術村メッセージ事業¹⁵ 等のような、豊富な文化資源や特色ある文化芸術事業を有しています。全ての市民がより身近な場所で優れた文化芸術に触れる機会の充実を図るため、質の高い公演や展覧会の開催を促進するとともに、拠点の充実や文化芸術事業に関する情報の発信に努めます。

基本目標 次代の文化を担う人材の育成

文化は長い時間をかけて作られた社会的な財産であり、個々人が「共にささえあい生きる社会」の基盤を形成するものです。また、豊かな人間性のかん養や創造力、感性の育成だけでなく、子ども達が自らのアイデンティティ¹⁶ を形成していく上でも重要なものです。こうしたことから、相模原で育まれてきた文化が次の世代に継承するため、文化を担う人材を育成します。

基本目標 市民が誇れる文化財の継承

市内には、国指定史跡、神社仏閣、彫刻、歴史資料等、地域に伝わる貴重な文化財や長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く存在します。その貴重な文化財や伝統文化を守り、将来の相模原のために受け継いでいくために、文化財の調査研究や保存活用を推進します。

基本目標 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

地域の文化資源への投資による産業や雇用の創出、文化財を生かした地域振興など、文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものでもあります。地域の様々な文化資源を活用し、観光振興や産業振興の創出に向けて取り組みます。

4 計画の体系



第4章 具体的な取組

基本目標

市民の文化芸術活動の活性化

～ 関連する主な SDGs ～



(1) 目指す方向性

方向性 文化芸術活動に取り組みやすい環境づくり

市民が気軽に文化芸術活動を行う機会を創出するため、様々な分野で行われている市民の文化芸術活動を支援するとともに、文化団体等と連携しながら参加しやすく文化芸術に触れることができる事業の充実を図ることで、市民が文化芸術活動に取り組みやすくなり、長年にわたり住み続けたいと思える環境づくりに取り組みます。

方向性 文化芸術活動に関する情報の発信

本市では様々な文化団体等が活発に活動していることから、団体等への支援を充実させるとともに、市民がより身近な環境で気軽に文化芸術活動を行う上で必要な情報や団体等の魅力を発信し、性別や年齢を問わずより多くの人々が文化芸術活動に参加しやすくなるように、多様な手段による情報発信の強化に取り組みます。

(2) 施策の内容

市民文化活動の支援

市民が積極的に文化活動を行うため、人材活用による団体の活動や事業などを支援するとともに、様々な主体とを結ぶマッチングにより活性化を図ります。また、文化芸術を通じた市内交流事業を推進します。

主な取組	内容
市民団体等の活動に対する支援の強化	市民団体等の自主的・創造的な文化活動に対する支援体制を強化するとともに、文化活動の成果を発表する機会の充実に向けて取り組みます。 各文化協会、市民文化祭、市民合同演奏会等への支援 市民交響楽団・吹奏楽団等演奏会、民謡舞踊演奏会、各種企画展の開催 文化芸術発表・交流活動支援事業 ¹⁷ の実施 (仮称)文化活動団体支援サポーターの設置に向けた検討 芸術家や団体のネットワークのデータベース化と連携を必要とする主体とのマッチングを目的とした活用
地域の特色ある文化芸術事業の支援	地域の特色ある文化芸術事業を支援します。 公民館まつり、尾崎行雄(号堂)関連事業、藤野ふるさと芸術村メッセージ事業等の文化芸術事業 特色ある活動を行っている団体等との協働によるイベントの実施

主な取組	内容
障害のある人を対象とした事業の推進	障害のある人が多様な創造活動が行えるよう、活動機会の充実を図ります。 さがみはらバリアフリーフェスティバル、障害者作品展等の開催 既存の文化行事への参画に向けた障壁の緩衝に係る取組 障害のある人が参加しやすい事業の検討
文化芸術活動の場の提供	身近な場所で文化芸術活動を行うことができるよう、公共施設の諸室を提供します。また、より使いやすい施設となるよう、施設利用者のニーズを把握し、運用の改善や設備の改修等に取り組みます。 ホール、ギャラリー、公民館及び学校諸室等の貸出 施設利用者の満足度の向上に向けた取組

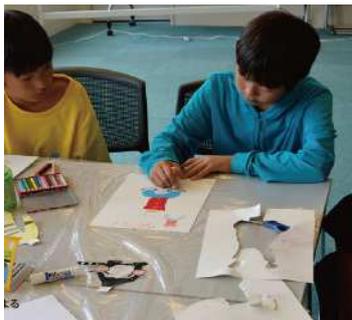


市民文化祭

文化芸術活動を実践・体験する機会の充実

市民が気軽に文化的な活動に参加できる機会の充実を図るため、教育機関や文化団体等との協働により文化芸術事業の更なる充実に取り組みます。

主な取組	内容
誰もが文化芸術に身近に触れる機会の充実	より身近な地域でより幅広い分野の体験ができるように、多様な主体との連携による事業等を実施します。 美術系大学等との連携によるワークショップ等の開催 あじさい大学の開校及びあじさい大学交流作品展等の開催 民謡、ダンス、書道等の研修会や講座の開催 指定管理施設による文化芸術事業の実施



工作ワークショップ



あじさい大学

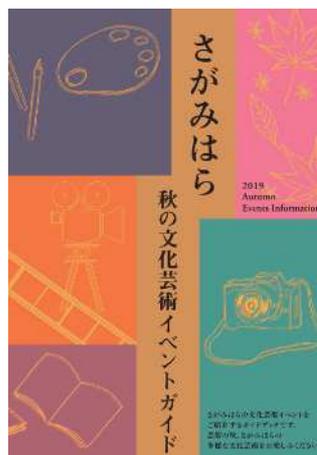
団体の活動等に関する情報発信の強化

広報紙などの紙媒体による情報発信に加え、SNSなどの電子媒体による情報発信を強化し、多くの人が情報を受け取れる仕組みづくりを推進します。

主な取組	内容
文化芸術活動に関連する情報発信	<p>市や相模原市民文化財団が行うイベントのほか、市民団体の活動内容や団体等が実施するイベントなどの催しに関する情報を文化芸術イベントガイドの発行と併せて、SNSを活用し発信することで、団体活動の活性化を図るとともに身近な場所で開催している取組を周知します。</p> <p>LINE、Facebook、twitter 及びホームページ等を活用した情報発信 文化芸術イベントガイド、情報紙 Move、広報さがみはらや専門誌による情報発信及びより効果的な情報発信手法の検討・強化 各公共施設へのチラシの掲示や地域情報紙等による周知 市民団体の活動に参考となる取組実績のアーカイブ化</p>



SNS を活用した情報発信のイメージ



文化芸術イベントガイド



情報紙 Move

(3) 成果指標





多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出

(1) 目指す方向性

方向性 市民が気軽に文化芸術を鑑賞できる環境づくり

多くの市民がより身近な場所で質の高い国内外の文化芸術を鑑賞することができるように、鑑賞機会の充実を図るとともに、文化芸術拠点の整備・充実等に取り組みます。

方向性 文化芸術イベントに関する情報の発信

より多くの市民に文化施設や市内の様々な会場で行われているイベント等の情報を広く発信するため、情報を収集し積極的に周知するとともに、多くの市民に情報が行き渡るように、それぞれの年代を考慮した方法での情報発信に取り組むことで、文化芸術に触れるきっかけを創出します。

方向性 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした事業の展開

オリンピック・パラリンピック競技大会は市民が多彩な文化芸術に触れる好機であるため、関連する様々な文化芸術事業の展開や国際理解につながる取組の推進など、市民が多彩な文化芸術に触れる機会の創出に取り組みます。

(2) 施策の内容

文化芸術を鑑賞する機会の充実

市民が気軽に文化芸術鑑賞を行うことができる機会の充実を図るため、優れた美術品等を収集・保存し、調査研究、修復等を適切に行うとともに、文化芸術事業の充実や芸術作品等の公開、文化交流等を推進します。

主な取組	内容
優れた文化芸術を鑑賞する機会の確保	文化芸術事業の実施や芸術作品等を公開するなど、誰もが身近な環境で優れた芸術鑑賞ができるよう機会の充実を図ります。 プロの芸術家等による質の高い公演や展覧会の開催 市収蔵美術品展等の開催 大学美術館におけるコレクション展等の開催 文化施設におけるコンサートや舞台芸術事業の誘致 市役所ロビーや商業施設を活用した街かどでのコンサート等の開催による誰もが文化芸術に触れられる機会の提供 国立映画アーカイブとの連携による優秀映画の上映 博物館における展示・教育普及事業及びプラネタリウム事業の実施

主な取組	内容
身近な地域での鑑賞機会の充実	さがみはらアートフィールドの理念に基づき、より身近な環境で文化芸術に触れることができるよう、文化資源や文化施設等を表示した(仮称)アートマップを作成するほか、市収蔵美術品展を様々な場所で開催するなど、鑑賞機会の充実を図ります。
銀河連邦各共和国 ¹⁸ との文化交流の推進	銀河連邦共和国を構成する各市町の文化芸術に触れることを目的とした文化交流を推進します。

Q.「さがみはらアートフィールド」とは？

A. 相模原市美術館基本構想の中で、アートに関わる多様な活動を展開するエリアとして、自然と都市が共生する本市及びその周辺を意味するものとしています。また、さがみはらの未来に向け、市民とともに、まちづくり、ひとづくり、ものづくりを美術施設内にとどまらず、広く市内外を巻き込みながら活動を展開していくことを表しています。



市収蔵美術品展



街かどコンサート

イベント等に関する情報発信の強化

広報紙などの紙媒体による情報発信に加え、SNSなどの電子媒体による情報発信を強化し、多くの人が情報を受け取れる仕組みづくりを推進します。

主な取組	内容
文化芸術イベントに関連する情報発信	文化施設等で実施するイベント等に関する情報を文化芸術イベントガイドの発行と併せて、SNSを活用し発信することで、文化芸術を鑑賞することができるきっかけづくりに取り組みます。 LINE、Facebook、twitter 及びホームページ等を活用した情報発信(再掲) 文化芸術イベントガイド、情報紙 Move、広報さがみはらや専門誌による情報発信及びより効果的な情報発信手法の検討・強化(再掲) 各公共施設へのチラシの掲示やホームページ等による周知(再掲)

文化芸術拠点の整備・充実

優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供や文化活動の場を拡大するため、公民館等を含む市内文化施設の整備・充実を図ります。また、文化施設を利用される方の満足度を向上させるため、ニーズを把握するとともに、施設・設備の改修時にはユニバーサルデザイン¹⁹の考えを踏まえて改善に取り組みます。

主な取組	内容
アートラボはしもとの再整備	民間の簡易な建物を利用しているアートラボはしもとの再整備に向けて取り組みます。
文化芸術鑑賞拠点の充実に向けた検討	優れた芸術をより身近で気軽に親しむことができるよう、文化芸術の鑑賞拠点の充実に向けて検討を進めます。
公民館等の施設及び設備の改修・維持管理	施設や設備の老朽化が進む公民館等の公共施設において、利用者のニーズに合った機能の充実等を図るとともに、安全で快適に施設を利用出来るように改修工事等の維持管理を行います。
施設利用者の満足度向上に向けた取組	文化施設がこれまで以上に使いやすい施設となるよう利用者のニーズを把握し、設備の改修や運用の改善に取り組みます。(再掲)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際理解の推進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた機運の醸成を図るため、さがプロ2020文化事業を展開するとともに、大会を契機として国際理解につながる取組を推進します。

主な取組	内容
諸外国の文化芸術に触れる取組	諸外国の文化芸術に触れることを目的とした絵画や写真等の国際交流展や世界をかんじる街かどコンサートを開催します。また、友好都市等の諸外国の文化芸術に触れる交流事業を実施するとともに、さがみはら国際交流ラウンジによる文化交流事業や在住外国人への文化芸術情報の提供に取り組みます。

(3) 成果指標





次代の文化を担う人材の育成

(1) 目指す方向性

方向性 次代の文化を担う人材の育成

市内やその周辺には美術系大学やアーティストなどが活動するスタジオ（作品制作場）が多くあり、今後の文化を担う若者や芸術家が多く在住・在学しています。

このため、そうした若者や芸術家などに対する支援や大人を対象とした事業を実施するほか、更なる文化芸術の振興を図るために、文化施設への専門的な人材の配置に取り組みます。

方向性 子どもたちが文化に親しむ機会の充実

若者や芸術家だけでなく、次代を担う子どもたちが文化に親しむことは、文化芸術の裾野の拡大や将来的に文化を支える人材を育てることにつながります。

このため、文化団体等との連携や協働を図りながら、次代を担う子どもたちがより質の高い文化芸術に触れ、親しむ機会の充実に取り組みます。

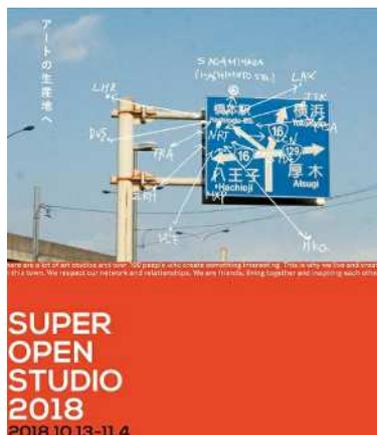
(2) 施策の内容

文化の未来を担う人への支援

美術系大学生やアーティストなどの今後の文化の担い手を支援するとともに、芸術家に係る情報を収集し発信します。

主な取組	内容
若者や芸術家に対する支援	<p>若者や芸術家が活動するスタジオ（作品制作場）を公開し、相互の交流を促進する機会を設けるほか、作品発表の機会の創出に取り組みます。また、今後の文化を担う若者の人材育成に取り組むとともに、様々な分野の文化芸術活動を行っている団体等を企業や地域に紹介するマッチングに向けた仕組みづくりを行うなど活動の支援に取り組みます。</p> <p>SUPER OPEN STUDIO（スーパーオープンスタジオ）の開催</p> <p>若手アーティストや新しい分野のアート作品の発表機会の確保を目的とした企画展の開催</p> <p>芸術家のニーズ把握と支援に向けた検討</p> <p>アートラボはしもとによる人材育成支援</p> <p>学芸員資格の取得を希望する実習生の受入れ</p> <p>若手演奏家によるコンサートの開催</p> <p>芸術家や団体のネットワークのデータベース化と連携を必要とする主体とのマッチングを目的とした活用（再掲）</p>

主な取組	内容
大人を対象とした事業の実施	<p>文化芸術事業をコーディネートできる人材や文化芸術活動を支えるボランティアの育成支援に取り組みます。</p> <p>大人に向けたコンサートやワークショップの開催</p> <p>(仮称)文化活動団体支援サポーターの設置に向けた検討(再掲)</p> <p>図書館等における絵本の読み聞かせ講座等の実施</p>



SUPER OPEN STUDIO



公開スタジオの様子

子どもが文化に触れる機会の充実

次代を担う子どもたちへの文化教育を推進するため、芸術家等が学校を訪問して優れた芸術に触れる機会を創出するとともに、鑑賞や体験型の事業を実施するなど文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

主な取組	内容
学校と連携した文化教育の充実	<p>芸術家や音楽家等が市立学校を訪問し、制作することの楽しさを学ぶとともに、優れた芸術に触れる機会を創出します。</p> <p>音楽家連盟や芸術家協会等による学校訪問授業の実施</p> <p>フォトシティさがみはら子ども写真教室の実施</p>
子どもを対象とした文化鑑賞・体験事業の実施	<p>文化芸術に対する関心や感性を高めるため、鑑賞や体験型の事業を展開するとともに、学生や若者による作品や活動成果を発表する機会を確保し、今後の文化の担い手となる人達の支援に取り組みます。</p> <p>小中学生を対象とした音楽鑑賞会や演劇教室等の実施</p> <p>子ども読書の日や読書週間等を捉えた読書普及啓発イベントの開催</p> <p>さがみ風っ子文化祭や児童工作展等の開催</p> <p>子どもたちとつくる参加型コンサート等の開催</p> <p>絵画やポスター等の作品コンテストの開催</p> <p>公民館における子どもまつりや青少年事業等の開催</p>
伝統文化や生活文化に触れる機会の充実	<p>民謡や日本舞踊、箏、尺八、茶道、華道、書道など日本の伝統文化に係るイベントへの子どもや若い世代の参加を促進するなど、伝統文化に触れる機会の充実に努めます。</p>



音楽家や芸術家による学校訪問事業

専門的な人材の適切な配置

文化芸術の振興に向けた体制の充実を図るため、美術施設等において専門的な人材の適切な配置に努めます。

主な取組	内容
美術施設等における専門的職員等の配置	<p>音楽ホールや美術施設に技術的指導や団体運営支援等を行う専門的職員の配置を推進します。</p> <p>アートラボはしもと等における専門職員の配置 相模原市民文化財団における専門職員の配置・育成 (仮称)文化活動団体支援サポーターの設置に向けた検討(再掲)</p>

(3) 成果指標





(1) 目指す方向性

方向性 文化財の保存・活用の推進

市内には、「川尻石器時代遺跡」、「勝坂遺跡」、「田名向原遺跡」等の国指定史跡、神社仏閣、彫刻、歴史資料等、地域に伝わる貴重な文化財をはじめ、「鳥屋の獅子舞」、「田名八幡宮の的祭」等、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く存在します。

このため、文化財の計画的な保存整備や市民ボランティア等の多様な主体との連携による貴重な文化財や伝統文化を守り、保存・活用を推進するとともに、文化財が持つ魅力を多くの人に発信するなど、地域社会全体で文化財を確実に継承していきます。

方向性 次代の文化を担う人材の育成

長年にわたり受け継がれてきた数多くの地域固有の伝統文化を継承していくため、文化財を守る継承者や各団体における後継者の育成支援に取り組みます。

(2) 施策の内容

多様な主体との連携による文化財の保存と活用

貴重な文化財を未来に継承していくため、市民ボランティア等の多様な主体と連携することによって、文化財の保存と活用を図ります。

主な取組	内容
文化財の保存・活用事業の推進	文化財調査・普及員、文化財研究協議会、民俗芸能保存協会等と連携し、文化財施設における活用事業を行うほか、文化財展や民俗芸能大会を開催します。 民俗芸能保存大会の開催 民間団体等とのパートナーシップの検討



民俗芸能大会

文化財施設の整備・充実

文化財施設を活用した事業の更なる充実のため、文化財施設の整備・充実を図ります。

主な取組	内容
文化財施設の整備	文化財関連施設の保護管理や指定・登録文化財の保存・活用を図ります。 川尻石器時代遺跡、勝坂遺跡、小原宿本陣等の整備に向けた検討



史跡勝坂遺跡公園



小原宿本陣

文化財の調査研究の推進と魅力発信

文化財の調査研究を推進し、気軽に参加することのできる古民家園などの文化財施設を活用した体験事業の実施などを通して、文化財の魅力を発信します。

主な取組	内容
文化財の調査・研究	市内の文化財調査や埋蔵文化財の発掘調査等を引き続き行っていきます。 文化財団体による市内の文化財探訪の実施
文化財の普及啓発	史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器八テナ館）、史跡勝坂遺跡公園や古民家園、博物館等において事業を行います。 文化財施設を活用した体験教室等の実施 郷土の自然や文化を継承するための収蔵資料を生かした事業の実施 団体による機関誌の発行及び公演会の開催等の普及啓発活動の実施 広報紙、地域情報紙及び電子媒体を活用した情報発信



旧石器ハテナ館まつり



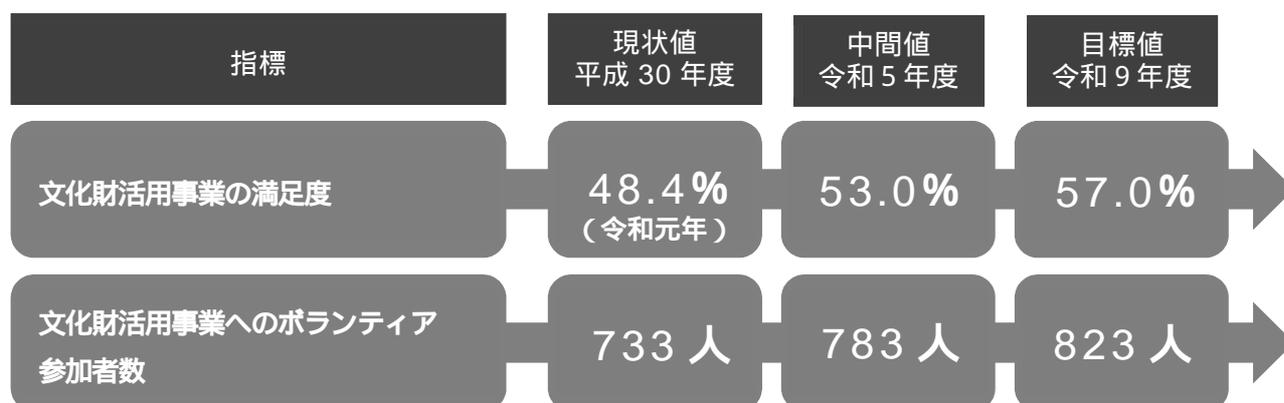
体験教室「勾玉作り」

後継者の育成支援の充実

地域で培われてきた伝統文化を未来に継承していくため、後継者の育成を支援していきます。

主な取組	内容
地域固有の伝統文化の継承及び担い手の支援	無形民俗文化財の保存団体及び民俗芸能保存協会等の活動や後継者育成等の支援を行います。

(3) 成果指標





(1) 目指す方向性

方向性 他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出

市内や市周辺には美術系大学が多くあり、学生や卒業生が様々な活動を展開しているほか、藤野地区には野外環境彫刻作品を展示している「芸術の道」や相模湖地区には小原宿本陣等の貴重な文化財があります。

こうした本市の文化的特徴を踏まえて、文化資源と大学や企業等を結びつけるよう取り組むほか、文化資源を活用した観光事業を実施するなど、文化芸術と産業や観光等の他分野が連携を図ることで、文化芸術の新たな価値や魅力を創出するよう取り組みます。

方向性 文化を支える主体同士の連携促進

市内及び近隣自治体には、美術系大学がキャンパスを構えており、アトラボはしもと等において連携事業を実施するなど、様々な取組を進めています。

このため、文化を支える様々な主体と連携し、市内に存在する文化資源を活用した地域振興を図るとともに、集客が見込まれるイベント等と連携して文化事業を実施することにより、文化芸術に触れる機会の創出に取り組みます。

方向性 特色ある文化芸術の積極的な発信

本市では、写真を通して豊かな文化の育成を図る総合写真祭「フォトシティさがみはら」や、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成する「さがみ風っ子文化祭」等を実施しています。また、藤野地区では文化芸術を生かした事業や催しを開催し、地域の魅力を発信しています。

このため、こうした特色ある文化事業や本市が有する豊富な文化資源などを国内外に積極的に発信するとともに、他の分野においても特色ある文化事業が活発に展開されるよう取り組みます。

(2) 施策の内容

他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出

美術系大学生やアーティスト、障害のある人等の活躍の場を確保するとともに、地域課題に対するアートによるアプローチの推進を図るため、産業界との連携に向けた仕組みづくりの構築に取り組みます。また、様々な文化資源を活用した観光振興に寄与する文化事業を推進し、魅力の創出や発信に取り組みます。

主な取組	内容
産業界等との連携体制の構築	美術系大学生やアーティスト、障害のある人等と地域や地元商店街、民間企業を繋ぎ、チラシやポスターの作成等の連携が図られるよう、マッチング機能の強化を図ります。
文化資源を活用した観光振興	小原の郷や小原宿本陣のほか、既存の文化活動等の様々な文化資源を活用して、コンテンツの開発を進め、観光客等を呼び込むよう取り組みます。



小原宿本陣祭

文化芸術を生かした地域振興の推進

市内や周辺地域に存在する文化資源を活用し、多様な主体との連携による地域の活性化に取り組みます。また、集客が見込まれるイベント等と連携して文化事業を実施します。

主な取組	内容
様々な主体との協働・連携による地域の活性化	大学等と連携して、アートを生かした地域の活性化を図るワークショップやアウトリーチ事業、イベント等を開催します。また、音楽による街のにぎわいづくりの創出に取り組みます。また、様々なジャンルの文化団体を結ぶコーディネート機能を充実させ、コラボレーションによる新たな価値の創造に向けて取り組みます。
各種イベントとの連携による集客力と発信力の強化	祭りやフェスティバルなどの各種イベントと連携して、文化事業を実施することにより、来場者数の増加や発信力の強化を図ります。



アートラボはしもと、大学、杜のホールはしもと及び橋本図書館による複合連携事業



相模大野アートクラフト市

特色ある文化芸術の積極的な発信

写真等の特色ある文化芸術事業や取組を推進し、国内外へ積極的に発信するとともに、他の分野においても特色ある文化芸術事業が活発に展開されるよう取り組みます。

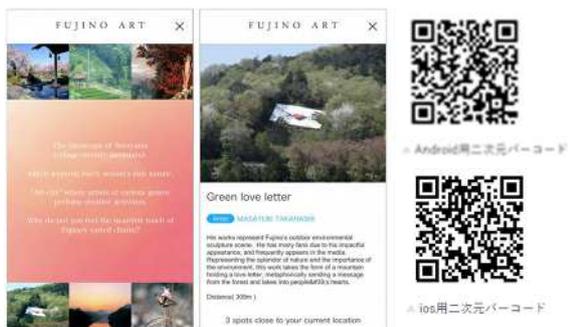
主な取組	内容
写真文化の推進	「写真」をキーワードとした「新たなさがみはら文化」を全国、世界に発信するため、総合写真祭フォトシティさがみはらの開催や写真展を開催します。
藤野地区における文化芸術を生かした取組	芸術家が多く在住する藤野地区の特徴を生かした事業や催しを開催するとともに、野外展示作品を紹介するなど文化芸術を生かした地域振興を進めます。
さがみ風っ子文化祭の開催	教育活動の一環として、各学校で展開している文化的活動の成果を発表し、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成します。
新たな特色ある文化芸術事業の検討	様々な分野において、特色ある文化芸術事業の実施や発信について検討を進めます。



フォトシティさがみはら子ども写真教室



藤野ぐるっと陶器市



野外環境彫刻作品を紹介するアプリケーション「Fujino ART」



さがみ風っ子文化祭造形「さがみ風っ子展」

(3) 成果指標



第5章 重点項目

基本目標に沿って、第3次プランの計画期間中に特に推進する項目を重点項目として設定します。今後8年間の中で、短期的に取り組む内容や中長期的に取り組む内容を掲げ、更なる文化芸術の振興につなげます。

1 地域文化教育の推進

(1) 目的

文化芸術の更なる発展と継承を図るには、次代を担う子どもたちが文化に親しむことで文化芸術への興味や関心を持てるよう機会を創出することが重要であるため、市内で活動する芸術家が専門知識や技法を教える仕組みづくりと子どもたちが優れた芸術に触れることのできる機会の充実を図るなど、文化教育に力を入れて取り組んでいきます。

(2) 主な取組

【学校訪問授業】

音楽家連盟や芸術家協会等に所属するプロの芸術家たちが、市内の小学校に出向き、音楽の素晴らしさや作品制作の楽しさを体感する機会を提供します。

【小中学生を対象とした音楽鑑賞会や演劇教室】

子どもの豊かな情操と感性を育てるとともに芸術性を培うため、オーケストラによる演奏や舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

【フォトシティさがみはら子ども写真教室】

市立小学校の5年生を対象に、地元写真愛好家等の指導の下、写真の撮り方、選定の方法やコンテストへの出品まで一連の体験をすることにより、写真の面白さを子どもたちに伝えるとともに、写真文化を学びます。

< 年次計画 >

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問授業の充実 ・音楽鑑賞会や演劇教室の実施 ・フォトシティさがみはら子ども写真教室の実施 		

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

2 情報発信の強化

(1) 目的

本市では、これまで市内の多様な文化芸術情報を発信し、文化芸術に係る活動や鑑賞機会のきっかけとなるよう取り組んできました。今後も文化芸術に係る情報をより広く市民に周知するため、世代によって情報を得る方法が異っている状況を踏まえて、目的や対象の世代などに合わせた媒体を活用した幅広い情報発信に取り組みます。

(2) 主な取組

【SNS を活用した情報発信】

Facebook、twitter、LINE 等の SNS を活用することによりイベントや資料の展示、また、休館の情報など、即時性ある情報発信を行います。

【文化芸術イベントガイド及び情報紙 Move 等の発行】

民間ギャラリーや文化施設で実施されるイベントや講座等の情報を掲載した文化芸術イベントガイド等を発行するとともに、舞台芸術を中心とした既存の情報紙 Move の在り方やアート情報の紙媒体での発行等を検討するなど、より効果的な情報発信が可能となるよう強化に取り組みます。

【(仮称) アートマップの作成】

市内に点在する文化施設や文化資源の位置等を記載した(仮称)アートマップを作成し、情報発信を行います。

< 年次計画 >

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 活用した情報発信 ・ 文化芸術イベントガイド及び情報紙 Move 等の発行 ・ 文化芸術情報に特化した市ホームページの設置準備 ・ (仮称)アートマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体のより効果的な情報発信手法の検討及び強化 ・ 文化芸術情報に特化した市ホームページの運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)アートマップの更新に向けた検討

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

3 活動拠点の再整備

(1) 目的

市内には様々な文化施設があり、市民の文化芸術活動や鑑賞を支えてきました。その中でアートラボはしもとは、周辺にある美術系大学などと連携し、そこで学ぶ美大生や卒業生、子どもたちや地域の方々、商店街や企業、学校、研究機関、市民グループなどと協力し合いながら、先進的・実験的な様々なアートプログラムを展開してきました。今後、アートラボはしもとで幅広い市民が、専門的技能を有する人材が実施するワークショップ等に参加し、気軽にアートに触れ・学ぶとともに、作家等の制作現場を見ることでアートへの関心を高めつつ、アートプログラムに参加した市民同士が交流することにより、新たなコミュニティが生まれるきっかけを創出する活動拠点となることを目指し、施設の再整備に向けて取り組みます。

(2) 主な取組

【アートラボはしもとの再整備に向けた取組】

文化創造・発信・交流促進や教育普及に加え、展示などの機能を充実させた、新たなアートを学び創造する場として、アートラボはしもとの再整備に向けて取り組みます。

< 年次計画 >

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
・アートラボはしもとの再整備に向けた取組	・再整備後施設の供用開始	

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

4 文化財の保存・活用事業の推進

(1) 目的

本市には計 179 件の指定及び登録文化財があります。それらの文化財が効果的に保存・活用されることは、多くの人々の学習等に寄与するとともに、観光などの分野と連携を図ることで、地域の活性化にも役立てられます。ただし、効果的な保存・活用を行うためには市だけでなく、多くの関係機関等との連携や協力が必要になります。そのため、文化財調査・普及員、文化財研究協議会、民俗芸能保存協会等との連携による文化財の保存・活用事業を実施します。

(2) 主な取組

【文化財保護管理事業】

文化財関連施設の保護管理や指定・登録文化財の保存・活用を図ります。

【文化財活用事業】

史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）、史跡勝坂遺跡公園や古民家園において文化財活用事業を行います。

【文化財関連団体等連携支援事業】

市民ボランティア等の実行委員会に委託し、文化財施設における活用事業を行います。その他、文化財研究協議会や民俗芸能保存協会と連携して、文化財展、民俗芸能大会を開催します。

< 年次計画 >

令和 2 年度～令和 4 年度 (短期的な取組)	令和 5 年度～令和 7 年度 (中期的な取組)	令和 8 年度～令和 9 年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・管理 ・文化財活用事業の実施 ・文化財関連団体等連携・支援 		

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

5 特色ある文化芸術事業の創造

(1) 目的

本市では、これまで総合写真祭フォトシティさがみはらやさがみ風っ子文化祭等の特色ある文化芸術事業を展開してきたほか、藤野地区において文化芸術を生かしたまちづくりが進められるなど、文化芸術に関する様々な取組を進めてきました。今後も文化芸術を生かしたまちづくりやにぎわいづくりを進めていくためには、そうした特徴的な事業や取組を生かして、本市の魅力を広く発信していくことが重要です。そのため、「フォトシティ(写真の街)さがみはら」等の写真文化事業を実施するとともに、積極的に情報を広く発信していきます。また、美術や音楽等の分野においても特色ある文化芸術事業の実施に向けた検討を進めます。

(2) 主な取組

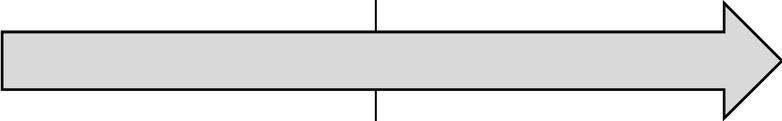
【フォトシティさがみはら等の写真文化事業の実施と発信】

各周年記念写真展やシンポジウム等を開催するほか、子ども写真教室の拡充や記念誌を発行、新たな顕彰制度を創設するなど、優れた写真文化の魅力の発信に取り組みます。

【特色ある文化芸術事業の実施と発信】

美術や音楽等の様々な分野において、特色ある文化芸術事業の実施や発信について検討を進め、段階的にそれらの連携による総合的な文化芸術の発信に取り組みます。また、創造型や参加型の事業を実施し、発信することで市民のシビックプライド²⁰の向上に寄与するよう取り組みます。

< 年次計画 >

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・フォトシティさがみはら等の写真文化事業の実施と発信 ・特色ある文化芸術事業の実施と発信 		

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

第6章 推進体制

1 推進体制

< 附属機関・庁内検討組織 >

学識経験者、文化団体、民間団体、市民等で構成される市の附属機関である「相模原市文化振興審議会」において、第3次プランに掲げる施策の進捗状況の検証や評価等を実施します。また、文化芸術振興施策に関わる庁内関係各課・機関による常設の検討組織を設置し、計画の進捗状況の管理、情報共有及び課題への対応についての協議・検討を行うなど体制を強化します。

こうした推進体制とともに、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指す、市人権施策推進指針の理念等を踏まえて更なる文化芸術の推進に取り組めます。

< 推進主体の役割 >

(1) 市の役割

市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、施策の実施に当たり観光や教育等の他分野の施策との連携を図るとともに、必要な財政上の措置を行うよう努めます。また、施策の展開や他の主体との連携、協働を通して、文化芸術機会の創出や活動の場の提供等の支援に取り組むとともに、文化芸術環境の整備（情報発信を含む。）を推進します。

(2) 公益財団法人相模原市民文化財団の役割

長年の経験で培った高い専門性やノウハウ、人脈等のネットワーク等を生かして、質の高い文化芸術事業を実施するとともに、市と共に舞台芸術の更なる振興を図り、引き続き優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供に努めるなど中心的な役割を果たすことが期待されます。また、市民が文化芸術に触れる環境の整備と市民自身による創造的な文化芸術活動を支援し、多様な活動主体と連携及び協働を図るとともに、若手アーティストや団体支援のほか、人材育成や文化芸術を身近に感じることができる環境づくり等に長期的に取り組むことが期待されます。併せて、役割を長期にわたり安定的に取り組むため、運営基盤の強化が期待されます。

「公益財団法人相模原市民文化財団」は、文化芸術を身近に感じることのできる環境づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活の創造と豊かで彩りのある地域社会の形成に寄与することを目的に設立された市の外郭団体です。

(3) 多様な主体との連携・協働の推進（主体別に期待される役割）

文化芸術の振興は行政のみでは推進することができず、様々な主体との連携協力は不可欠です。そのため、更なる文化芸術の推進に向け各主体の役割を明確にし、相互に連携協働を図ることでプランを推進します。

市民に期待される役割

市民には、文化芸術の担い手として活力や創意を生かしつつ、文化芸術に関する意識の高揚を図り、自主的かつ主体的に活動や鑑賞を積極的に行うことが期待されます。また、文化芸術イベントの運営等への参画により、感性や創意工夫を生かした文化芸術の活性化が期待されます。

文化団体に期待される役割

文化団体には、文化芸術を普及するため、団体同士の連携や協力をを行い、交流を図ることが期待されます。また、活動の継続・発展のため、次代の担い手となる人材の育成や情報発信を積極的に行い、文化芸術を親しむための受け皿として活動を推進するとともに、市民文化を推進する主体となり、知識や見識を広め、自己研鑽を深めることが期待されます。

文化芸術分野における専門家及び民間教育施設に期待する役割

文化芸術分野における専門家には、文化芸術を主体的に創造・発信することにより、本市の文化芸術の振興に寄与することが期待されます。また、地域と連携した活動等により、教育やまちづくり等にアイデアや活力をもたらすとともに、活発な創作活動や多彩な才能の交流によって、本市の文化芸術振興の活性化に寄与することが期待されます。文化芸術分野の専門家やカルチャーセンター¹³等の民間教育施設には、より専門的な教育機会の提供による文化芸術の伝承が期待されます。

教育機関等に期待される役割

小中学校等には、教育を通して、子ども達の感性や人間性の涵養に努めるとともに、子ども達に文化芸術の楽しさや素晴らしさを伝え、文化芸術の裾野の拡大に努めることが期待されます。

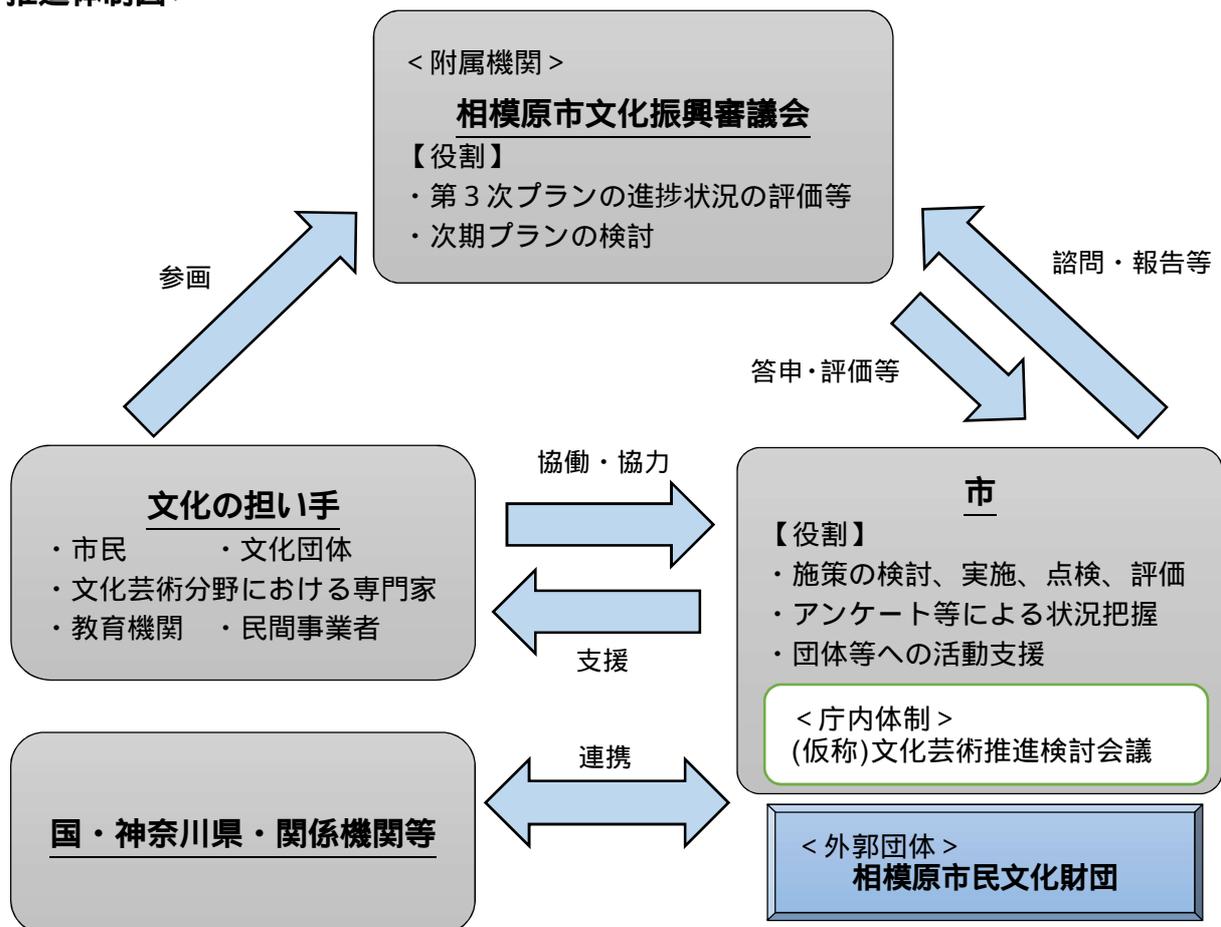
また、上記の専門的な教育に繋げる基礎的な教育やきっかけづくりを市とともに、なお一層の連携を推進することが期待されます。図書館や博物館等には、専門知識等を活用して市民の文化芸術活動を支援するとともに、施設間の連携を図ることで文化芸術活動に参加できる環境の充実を図ることが期待されます。大学には、教育・研究の専門的な知識を有していることから、高等教育機関として市民への文化教育における貢献が期待されます。

民間事業者等に期待される役割

民間事業者等には、地域の文化振興を地域経済の活性化につなげるため、文化芸術事業への協賛・支援を行い、市民との協働・連携により活動の活性化に寄与することが期待されます。

また、事業所で働く人が余暇等を活用して文化芸術活動を行えるよう、活動を支援する環境の整備が望まれます。併せて、地域の文化人を積極的に活用した事業展開等が期待されます。

< 推進体制図 >



2 プランの進行管理・評価

第3次プランにおける施策の状況を把握するため、各基本目標に位置付ける事業について、その進捗状況を毎年調査・点検することにより、各取組の進行管理を行います。進行管理の実施方法は、庁内関係各課・機関で構成される検討組織による内部評価を実施するとともに、本市の文化芸術に関して審議等を行う相模原市文化振興審議会による評価を行い、その結果を公表するなど事業の進捗を図っていきます。

また、8年間のプランの推進による施策の効果を総合的に検証するため、計画の中間年にアンケート調査等を実施し、抽出された課題を検証した中で改善に向けて取り組むため、4年ごとにプランの見直しを行います。

～ トピックス ～

Q. 個人でもできる文化芸術振興への支援の方法ってあるの？

A. 本市では文化芸術の振興を図るため、文化団体への助成や将来の文化施設の建設、更新等の財源として活用させていただき寄附制度「文化振興基金」を設置しています。詳しくは、webで [相模原市 文化振興基金](#) を検索してください。

參考資料

1 相模原市文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市文化振興審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体等から推薦された者
- (3) 市内の文化、芸術に係る公益的活動を行う団体から推薦された者
- (4) 市の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化振興事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 相模原市文化振興審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
会 長	大森 悟	女子美術大学 芸術学部 美術学科 教授
副会長	中里 和人	東京造形大学 造形学部 デザイン学科 教授
	金子 朋沐枝	相模原市文化協会 副会長
	上條 陽子	相模原芸術家協会 会長
	笹野 章央	公益財団法人 相模原市民文化財団 常務理事
	篠崎 重雄	相模原市民俗芸能保存協会 副会長
	杉森 順子	桜美林大学 芸術文化学群 教授
	鈴木 正彦	光と緑の美術館館長
	戸塚 厚生	相模原市文化財研究協議会 会長
	友田 幸男	相模原市民音楽団体協会 理事長
	樋口 美佐子	相模原音楽家連盟 事務局長
	岩田 ゆず子	公募委員
	三本 博子	公募委員

3 相模原市文化振興審議会開催経過

< 令和元年度 >

回数	日程	内容
第1回	令和元年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ さがみはら文化振興プランの概要と取組経過について ○ 次期文化振興プランの策定に向けた市民意識調査及びヒアリング調査結果について ○ 次期さがみはら文化振興プランの策定に係る考え方について
第2回	令和元年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期さがみはら文化振興プラン（素案）について
第3回	令和元年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期さがみはら文化振興プラン（素案）について

～ 参考（さがみはら文化振興懇話会について） ～

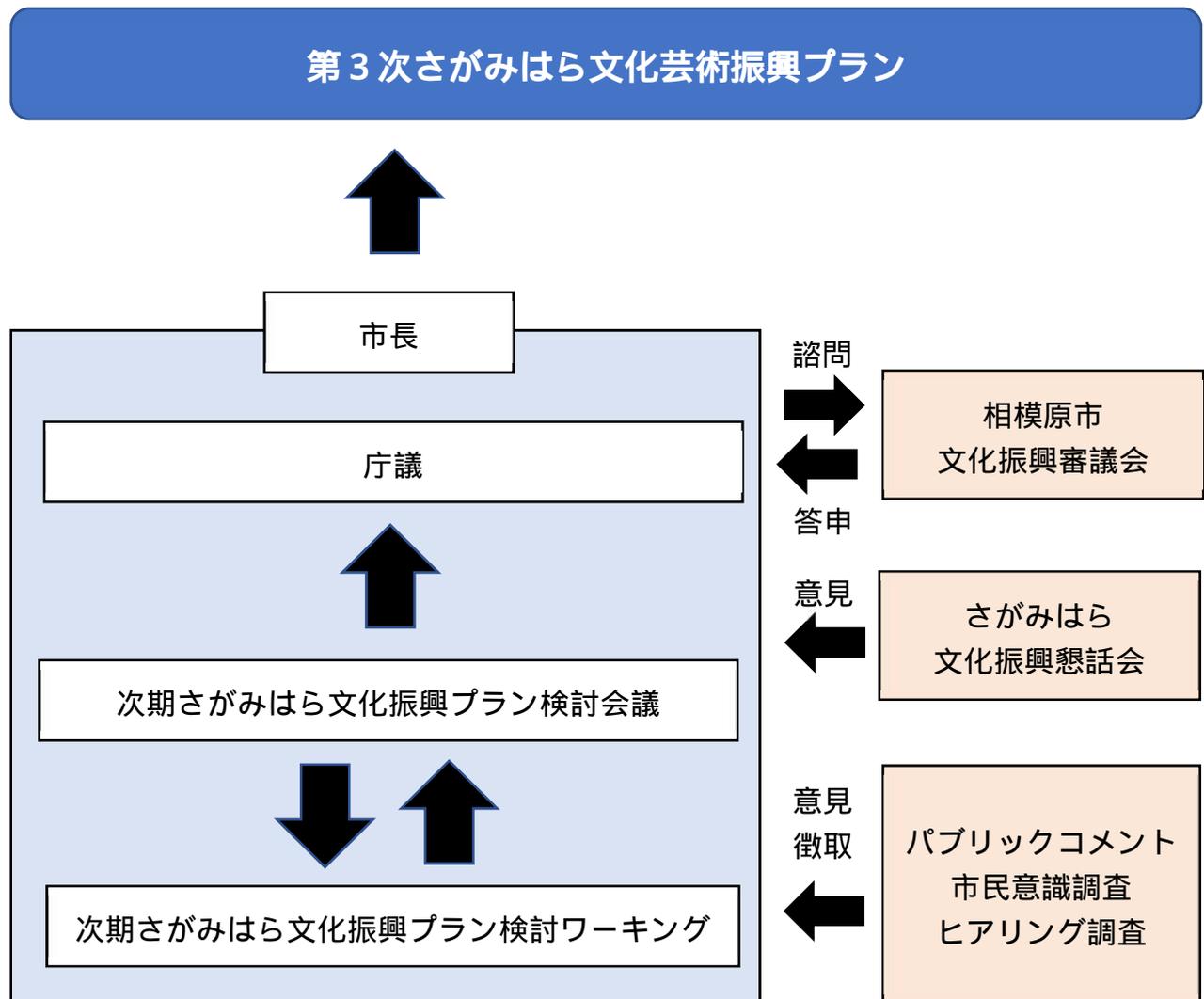
本市では、第2次プランの進捗状況や本市の文化振興にかかる施策等への意見を協議会である「さがみはら文化振興懇話会」で協議してきました。一方で、当該懇話会は合議体としての意思決定は行っておらず、多様化する市民ニーズを踏まえて市が推進する文化振興の方向性等について、専門的な見地から意見を伺う必要があることから、平成30年度をもって当該懇話会を解散し、平成31年4月に「相模原市文化振興審議会」を新たに設置しました。なお、第3次プランの策定に向けた検討は、平成30年度に開催した当該懇話会でも協議を進めてきました。

さがみはら文化振興懇話会開催経過

< 平成30年度 >

回数	日程	内容
第1回	平成30年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ さがみはら文化振興プランの取り組み状況について ○ 次期さがみはら文化振興プランの策定に向けた取組について
第2回	平成31年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期文化振興プランの策定に向けた市民意識調査及びヒアリング調査結果について ○ 次期さがみはら文化振興プランの策定に係る考え方について ○ 相模原市文化振興審議会の設置について

4 第3次さがみはら文化芸術振興プラン策定体制



5 市民意識調査（アンケート調査）

【調査概要】

（１）調査の目的

第２次プラン策定後の文化振興に関する市民の意識や活動状況を把握し、第３次プラン策定案の検討資料とする。

（２）調査の設計

1 調査地域

相模原市全域

2 調査対象

16歳以上の市内在住者

3 標本数

3,000人

4 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出（外国人含む。）

5 調査方法

郵送調査法（郵送配布 - 郵送回収、はがきによる督促1回）

6 調査期間

平成30年9月7日（金）～9月28日（金）

7 回収数（率）

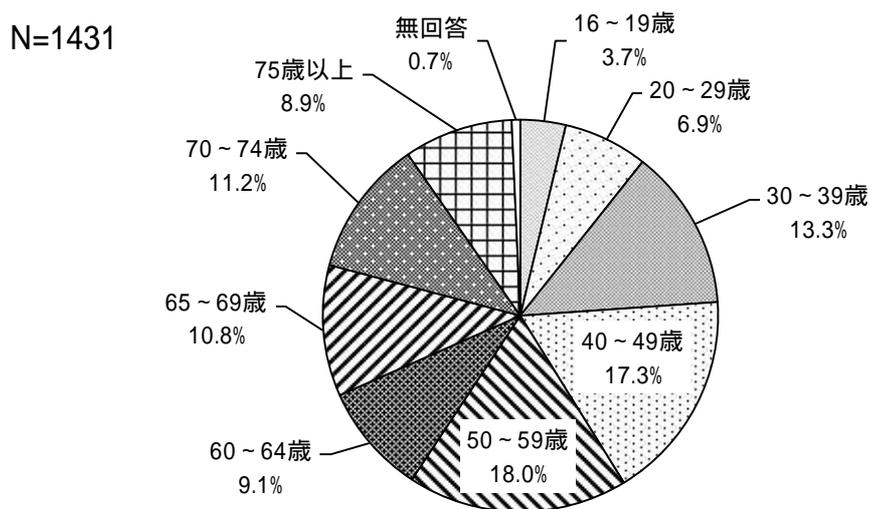
1,431通（47.7%）

【調査結果】

1. 基本属性

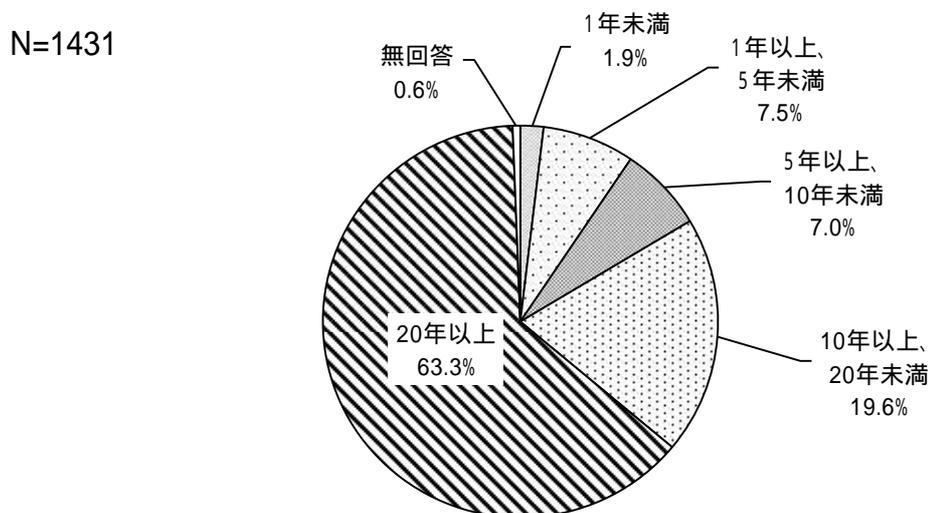
F 1 あなたの年齢を教えてください。(は1つ)

「60歳～69歳」が19.9%と最も多く、ついで「50歳～59歳」が18.0%、「40歳～49歳」が17.3%となっている。



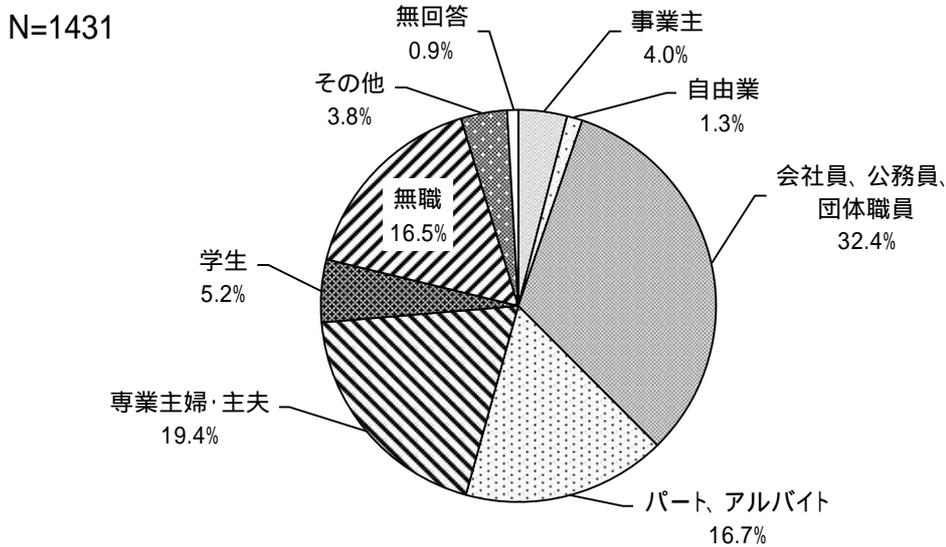
F 2 あなたは、相模原市に住んで何年になりますか。(は1つ)

「20年以上」が63.3%と最も多く、ついで「10年以上、20年未満」が19.6%、「1年以上、5年未満」が7.5%となっている。



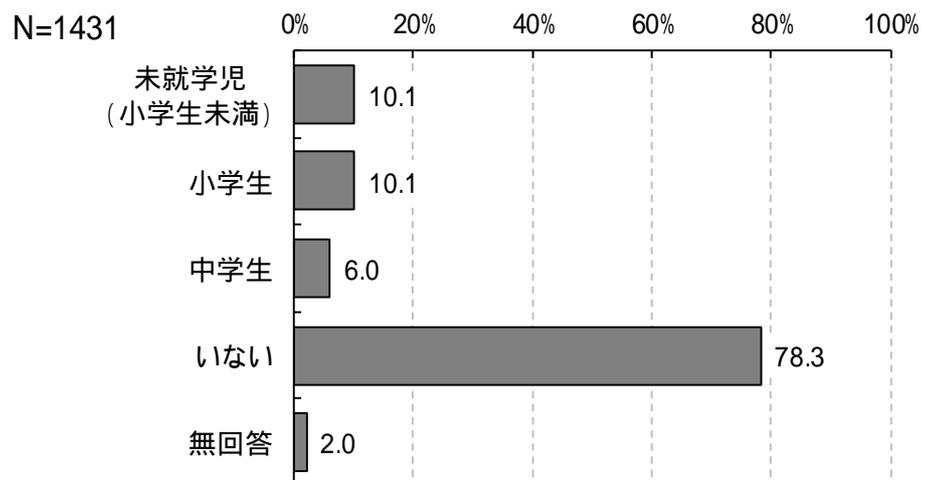
F 3 あなたの職業を教えてください。(は1つ)

「会社員、公務員、団体職員」が 32.4%と最も多く、ついで「専業主婦・主夫」が 19.4%、「パート、アルバイト」が 16.7%となっている。



F 4 あなたには、16歳未満のお子さんがいらっしゃいますか。(同居・別居は問わず)(はいいくつでも)

「いない」が 78.3%と最も多く、ついで「未就学児(小学生未満)」、「小学生」が 10.1%となっている。

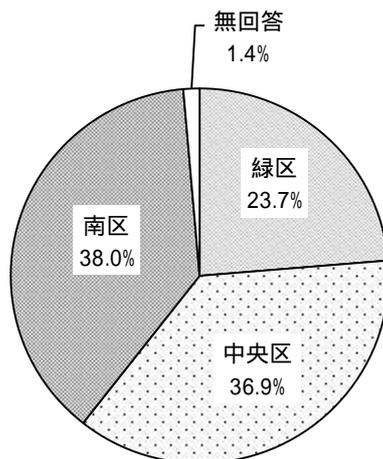


F 5 封筒のあて名の右に記載された記号（A～V）は、あなたのお住まいの地域を表しています。その番号を次の中から選んでください。（ は1つ）

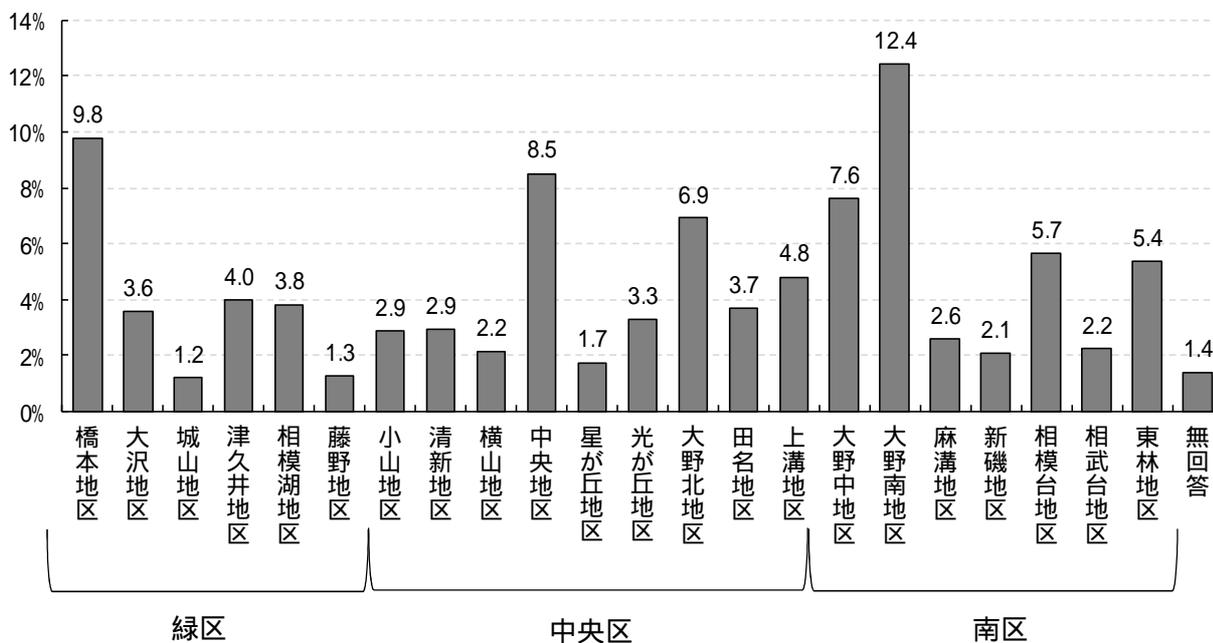
区別にみると、「南区」が38.0%で最も多く、ついで「中央区」が36.9%、「緑区」が23.7%となっている。

地区別にみると、「大野南地区」が12.4%と最も多く、ついで「橋本地区」が9.8%、「中央地区」が8.5%となっている。

N=1431



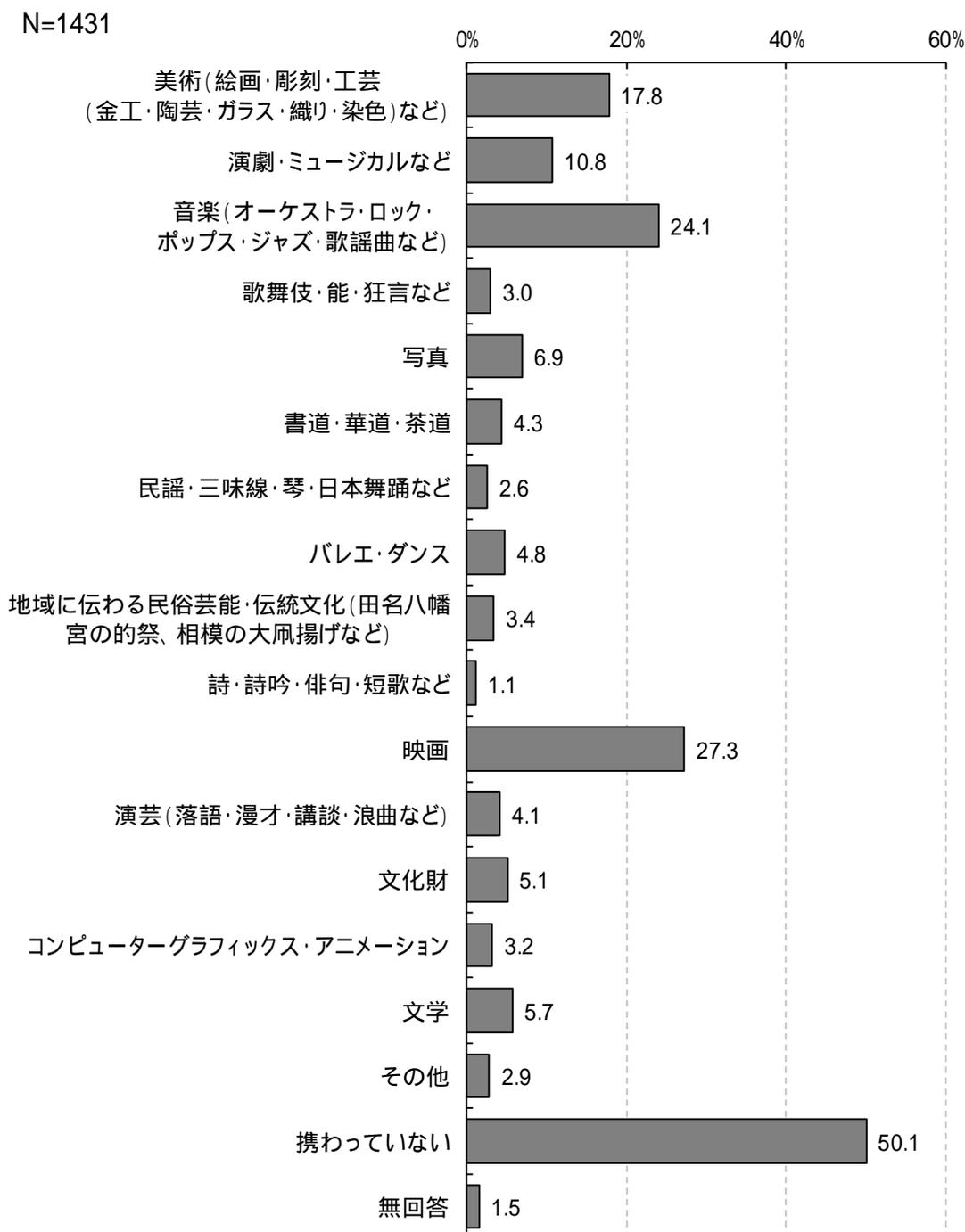
N=1431



2.文化・芸術とのかかわりについて

問1 あなたは、現在、「文化的な活動」や「文化・芸術の鑑賞」を行うなど文化・芸術に携わっていますか。(はいいくつでも)

文化・芸術に携わっている人の回答としては、「映画」が27.3%と最も多く、ついで「音楽(オーケストラ・ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲など)」が24.1%、「美術(絵画・彫刻・工芸(金工・陶芸・ガラス・織り・染色)など)」が17.8%となっている。

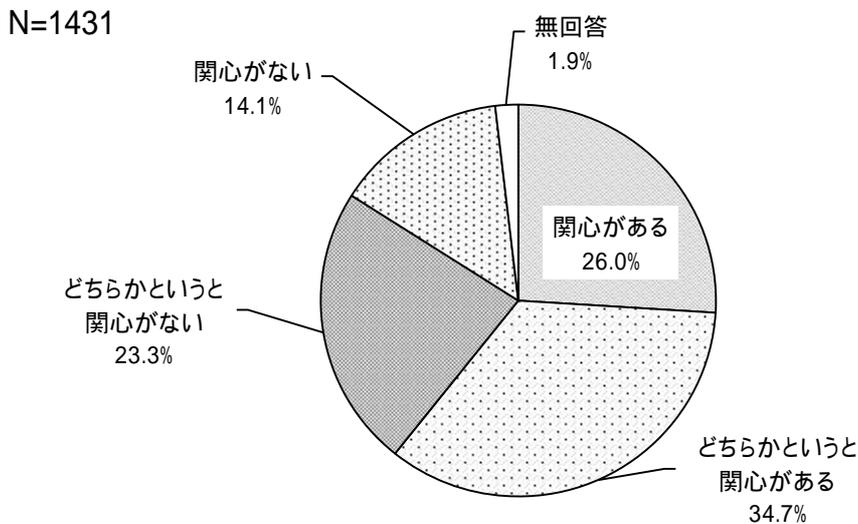


3. 文化的な活動の状況について

問2 あなたは、文化的な活動に関心を持っていますか。(は1つ)

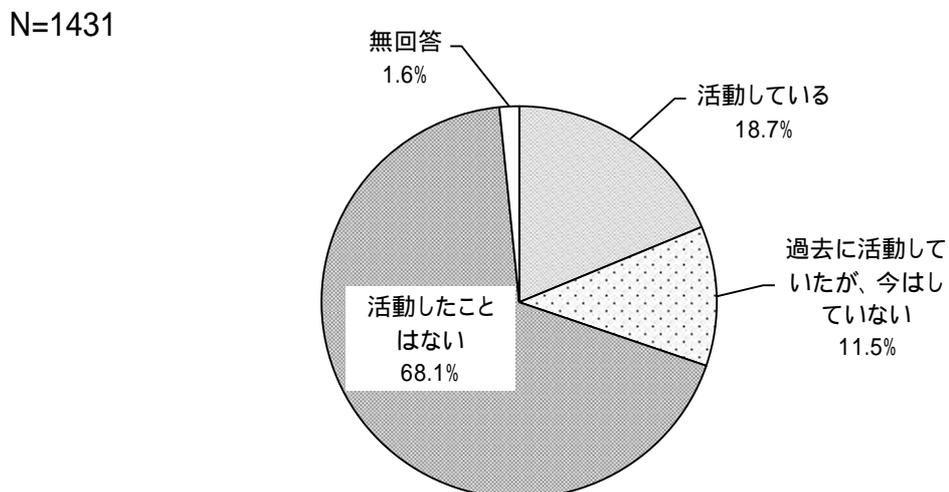
「どちらかというに関心がある」が 34.7%と最も多く、ついで「関心がある」が 26.0%、「どちらかと言うと関心がない」が 23.3%となっている。

「関心がある」(「関心がある」と「どちらかというに関心がある」の合計)が 60.7%、「関心がない」(「どちらかというと関心がない」と「関心がない」の合計)が 37.4%となっている。



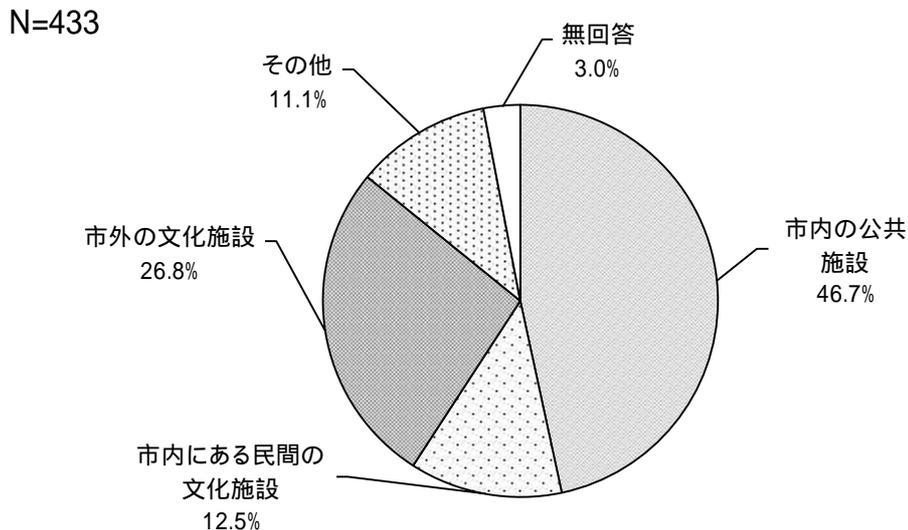
問3 あなたは、過去1年間で文化的な活動をしましたか。(は1つ)

「活動したことはない」が 68.1%と最も多く、ついで「活動している」が 18.7%、「過去に活動していたが、今はしていない」が 11.5%となっている。



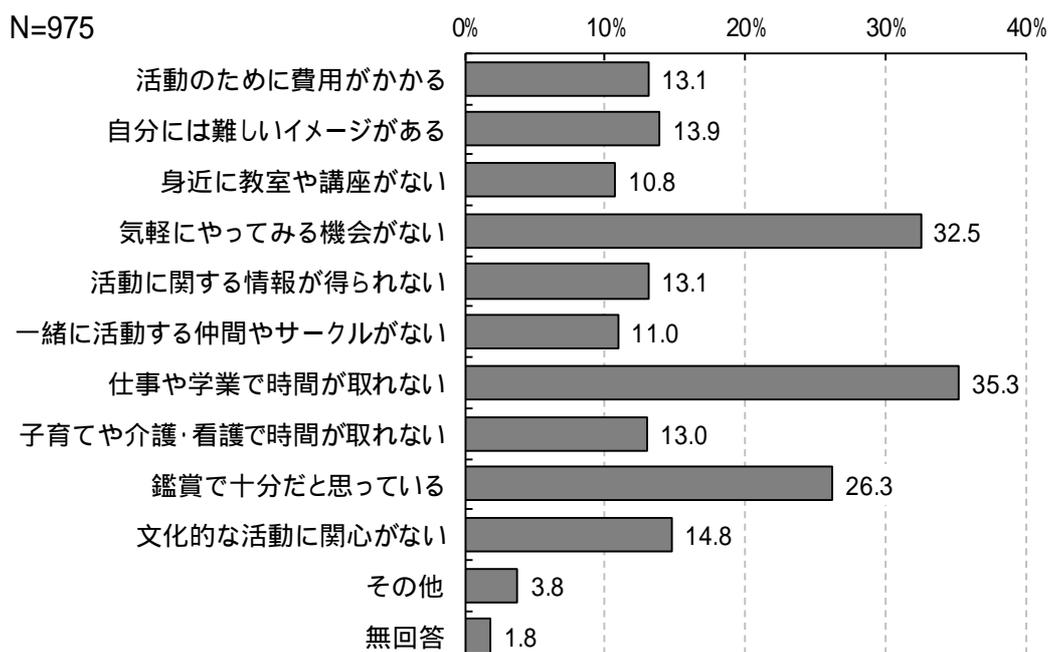
問4 文化的な活動をするために主に利用する（していた）施設・場所を選択してください。（は1つ）

「市内の公共施設」が46.7%と最も多く、ついで「市外の文化施設」が26.8%、「市内にある民間の文化施設」が12.5%となっている。



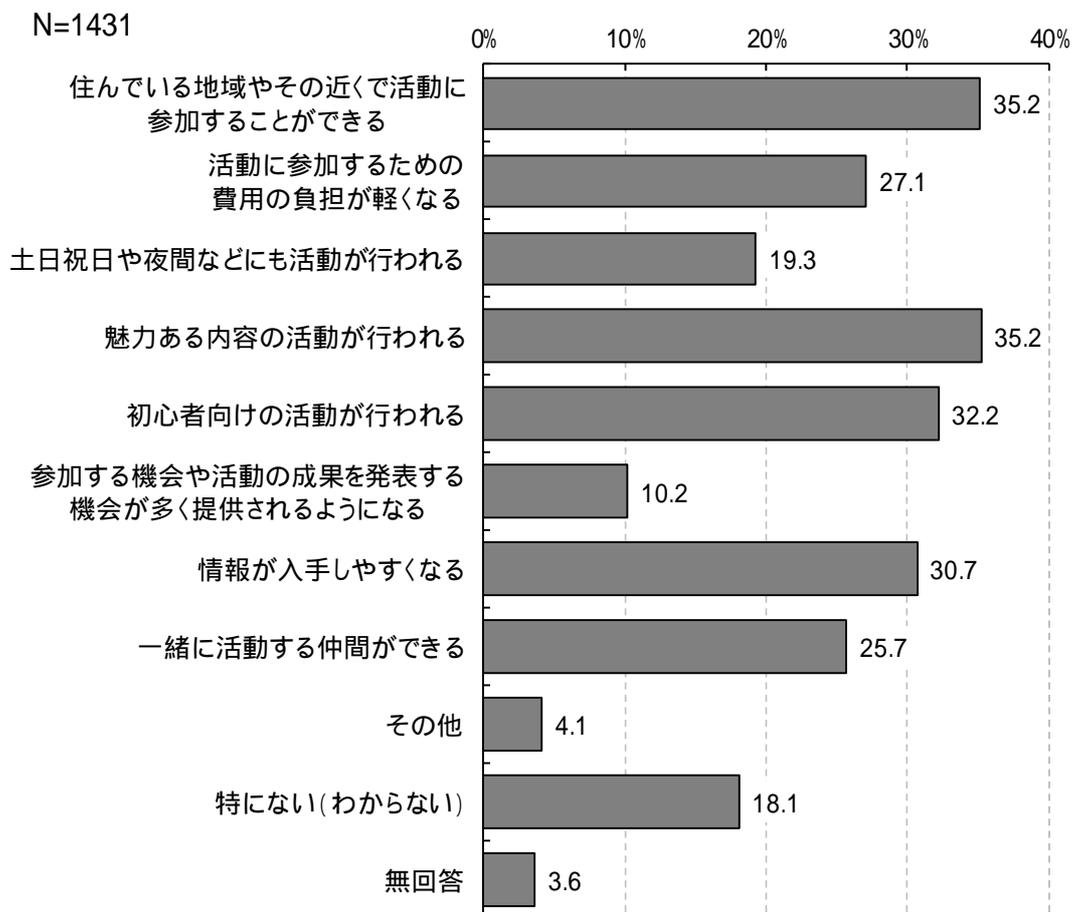
問5 あなたが、文化的な活動をしたことがない理由は何ですか。（はいくつでも）

「仕事や学業で時間が取れない」が35.3%と最も多く、ついで「気軽にやってみる機会がない」が32.5%、「鑑賞で十分だと思っている」が26.3%となっている。



問6 あなたは、どうすれば、文化的な活動に参加しやすくなると思いますか。
(はいくつでも)

「魅力ある内容の活動が行われる」と「住んでいる地域やその近くで活動に参加することができる」が最も多く35.2%、「初心者向けの活動が行われる」が32.2%となっている。

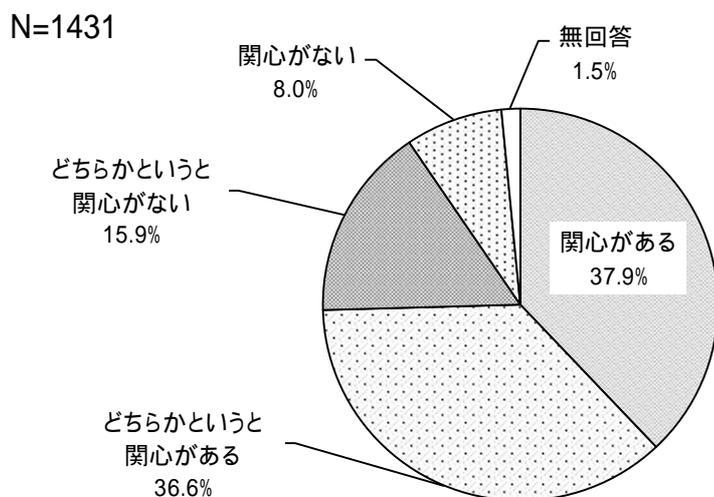


4. 文化・芸術の鑑賞の状況について

問7 あなたは、文化・芸術の鑑賞に関心を持っていますか。(は1つ)

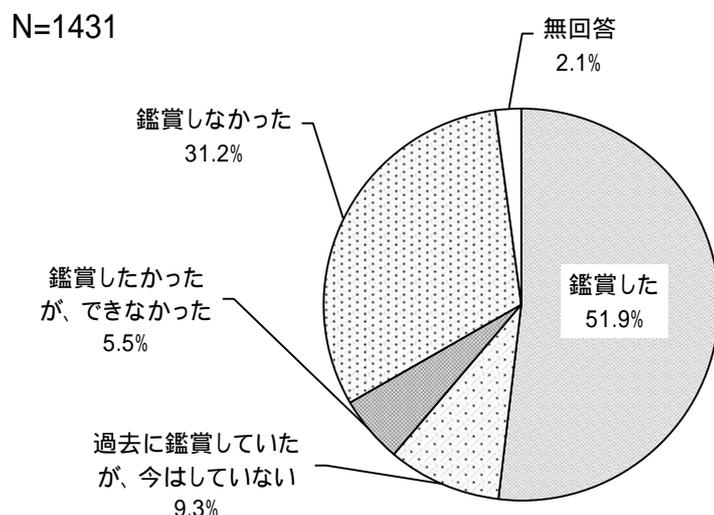
「関心がある」が37.9%と最も多く、ついで「どちらかというに関心がある」が36.6%、「どちらかというに関心がない」が15.9%となっている。

「関心がある」(「関心がある」と「どちらかというに関心がある」の合計)が74.5%、「関心がない」(「どちらかというに関心がない」と「関心がない」の合計)が23.9%となっている。



問8 あなたは、過去1年間で文化・芸術を鑑賞しましたか。(は1つ)

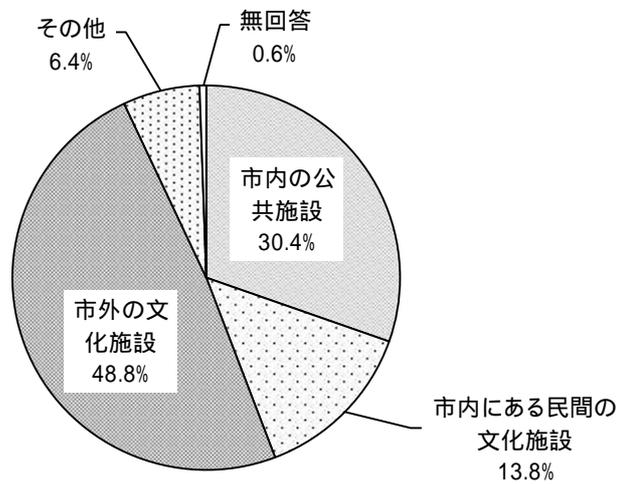
「鑑賞した」が51.9%と最も多く、ついで「鑑賞しなかった」が31.2%、「過去に鑑賞していたが、今はしていない」が9.3%となっている。



問9 鑑賞のために主に利用する(していた)施設・場所を選択してください。
(は1つ)

「市外の文化施設」が48.8%と最も多く、ついで「市内の公共施設」が30.4%、「市内にある民間の文化施設」が13.8%となっている。

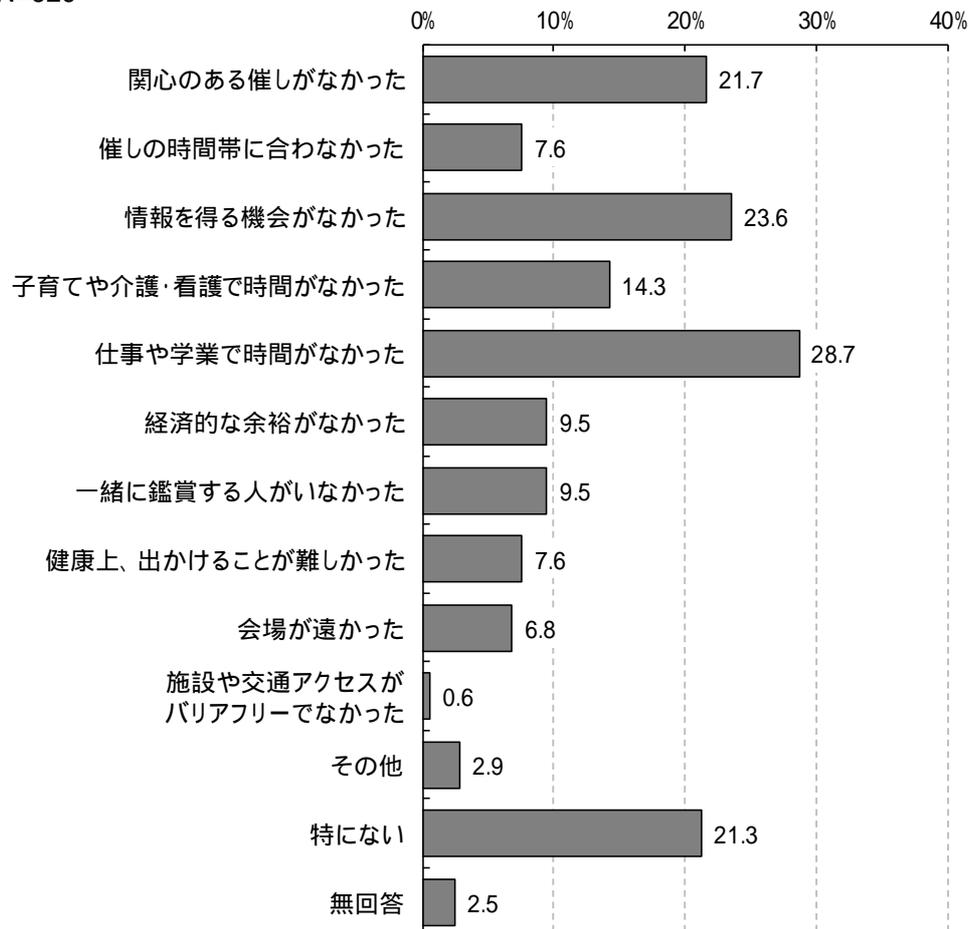
N=875



問10 あなたが文化・芸術を鑑賞しなかった（できなかった）理由は何ですか。
（はいくつでも）

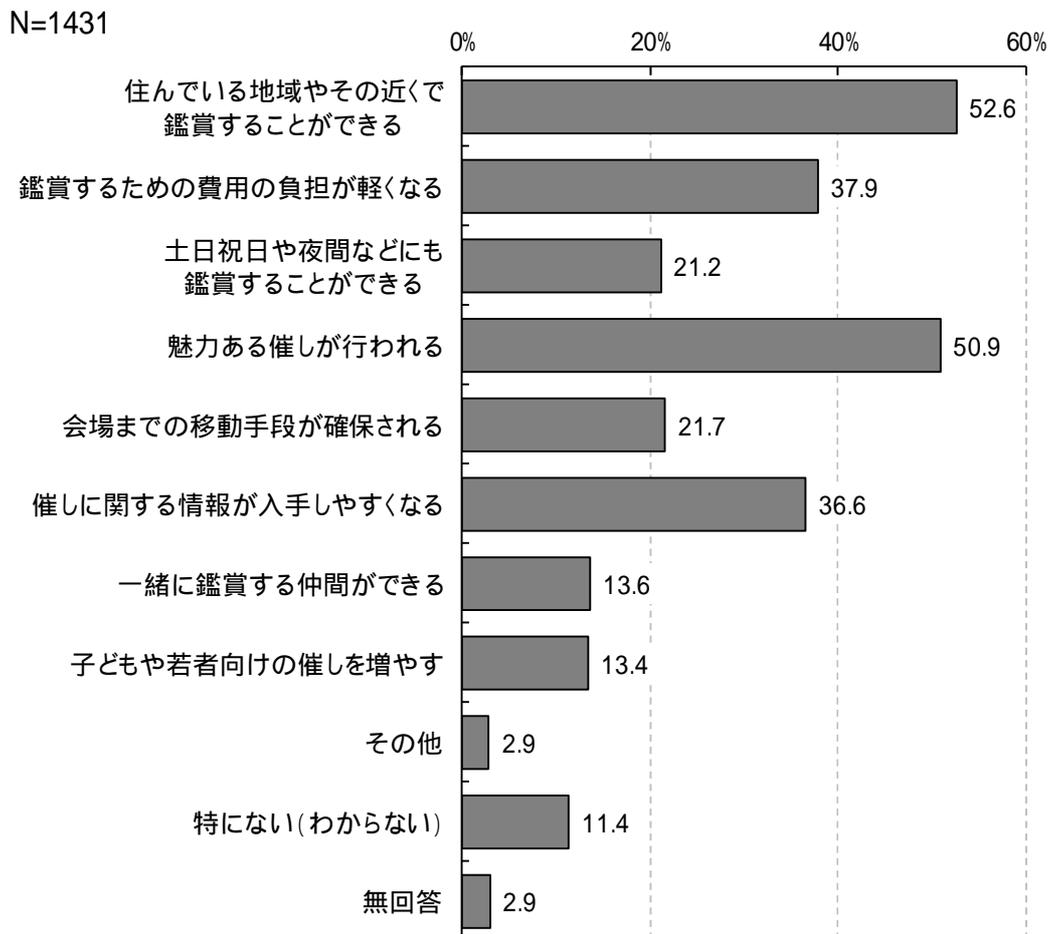
「仕事や学業で時間がなかった」が28.7%と最も多く、ついで「情報を得る機会がなかった」が23.6%、「関心のある催しがなかった」が21.7%となっている。

N=526



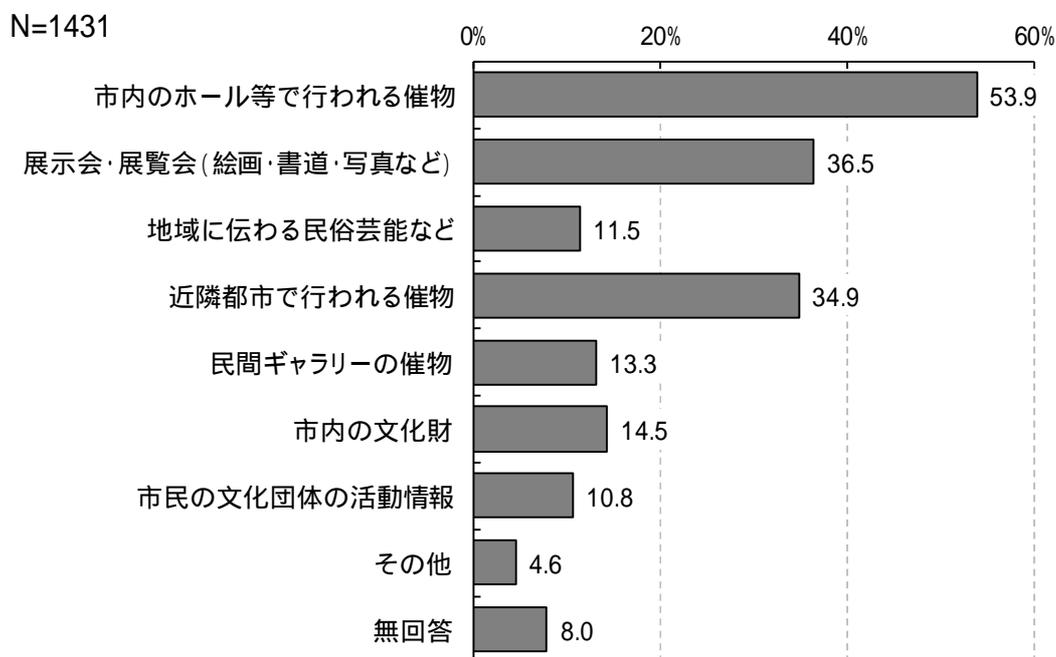
問 11 あなたは、どうすれば、文化・芸術を鑑賞しやすくなると思いますか。
(はいくつでも)

「住んでいる地域やその近くで鑑賞することができる」が 52.6%と最も多く、ついで「魅力ある催しが行われる」が 50.9%、「鑑賞するための費用の負担が軽くなる」が 37.9%となっている。



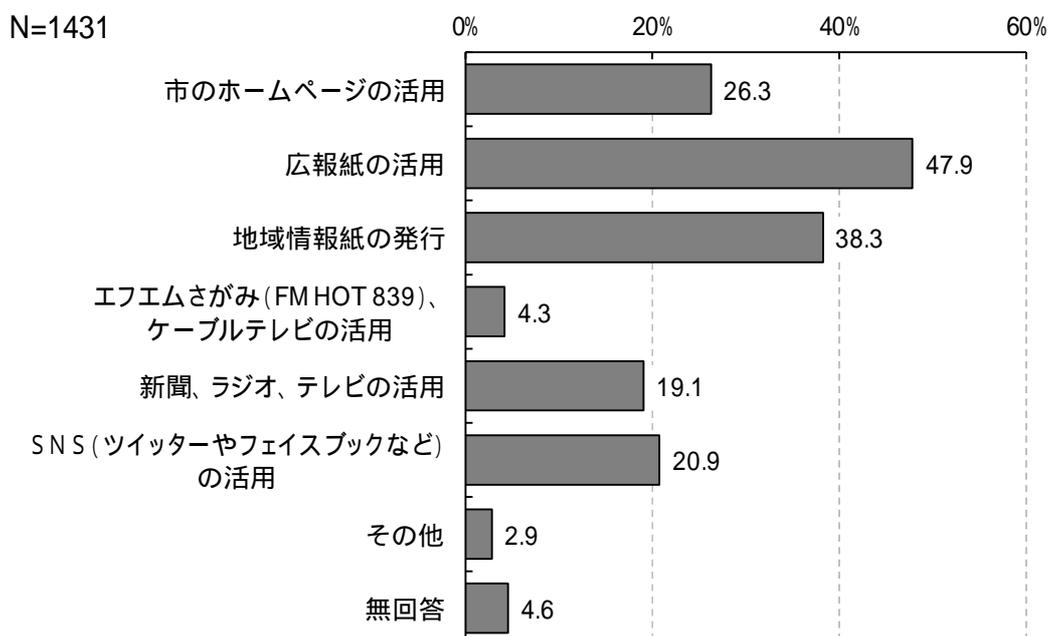
問 12 あなたが、知りたい文化・芸術の情報は何か。(はいくつでも)

「市内のホール等で行われる催物」が 53.9%と最も多く、ついで「展示会・展覧会(絵画・書道・写真など)」が 36.5%、「近隣都市で行われる催物」が 34.9%となっている。



問 13 あなたは、市内の文化・芸術の情報を知るためにはどんな情報提供の方法が効果的だと思います。(は2つまで)

「広報紙の活用」が 47.9%と最も多く、ついで「地域情報紙の発行」が 38.3%、「市のホームページの活用」が 26.3%となっている。

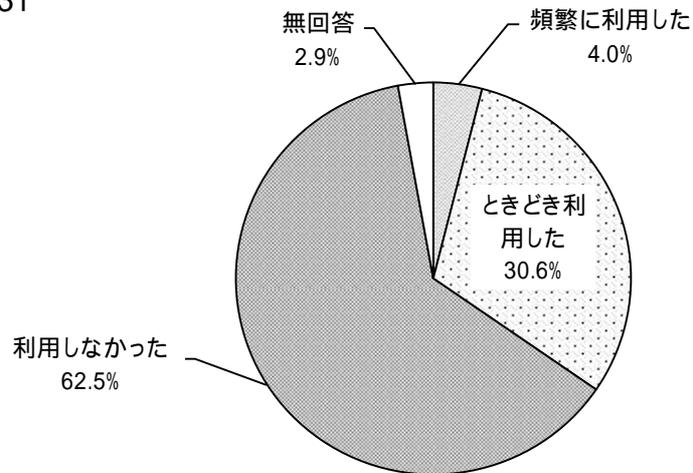


5. 文化的な活動や文化・芸術の鑑賞にかかる施設の利用状況について

問 14 あなたは、この1年間で市内にある「公共施設（ホールや公民館等）」や「民間の文化・芸術施設」を文化的な活動や鑑賞を行うために利用しましたか。
（ は1つ）

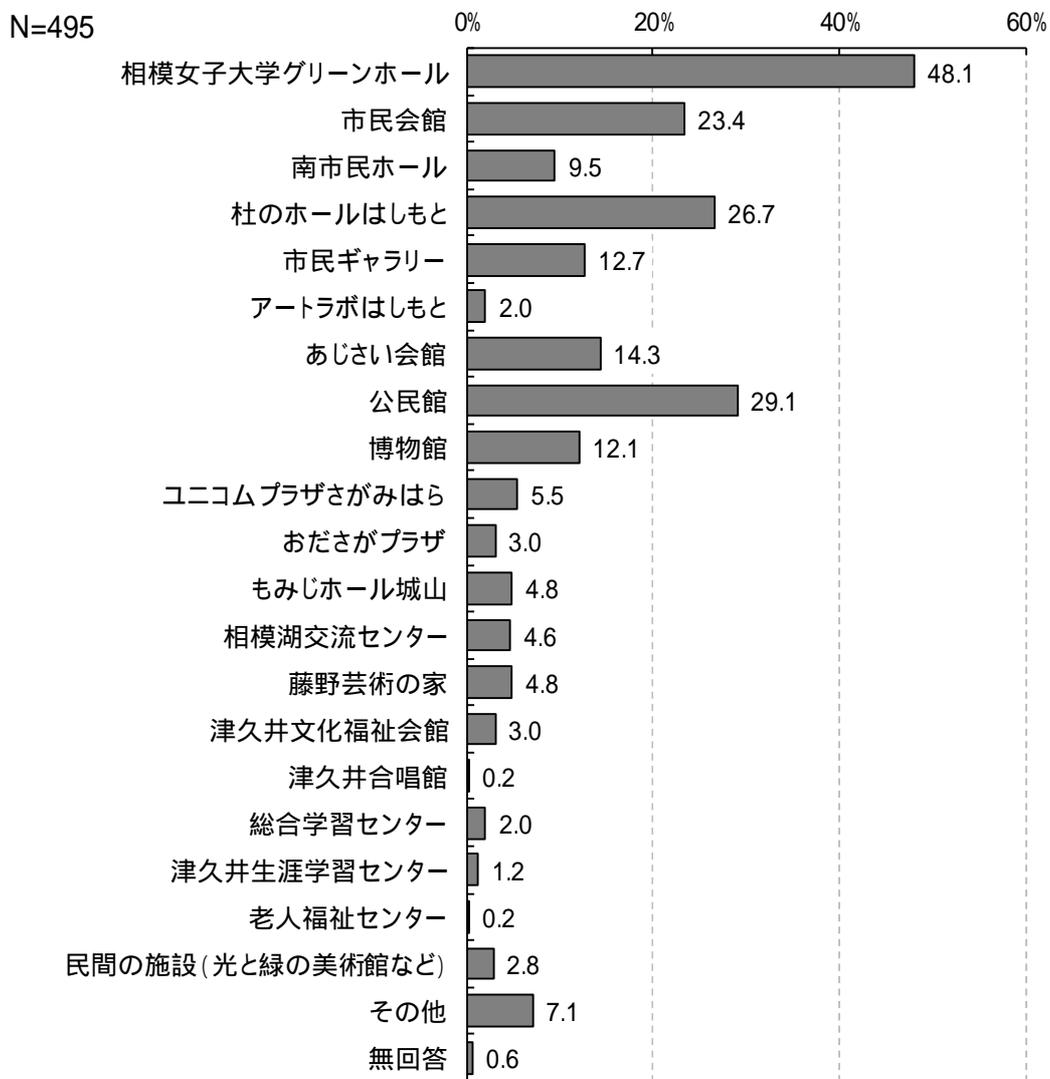
「利用しなかった」が62.5%と最も多く、ついで「ときどき利用した」が30.6%、「頻繁に利用した」が4.0%となっている。

N=1431



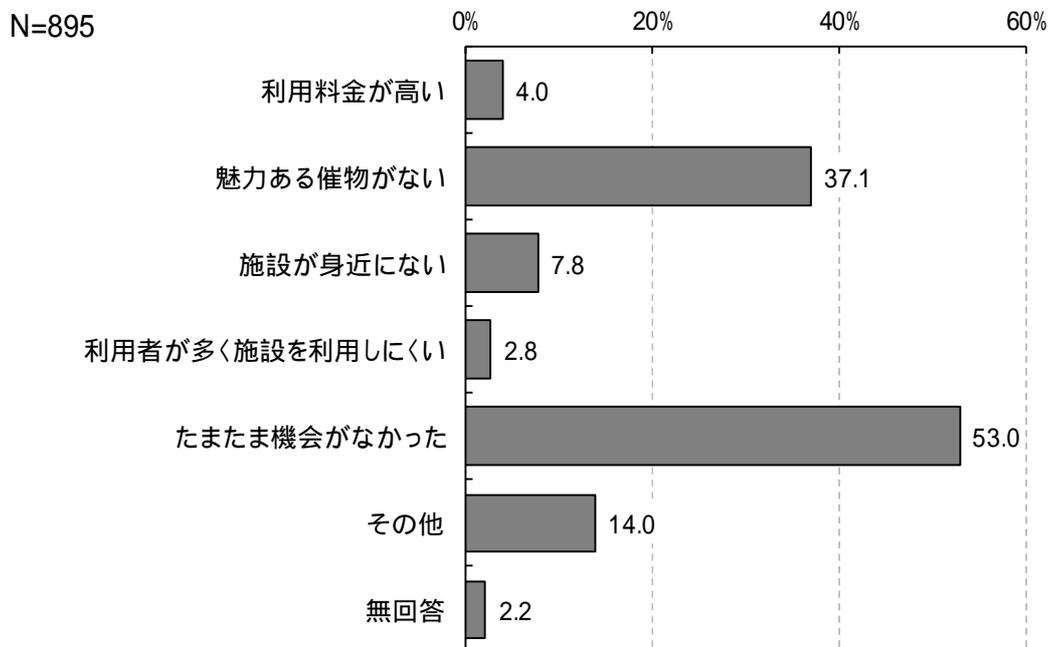
問 15 あなたは、どの施設を利用しましたか。(はいくつでも)

「相模女子大学グリーンホール」が 48.1%と最も多く、ついで「公民館」が 29.1%、「杜のホールはしもと」が 26.7%となっている。



問 16 あなたが、施設を利用しなかった理由は何ですか。(はいくつでも)

「たまたま機会がなかった」が 53.0%と最も多く、ついで「魅力ある催物がない」が 37.1%、「施設が身近にない」が 7.8%となっている。



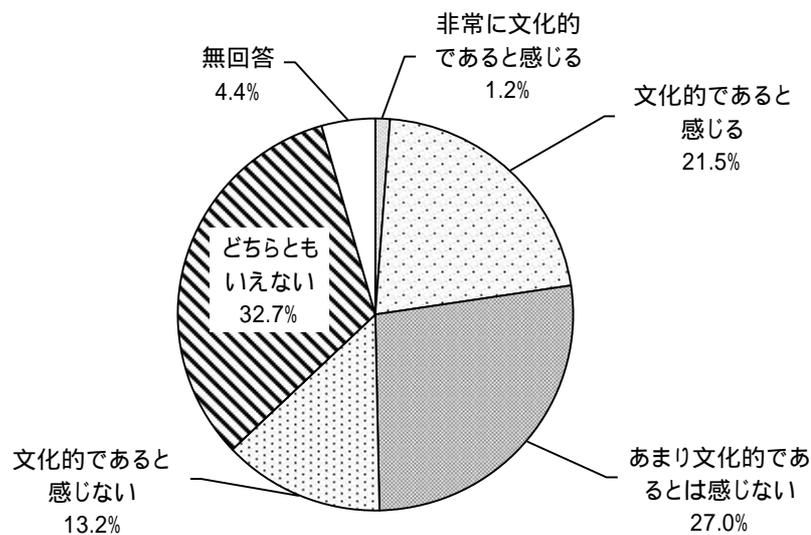
6. 相模原市の街のイメージや文化的な環境について

問 17 あなたは、相模原市が文化的な環境であると感じますか。(は1つ)

「どちらともいえない」が 32.7%と最も多く、ついで「あまり文化的であるとは感じない」が 27.0%、「文化的であると感じる」が 21.5%となっている。

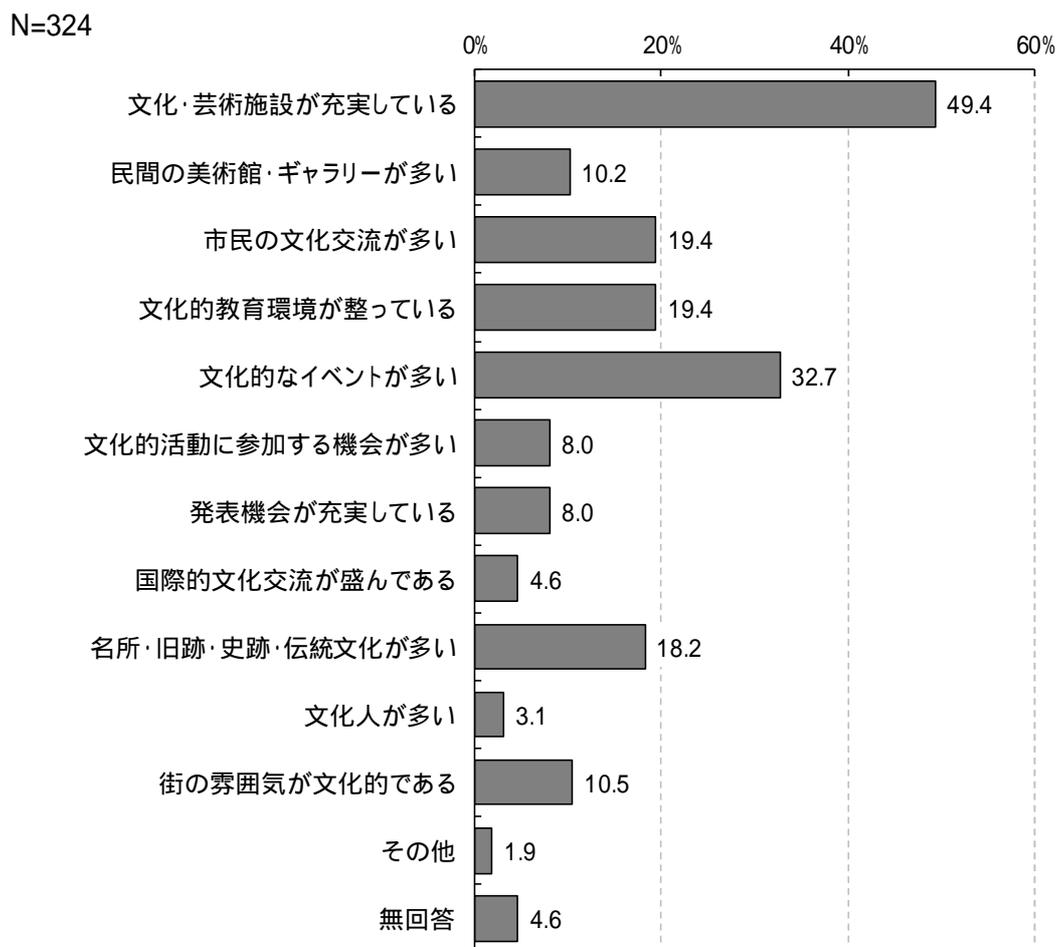
“文化的であると感じる”(「非常に文化的であると感じる」と「文化的であると感じる」の合計)が 22.7%、文化的であると感じない”(「あまり文化的であるとは感じない」と「文化的であると感じない」の合計)が 40.2%となっている。

N=1431



問 18 あなたが、相模原市を文化的な環境であると感じる（感じない）理由は何ですか。
（ は3つまで）

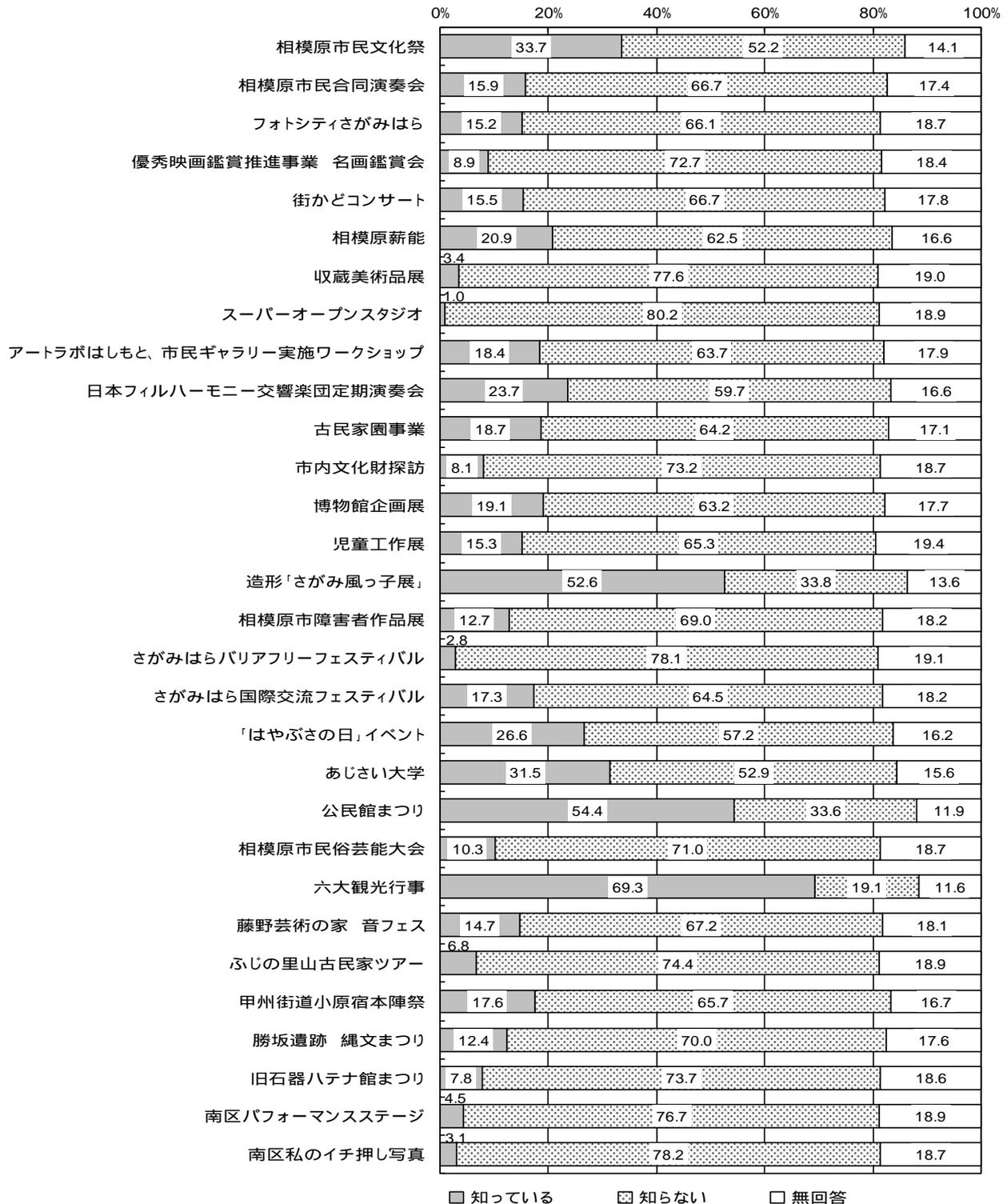
相模原市を文化的な環境であると感じる理由では、「文化・芸術施設が充実している」が49.4%と最も多く、
ついで「文化的なイベントが多い」が32.7%、「市民の文化交流が多い」、「文化的教育環境が整っている」が
19.4%となっている。



7. 相模原市の取組について

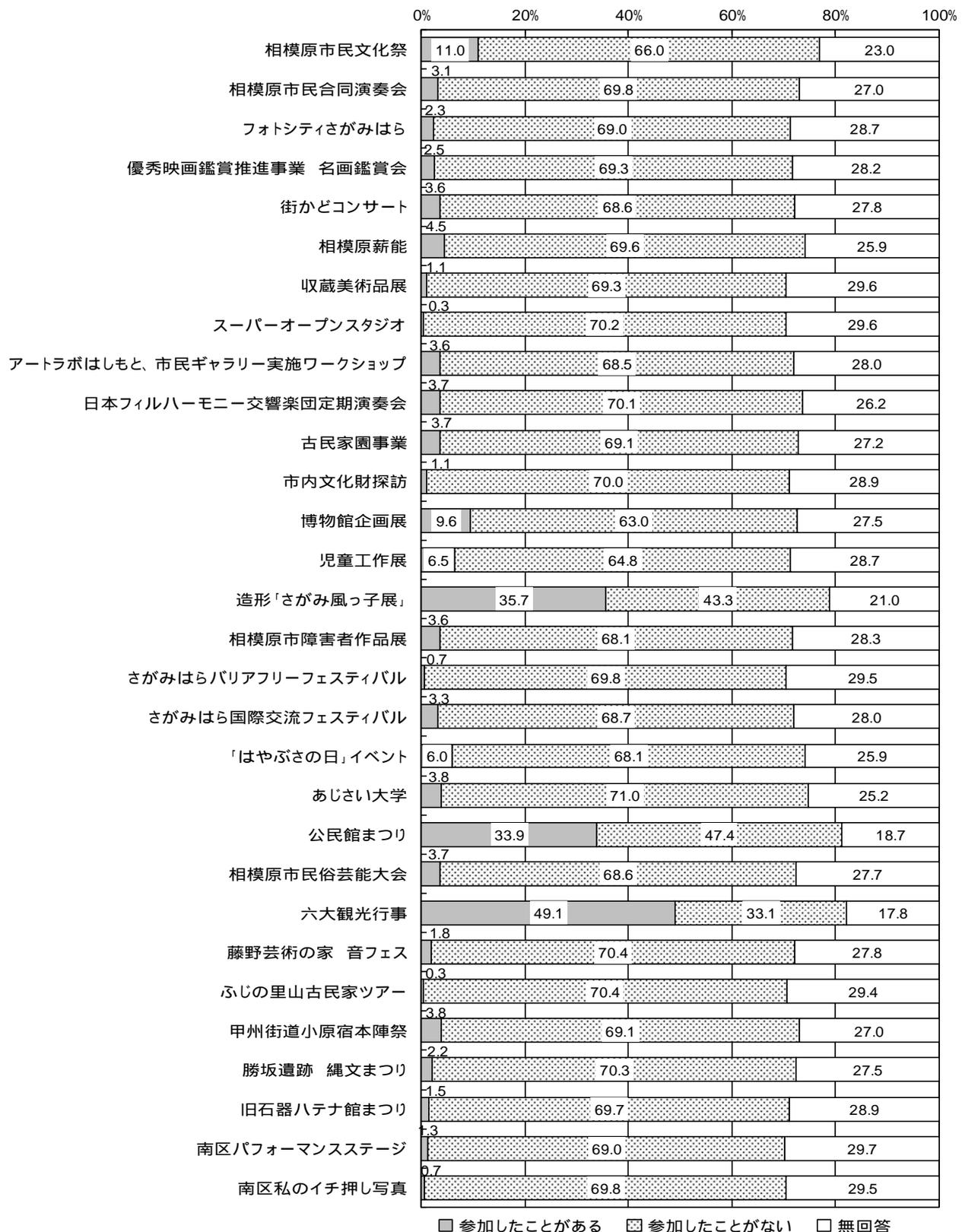
問 19-1 あなたが、以下の事業のうち知っているものはどれですか。また、実際に鑑賞又は参加したことがあるものを選んでください。(はそれぞれ1つずつ)
(認知度)

認知度について、「六大観光行事」が69.3%と最も多く、ついで「公民館まつり」が54.4%、「造形「さがみ風っ子展」」が52.6%となっている。



問 19-2 あなたが、以下の事業のうち知っているものはどれですか。また、実際に鑑賞又は参加したことがあるものを選んでください。(はそれぞれ1つずつ)
(参加状況)

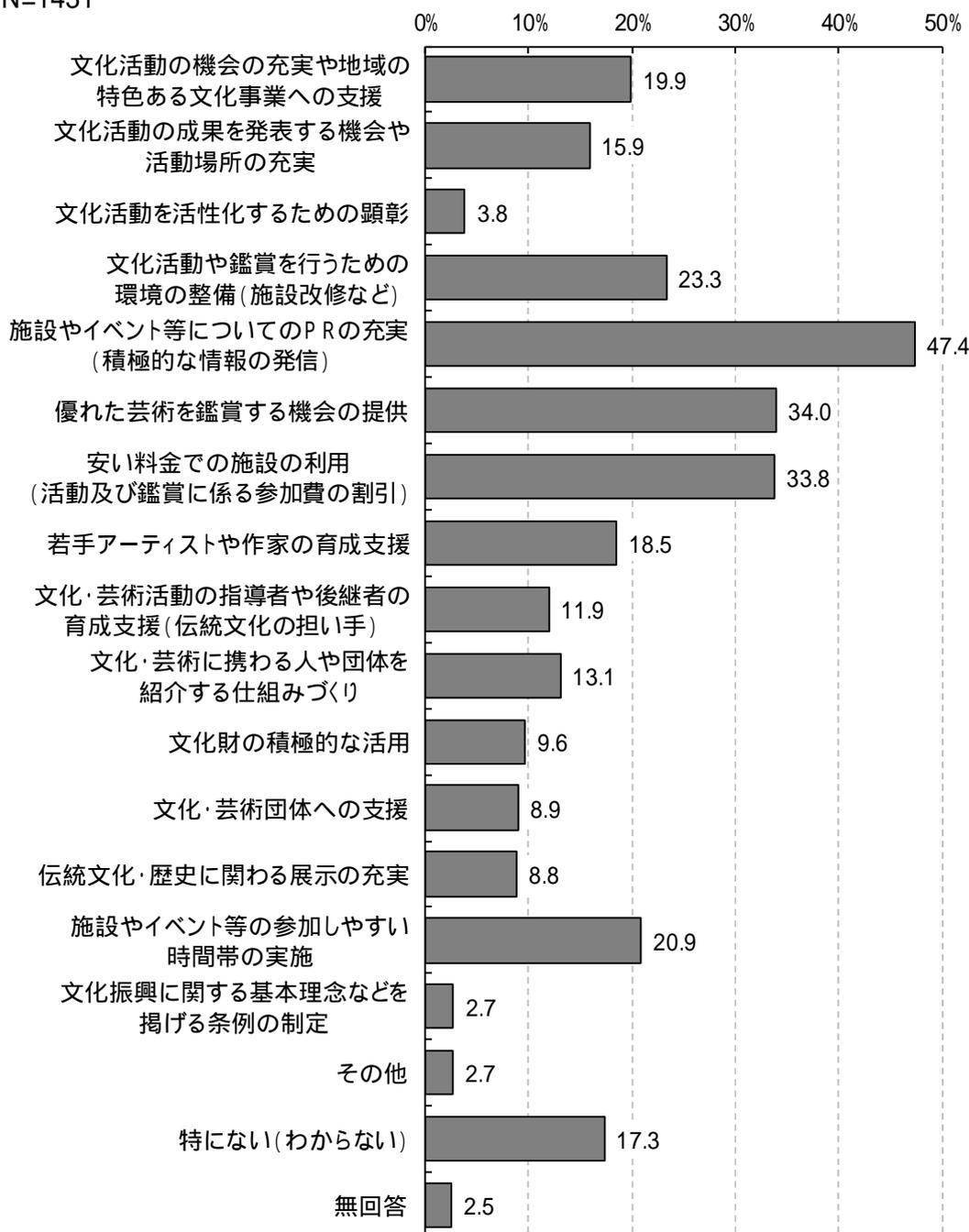
参加状況では、「六大観光行事」が49.1%と最も多く、ついで「造形「さがみ風っ子展」」が35.7%、「公民館まつり」が33.9%となっている。



問 20 あなたが今後、文化的な活動や鑑賞を活発に行うために、相模原市の文化政策に期待することは何ですか。(はいいくつでも)

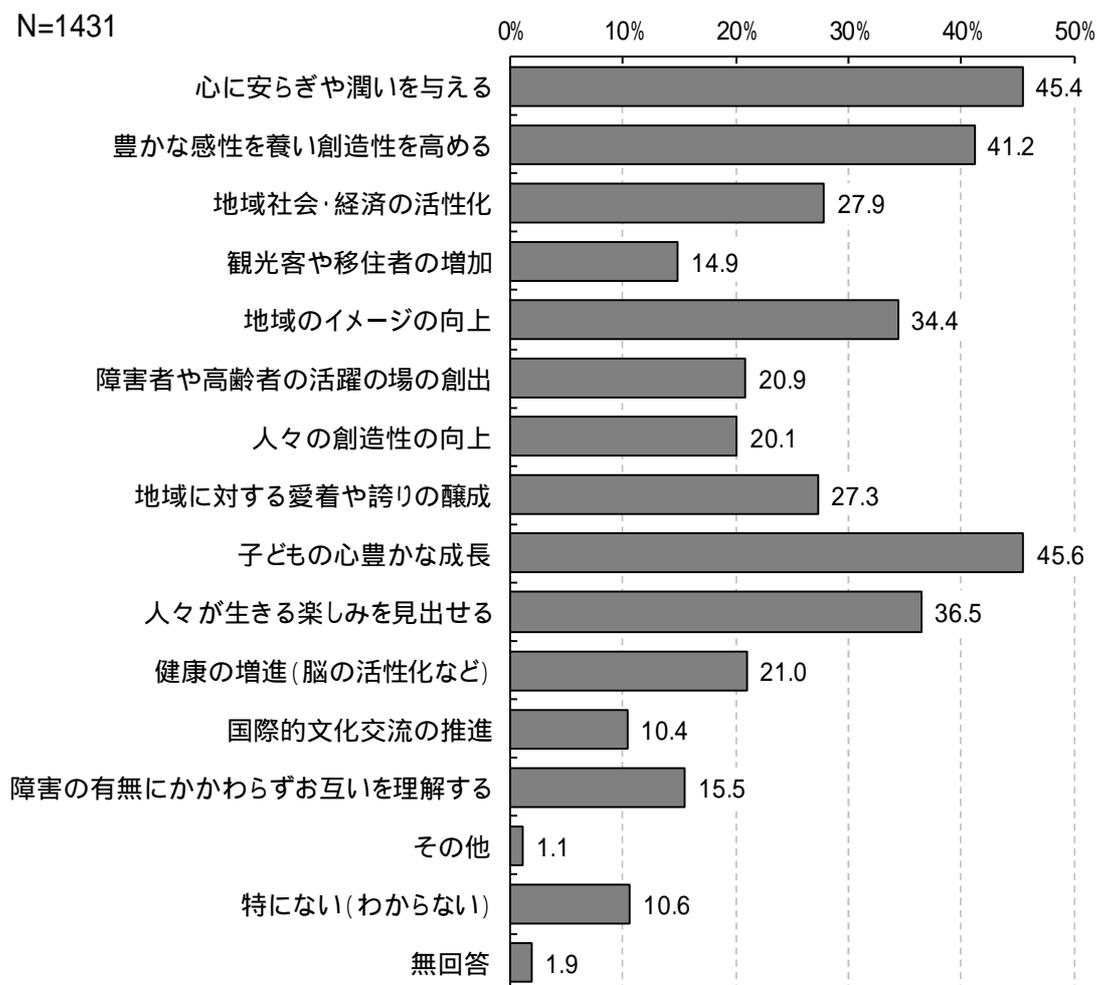
「施設やイベント等についてのPRの充実(積極的な情報の発信)」が47.4%と最も多く、ついで「優れた芸術を鑑賞する機会の提供」が34.0%、「安い料金での施設の利用(活動及び鑑賞に係る参加費の割引)」が33.8%となっている。

N=1431



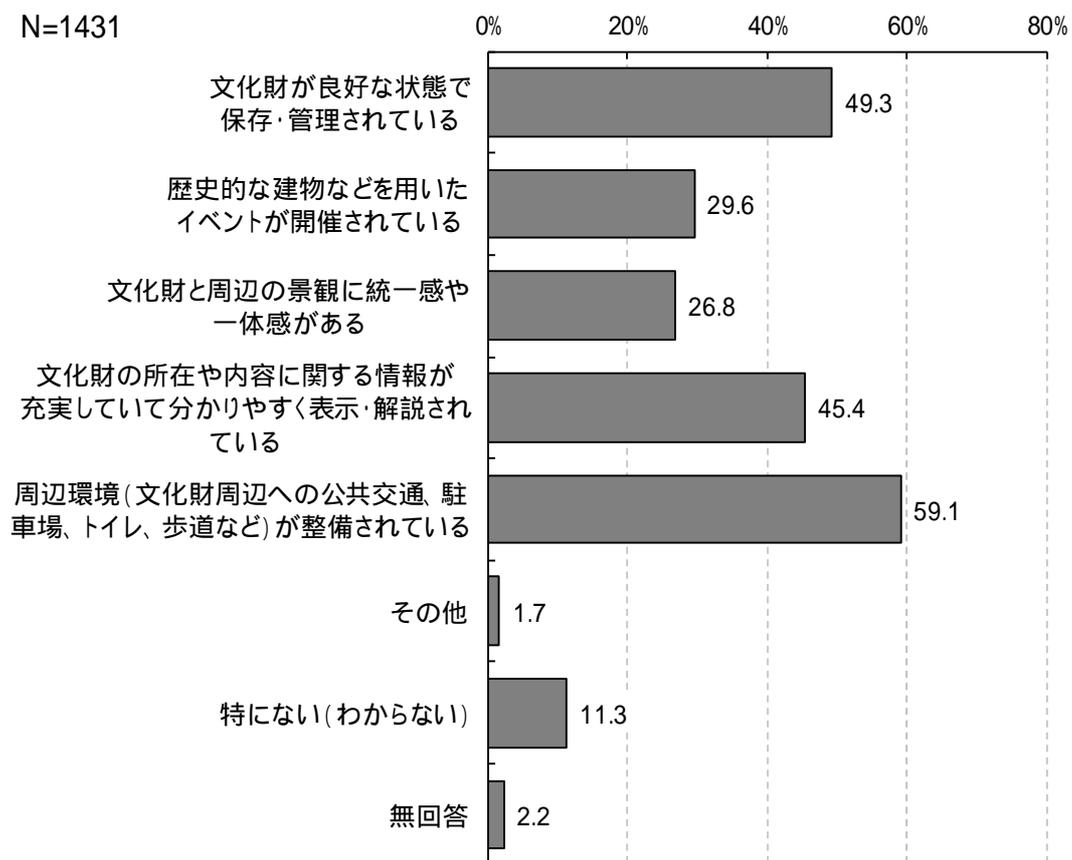
問 21 あなたは、文化政策を推進することにより、どのような効果があると思いますか。
(はいくつでも)

「子どもの心豊かな成長」が 45.6%と最も多く、ついで「心に安らぎや潤いを与える」が 45.4%、「豊かな感性を養い創造性を高める」が 41.2%となっている。



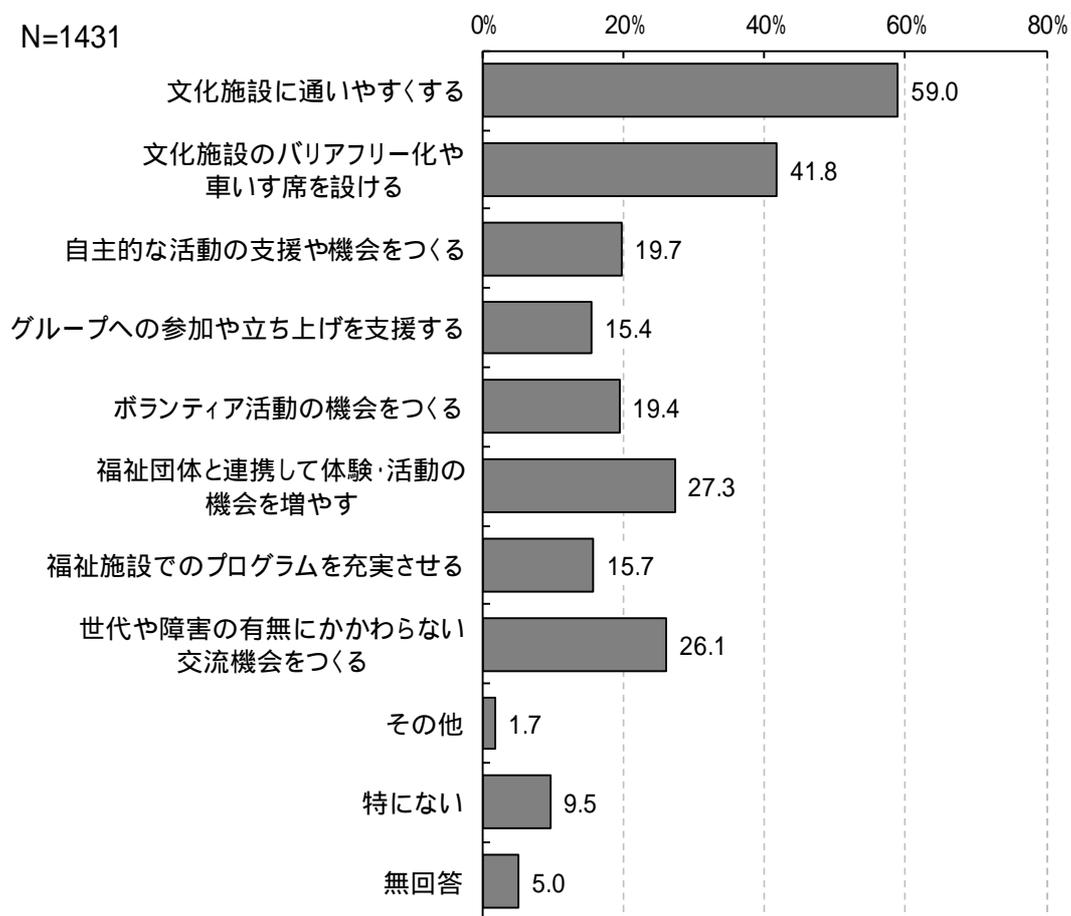
問 22 あなたは、文化財を観光の資源として魅力あるものにしていくためには、どのようなことが重要だと思いますか。(はいいくつでも)

「周辺環境(文化財周辺への公共交通、駐車場、トイレ、歩道など)が整備されている」が 59.1%と最も多く、ついで「文化財が良好な状態で保存・管理されている」が 49.3%、「文化財の所在や内容に関する情報が充実していて分かりやすく表示・解説されている」が 45.4%となっている。



問 23 あなたは、高齢者や障害者の文化・芸術の体験や活動をもっと活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか。(はいくつでも)

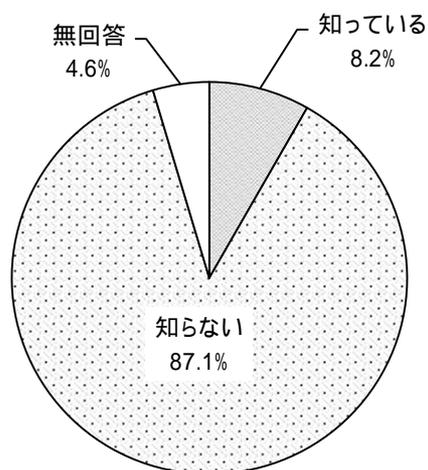
「文化施設に通いやすくする」が59.0%と最も多く、ついで「文化施設のバリアフリー化や車いす席を設ける」が41.8%、「福祉団体と連携して体験・活動の機会を増やす」が27.3%となっている。



問 24 相模原市では、美術館の整備に取り組んでいます。整備に向けた検討をしていることを知っていますか。

「知らない」が 87.1%、「知っている」が 8.2%となっている。

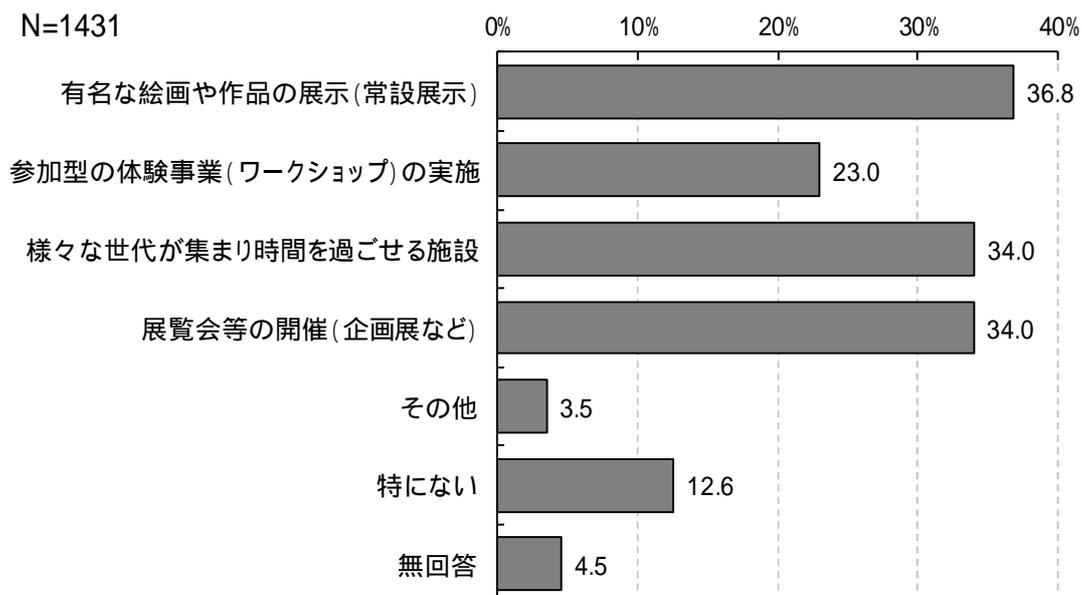
N=1431



問 25 あなたが、美術館を整備する際に望むことは何ですか。(は2つまで)

「有名な絵画や作品の展示(常設展示)」が 36.8%と最も多く、ついで「様々な世代が集まり時間を過ごせる施設」が 34.0%、「展覧会等の開催(企画展など)」が 34.0%となっている。

N=1431



6 用語集

1 《部門別計画》

総合計画の基本構想に定める「都市像」の実現のための「基本目標」と基本計画に定める「施策の方向性及び成果指標」を達成するための補完的、具体的な計画

2 《持続可能な開発目標（SDGs）》

平成27年9月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs = Sustainable Development Goals）」のこと。すべての人が平和と豊かさを楽しむことができる社会の実現を呼び掛けており、17のゴールが掲げられている。

3 《ステークホルダー》

企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者

4 《プラットフォーム》

関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み

5 《アートフィールド》

アートに関わる多様な活動を展開するエリア（自然と都市が共生する本市及びその周辺）

6 《さがプロ 2020 文化事業》

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、文化の振興を通じて本市の発展を図り、次代に継承していく文化事業

7 《ワークショップ》

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。第3次プランでは、美術や演劇などで表現者や鑑賞者といった従来の枠組みを超えた参加者全員による共同作業のことを指す。

8 《さがみ風っ子文化祭》

子どもたちの豊かな人間性の育成を目的に、小中学校における日頃の教育活動の成果を発表する催し

9 《あじさい大学》

高齢者が心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送るため、学習活動を通して仲間づくりをしながら、知識と技能の習得を図る事業

10 《SUPER OPEN STUDIO》

アーティストのスタジオ（制作場所）を公開することに主軸をおいたアート・プロジェクト

11 《ふれあい文化講座》

障害のある人の文化活動を支援し、社会参加の促進を図ることを目的として実施する文化講座

12 《情報紙 Move》

公益財団法人相模原市民文化財団が発行する相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール）杜のホールはしもと、相模原南市民ホール及びもみじホール城山で催される事業を中心に、芸術文化情報をまとめた情報紙

13 《文化財調査・普及員》

文化財のパトロールや文化財関係の事業に従事するスタッフ

14 《ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）》

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図る拠点

15 《藤野ふるさと芸術村メッセージ事業》

芸術家や市民が企画する文化事業等を支援する事業

16 《アイデンティティ》

「自分が自分であることの認識」の意味で、第3次プランでは子どもの個性や特徴のことを指す。

17 《文化芸術発表・交流活動支援事業》

文化活動の発表の機会を提供するため、施設使用料等の一部を助成する事業

18 《銀河連邦各共和国》

JAXA（宇宙航空研究開発機構）の研究施設がある6市町（秋田県能代市、岩手県大船渡市、相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町）からなるユーモアとパロディの精神で組織した連邦国家

19 《ユニバーサルデザイン》

障害の有無や年齢などにかかわらず、はじめから「誰もが」普通に使えるものやサービスを提供する考え方

20 《シビックプライド》

市民が都市（まち）に対して持つ「誇り」や「愛着」や「共感」のことで、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、ある種の当事者意識に基づく自負心

【出典：読売広告社都市生活研究所『シビックプライド - 都市のコミュニケーションをデザインする』】

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元年 11 月 7 日

案件名	第2次相模原市教育振興計画の策定について																											
所管	教育	局	区	部	教育総務	室	担当者		内線																			
概要	現行計画が令和元年度末で終了するに当たり、「人が財産」を基本的な考え方とした従来の教育を継承しつつも、社会の変化や今日的な課題に対応するため、新たな計画を策定し、本市の教育が目指す方向性を明確にするもの。																											
審議内容(論点)	第2次相模原市教育振興計画(案)について																											
実施計画の位置付け	あり	施策番号、施策名称及び事業名			施策16 学校教育の充実、施策17 家庭や地域における教育環境の向上、 施策18 生涯学習の振興、施策19 生涯スポーツの振興、施策20 文化の振興																							
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	29	日	政策調整会議	令和元	年	11	月	11	日														
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日														
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期					報道への情報提供		資料提供																	
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供		部会	令和元年12月																	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等				なし																					
検討経過等	関係部局名等		調整項目					調整状況																				
	関係部局との調整																											
	打合せ・会議の経過																											
	月日	会議名等				内容																						
	H29.12.5	関係課長会議				計画の策定体制及び事業スケジュールについて																						
	H30.7.6～R1.8.1	相模原市教育振興計画策定会議(計6回)				計画の策定について																						
H30.8.1～R1.10.3	相模原市教育振興計画策定委員会(計8回)				計画の策定に係る諮問、答申等																							
備考																												
関係課長会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。 (政策調整会議)																											
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	企画政策課	財務課(代)	障害政策課(代)	障害福祉サービス課	子ども・若者政策課	子ども・若者支援課	保育課(代)	子ども家庭課	児童相談所	陽光園	学務課	学校保健課	学校施設課	学校教育課	教職員人事課(代)	教職員給与厚生課	教育センター	相模川自然の村野外体験教室	青少年相談センター	生涯学習課	文化財保護課	スポーツ課	図書館(代)	相模大野図書館	橋本図書館	博物館	教育総務室
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>「はじめに」でJAXAなどに関する記載があるが、これらを活かした取組は記載されているのか。</p> <p>「施策13 生涯にわたる学習機会の提供」において、博物館の取組がある。</p> <p>「目標11 学校安全の推進」において、台風第19号を踏まえて修正する箇所がないか確認してほしい。</p> <p>確認する(庁議後に確認した結果、修正する箇所はなかった)。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>学校のICT環境の整備について、設備の導入費以外に導入後の維持費もかかるため、庁内合意を得ながら計画的に進めてほしい。</p>																											

事案の具体的な内容

(1) 計画策定の趣旨

現行計画が令和元年度末で終了するに当たり、「人が財産」を基本的な考え方とした従来の教育を継承しつつも、社会の変化や今日的な課題に対応するため、新たな計画を策定し、本市の教育が目指す方向性を明確にするもの。

(2) 計画の構成

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間： 令和2年度から令和9年度まで

第2章 教育を取り巻く社会情勢

- 1 最近の社会情勢
- 2 国における教育政策の動向

第3章 基本理念

- 1 相模原市の教育が目指す人間像： 共に認め合い 現在と未来を創る人
- 2 基本姿勢：
 - 1 温かさと先進性のある教育の推進
 - 2 「縦の接続」と「横の連携」
 - 3 教育資源の効果的な活用

第4章 施策体系

基本方針 生涯にわたる学びの推進【縦の接続】

- 目標1 未来を切り拓く力の育成
- 目標2 新しい時代に活躍できる力の育成
- 目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進
- 目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供
- 目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進

基本方針 オール相模原で取り組む地域教育力の向上【横の連携】

- 目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進
- 目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進
- 目標8 家庭を支える取組の推進

基本方針 多様な学びを支える環境の充実【基本方針 と の基盤】

- 目標9 学校指導体制の充実
- 目標10 学校教育環境の充実
- 目標11 学校安全の推進
- 目標12 生涯学習・社会教育の推進体制の充実
- 目標13 生涯学習・社会教育環境の充実

第5章 進行管理

(3) 市民等への周知、合意形成

- 平成30年8月～9月 アンケートの実施(対象：一般市民、保護者、小中学生)
- 平成31年3月 シンポジウムの開催(基調講演・パネルディスカッション等)
- 平成31年4月 キッズインタビューの実施

(4) 今後のスケジュール

- 令和元年10月～11月 庁議
- 12月 議会への情報提供(市民文教部会)
- 令和元年12月～令和2年1月 パブリックコメントの実施
- 令和2年 3月 策定(教育委員会定例会で決定)

第2次 相模原市教育振興計画 (案)

相模原市教育委員会

はじめに

本市は、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みの下、歴史と文化が培われ、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してきました。

また、このような自然や文化を大切にしながらも、圏央道の開通やリニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の一層の拡大、小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星のサンプルリターンを世界で初めて成功させたJAXA(宇宙航空研究開発機構)の活躍など、絶え間なく前進を続けており、将来の可能性に満ちあふれている都市でもあります。

教育分野に目を向ければ、学校・家庭・地域住民等の連携の下、「人が^{たから}財産」を基本的な考え方とし、人を大切にするという視点でこれまでの教育施策を展開してきたところですが、超スマート社会や人生100年時代を迎えるなど教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今後の社会を予測することが難しくなっています。

こうした状況に的確に対応していくためには、受容性の高い社会や持続可能な社会の実現を見据えながら、より具体的なビジョンの下で教育を推進する必要があることから、相模原市の教育が目指す人間像として「共に認め合い^{いま}現在と未来を創る人」と掲げました。これまでの取組を大切にしながらも、温かさ^いと先進性のある教育を推進することにより、この人間像の実現に向けて歩を進めていきたいと考えています。

また、魅力あるまちづくりという観点からも教育は重要な柱のひとつであり、教育施策全体を通じて、誰もが「ここで学んでよかった」、「ここでもっと学びたい」と思い、自分が住んでいる地域への愛着や誇りを感じるなど、相模原市が一人ひとりの心の拠り所になるとともに、教育の力で選ばれる都市となることを期待しています。

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 法的な位置付け	1
(2) 本市における位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 教育を取り巻く社会情勢	3
1 今後の社会情勢	3
(1) 超スマート社会(Society 5.0)の到来	3
(2) 人生100年時代の到来	3
(3) グローバル化の進展と持続可能な開発目標(SDGs)	3
2 国における教育政策の動向	4
(1) 教育基本法	4
(2) 第3期教育振興基本計画	5
第3章 基本理念	6
1 相模原市の教育が目指す人間像	6
2 基本姿勢	7
第4章 施策体系	8
基本方針 生涯にわたる学びの推進	10
目標1 未来を切り拓く力の育成	11
目標2 新しい時代に活躍できる力の育成	19
目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進	23
目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供	33
目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進	37
基本方針 オール相模原で取り組む地域教育力の向上	41
目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進	42
目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進	46
目標8 家庭を支える取組の推進	49

基本方針	多様な学びを支える環境の充実	52
目標 9	学校指導体制の充実	53
目標 1 0	学校教育環境の充実	58
目標 1 1	学校安全の推進	61
目標 1 2	生涯学習・社会教育の推進体制の充実	63
目標 1 3	生涯学習・社会教育環境の充実	65
第 5 章	進行管理	66

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22(2010)年3月に相模原市教育振興計画を策定し、学校¹・家庭・地域住民等の連携の下、「人が^{たから}財産」を基本的な考え方として教育行政を推進してきました。

令和元(2019)年度末に当該計画の計画期間が終了するに当たり、これまでの考え方を継承しつつ、社会情勢の変化や今日的な課題に対応するため、第2次相模原市教育振興計画(以下「本計画」という。)を策定し、本市の教育が目指す方向性を明確にするものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

(2) 本市における位置付け

本市が目指す将来の都市像を掲げる「相模原市総合計画」における教育部門の計画として策定します。

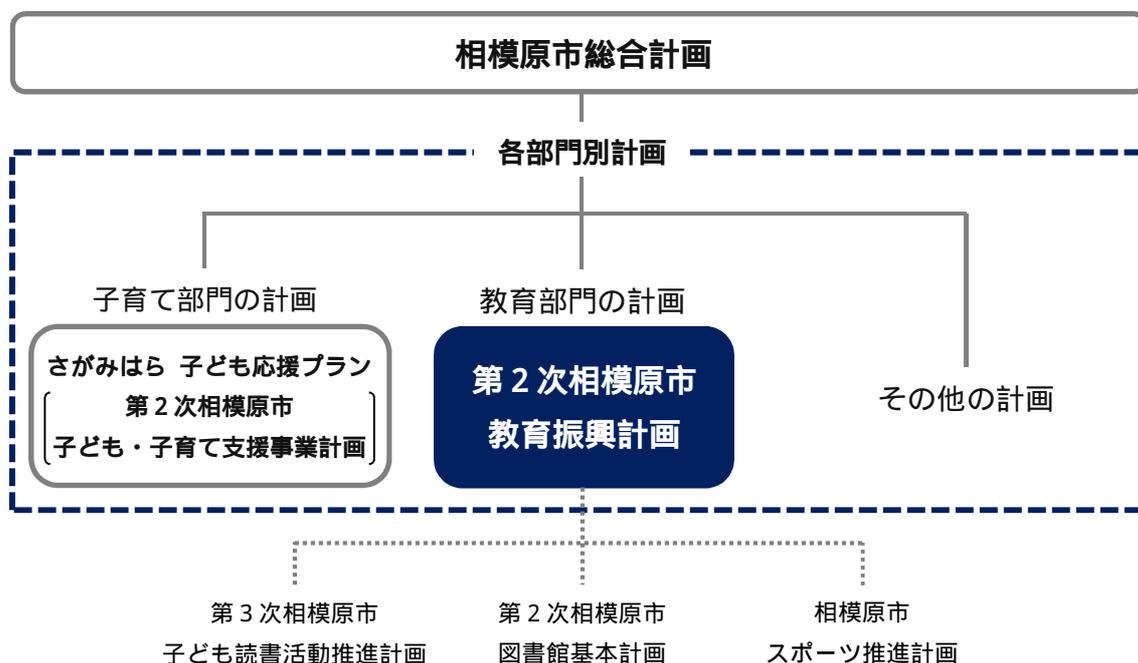
なお、相模原市総合計画では、持続可能な開発目標(SDGs Sustainable Development Goals)²を踏まえた施策の推進を掲げており、本計画においては、17のゴールのうち目標4「質の高い教育をみんなに」を中心として特に関連する次の目標を踏まえています。



¹ 本計画における「学校」とは、市立の小中学校と義務教育学校のことをいいます。「小学校」には義務教育学校(前期課程)を、「中学校」には義務教育学校(後期課程)を含みます。

² 「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

<本市における教育振興計画の位置付け>



幼児期の教育に関しては、市長が策定する「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」において取り扱っていますが、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本計画においては、幼児期の教育と義務教育の接続に関することについて記載しています。

また、学校教育に関する計画として平成19(2007)年度に策定した「さがみはら未来をひらく学びプラン」と、平成22(2010)年度に策定した「新・相模原市支援教育推進プラン」については、いずれも令和元(2019)年度末をもって計画期間が終了しますが、両計画の内容は本計画の中に記載し、一体的に推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、相模原市総合計画の計画期間に合わせ、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間とします。

第2章 教育を取り巻く社会情勢

1 今後の社会情勢

(1) 超スマート社会(Society 5.0)の到来

情報社会(Society 4.0)に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿が超スマート社会(Society 5.0)とされており、人工知能(AI)、IoT³、ロボットなどの先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスが提供されることにより、経済発展と社会的課題の解決が期待されています。

こうした社会を豊かに生きるためには、先端技術を使いこなす力を身に付けるとともに、人間ならではの能力を育むことが求められています。

(2) 人生100年時代の到来

日本の人口が減少する一方で平均寿命は延伸を続けており、世界一の長寿社会を迎えています。2055年に65歳を迎える人(平成2年生まれ)については、男性の約4割以上、女性の約7割が90歳まで長生きし、更に女性については約2割が100歳まで長生きすると見込まれています⁴。

今後到来が予想される人生100年時代を豊かに過ごすためには、生涯にわたって学ぶことができる機会の充実が求められています。

(3) グローバル化の進展と持続可能な開発目標(SDGs)

情報通信技術の進展や交通手段の発達などによって地球規模で人、モノ、資本が移動し、様々な分野で各国が相互に依存している中においては、経済危機、気候変動、自然災害、感染症などの課題が他国にも連鎖して発生し、深刻な影響を及ぼすようになっていきます。

このような状況を踏まえ、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられており、特に教育分野においては「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

³ Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれており、モノに組み込まれたセンサーなどからデータを集積する仕組みのことをいいます。

⁴ 厚生労働省 第5回社会保障審議会年金部会(平成30年10月10日開催)において、厚生労働省「完全生命表」「簡易生命表」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」に基づき試算されています。

2 国における教育政策の動向

(1) 教育基本法

昭和22年に制定された旧法を全部改正し、平成18年に成立した教育基本法においては、教育の目的(第1条)などが引き続き規定されており、旧法における普遍的な理念が大切にされつつも、教育の目標(第2条)、生涯学習の理念(第3条)、障害のある人への教育の機会均等(第4条第2項)や学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)などが新たに規定されており、新しい時代の教育の理念が示されています。

教育基本法 抜粋

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(2) 第3期教育振興基本計画

平成30(2018)から令和4(2022)年度までを計画期間とする第3期教育振興基本計画が、平成30年6月15日に閣議決定されました。

この計画では、教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。

具体的には、人生100年時代や超スマート社会の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、次の5つの今後の教育政策に関する基本的な方針が設定されました。

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
生涯学び、活躍できる環境を整える
誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
教育政策推進のための基盤を整備する

第3章 基本理念

1 相模原市の教育が目指す人間像

教育は、一人ひとりが幸福な人生とより良い社会の創り手となる上での礎であり、本市においては「人が^{たから}財産」を基本的な考え方とし、人を大切にするとする視点でこれまでの教育施策を展開してきました。

この考え方は普遍的なものですが、超スマート社会や人生100年時代を迎えるなど今後の社会の予測が難しくなる中においては、より具体的なビジョンの下で教育を推進していく必要があることから、相模原市の教育が目指す人間像を次のとおり設定します。

目指す人間像

共に認め合い ^{いま} 現在と未来を創る人

共に認め合い

今後どのような時代になっても、一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々⁵が共に生きるためには、まず自分の良いところや可能性に気づき、更には短所を含めて自分自身だと認めることが大切です。自分を認めることを通じて、自分以外の人にもそれぞれ良いところなどがあり、多様な人々がいることを理解し、皆が共に認め合い、つながり、支え合えるようになって欲しいという思いを込めています。

^{いま} 現在と未来を創る

予測困難な時代であっても豊かな人生を送るためには、自ら学びに向かい、広く想像し、深く思考して主体的に行動するとともに、多様な人々が積極的にかかわり、高め合いながら、新たな価値⁶を生み出すことが求められています。こうしたことを通じ、誰もが心豊かに生き生きと活躍し続けられる現在を創るとともに、人間ならではの感性を働かせ、先端技術を駆使しながら持続可能な未来を創ってほしいという思いを込めています。

⁵ 「多様な人々」とは、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等のある人々のことをいいます。

⁶ 「新たな価値」とは、文化芸術や技術革新のようなものに限らず、地域課題や身近な生活上の課題を自分なりに解決するなど自他の人生や生活を豊かなものにしていく様々な工夫なども含まれます。

2 基本姿勢

相模原市の教育が目指す人間像の実現に向けては、これまで取り組んできた教育を大切にしながら、次の3つを基本姿勢として、次章に掲げる教育施策を展開していきます。

この教育施策全体を通じて、誰もが「ここで学んでよかった」、「ここでもっと学びたい」と思い、自分が住んでいる地域への愛着や誇りを感じるなど、相模原市が一人ひとりの心の拠り所となることを期待しています。

基本姿勢1 温かさと先進性のある教育の推進

一人ひとりの個性を認めて大切にするとともに、障害の有無や生育環境などにかかわらず誰もが十分に学ぶことができるよう、誰一人取り残さない**温かさ**のある教育と、未来社会を見据え、既成概念や前例にとらわれずに進取の精神で臨む**先進性**のある教育を推進します。

基本姿勢2 「縦の接続」と「横の連携」

幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識した「**縦の接続**」と、学校・家庭・地域住民等や行政が一丸となり教育に取り組む「**横の連携**」を軸とし、学校教育分野と生涯学習・社会教育分野に連続性を持たせた教育施策を展開します。

基本姿勢3 教育資源の効果的な活用

相模原市の教育資源である豊富な人材や豊かな自然環境を活用するとともに、本市らしい教育施策を効果的に展開するため、教育現場の実情を踏まえ、課題のあるポイントに対して重点的な取組を行っていきます。

第4章 施策体系

基本方針 生涯にわたる学びの推進

【縦の接続】



目標1 ^{ひら}未来を切り拓く力の育成

- 施策1 キャリア教育の推進
- 施策2 学びの連続性を意識した教育活動の展開
- 施策3 学力の向上に向けた取組の推進
- 施策4 豊かな心を育む教育の推進
- 施策5 健康的な体づくりの推進

目標2 新しい時代に活躍できる力の育成

- 施策6 グローバルに活躍できる力の育成
- 施策7 情報社会で活躍できる力の育成

目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進

- 施策8 多様性の理解や人権意識の向上
- 施策9 特別支援教育の推進
- 施策10 特別支援教育の体制の充実
- 施策11 不登校やいじめなどへの対応
- 施策12 学びの機会の確保

目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

- 施策13 生涯にわたる学習機会の提供
- 施策14 学んだことを生かす機会の提供
- 施策15 学習機会に関する情報の発信

目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進

- 施策16 誰もが楽しむことができるスポーツ機会の充実
- 施策17 子どもたちが楽しむことができるスポーツ機会の充実

基本方針 オール相模原で取り組む地域教育力の向上
【横の連携】



目標 6 子どもたちの成長を支える取組の推進

- 施策 1 8 地域と学校の連携・協働
- 施策 1 9 子どもの居場所・遊び場づくり
- 施策 2 0 青少年活動の推進

目標 7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

- 施策 2 1 住民主体の公民館活動の推進
- 施策 2 2 市民主体の社会教育事業・スポーツ活動の促進
- 施策 2 3 地域の歴史や伝統文化の継承

目標 8 家庭を支える取組の推進

- 施策 2 4 家庭教育支援の充実
- 施策 2 5 子育て支援の推進

基本方針 多様な学びを支える環境の充実
【基本方針 と の基盤】



目標 9 学校指導体制の充実

- 施策 2 6 教員の確保
- 施策 2 7 教員の資質・能力の育成
- 施策 2 8 学校における働き方改革の推進

目標 10 学校教育環境の充実

- 施策 2 9 安全で快適な施設・設備の整備
- 施策 3 0 望ましい学校規模の実現に向けた取組
- 施策 3 1 学校給食の充実
- 施策 3 2 ICT環境の整備

目標 11 学校安全の推進

- 施策 3 3 児童生徒の安全対策の推進

目標 12 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

- 施策 3 4 研修・支援体制の充実

目標 13 生涯学習・社会教育環境の充実

- 施策 3 5 生涯学習・社会教育施設等の整備

基本方針 生涯にわたる学びの推進

予測困難な時代であっても、市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、幼児期から生涯にわたって学び、他者と高め合い、自分の可能性を広げることが重要です。

このため、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識し、子どもたちの未来を切り拓く力を育むとともに、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、子どもの権利保障をはじめ、共生社会の実現に取り組むほか、生涯学習機会の提供を進めます。

具体的には、次の目標を掲げて各施策を展開していきます。

- 目標 1** 未来を切り拓く力の育成
- 目標 2** 新しい時代に活躍できる力の育成
- 目標 3** 共生社会の実現に向けた取組の推進
- 目標 4** 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供
- 目標 5** 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進

目標1 未来を切り拓く^{ひら}力の育成

子どもたちが持続可能な未来の担い手として自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができるよう、キャリア教育を推進し、幼児期、義務教育段階、義務教育終了後という学びの連続性を意識した教育活動を各発達段階に応じて展開します。日々の授業や学校生活の様々な場面において直面する様々な課題を解決することにより、自立に向けて必要な知識・技能を習得し、他者と協働しながら主体的に探究していく学びの充実を図ります。

現状と課題

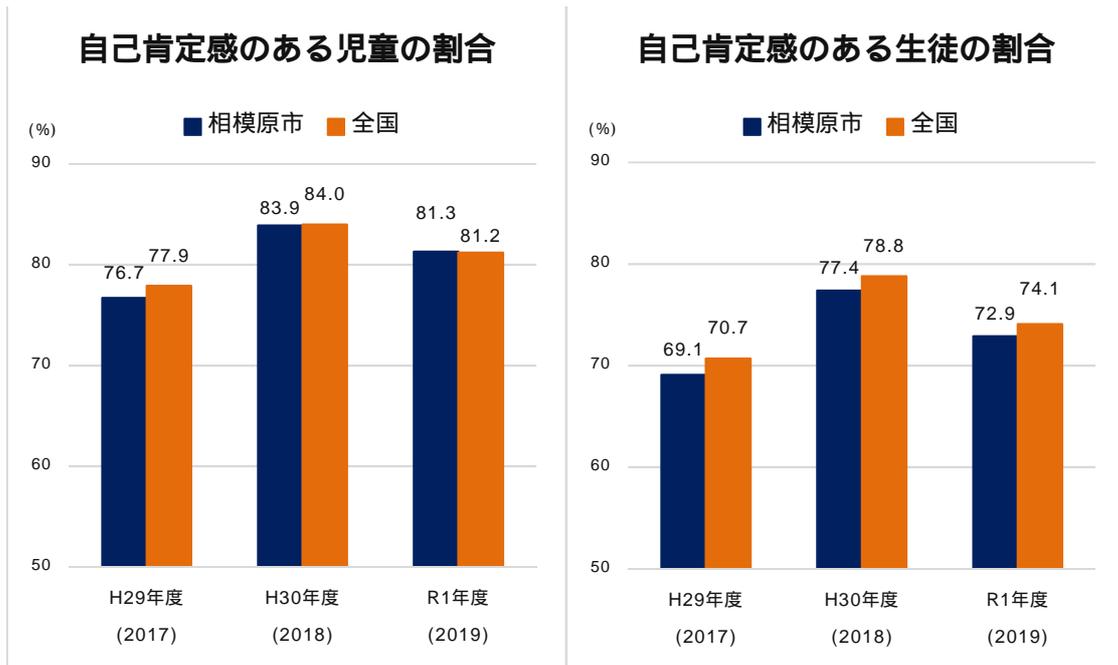
令和2(2020)年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理されました。

具体的な教育内容についても改善が図られており、理数教育、伝統や文化に関する教育、主権者教育や消費者教育などの充実のほか、学ぶことと実生活・実社会、自分の将来とのつながりを意識させ、教育活動全体を通じ、自立に向けて必要な資質・能力を育むキャリア教育の重要性が示されています。

学びに向かう力や、夢・目標などに挑戦しようと思う意欲の源泉には自己肯定感がありますが⁷、本市においては、自己肯定感のある⁸児童生徒の割合が全国平均をやや下回る傾向にあり、様々な教育活動を通じて自己肯定感を育むことが求められています。

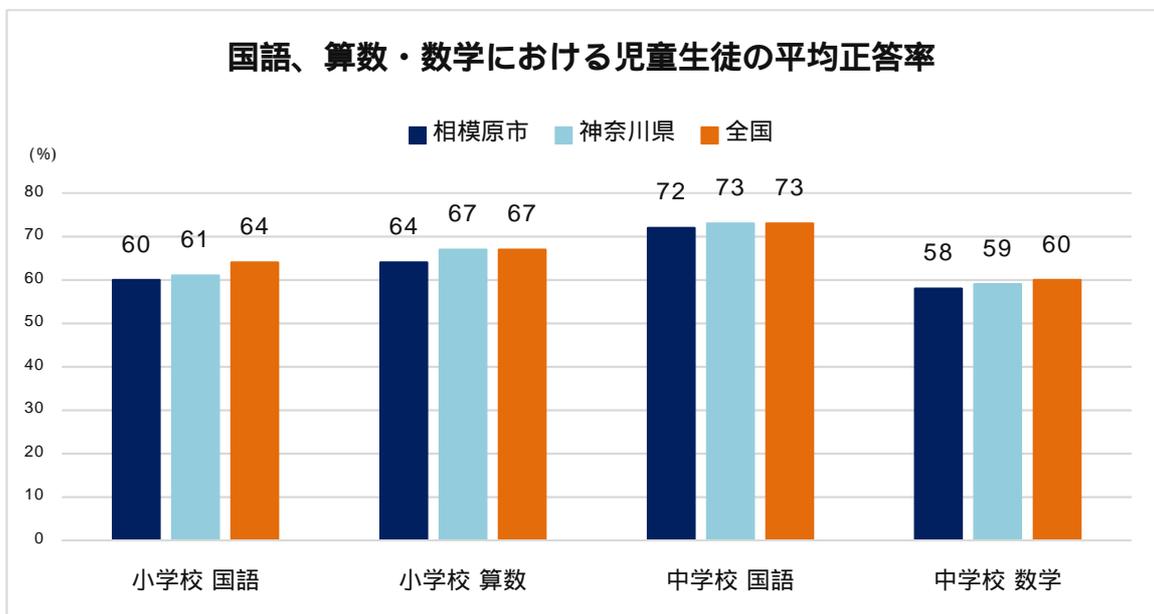
⁷ 相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果(平成30年度実施)によると、自分のことが「好きではない」「どちらかといえば好きではない」と答えた児童生徒よりも、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒の方が、国語や算数・数学等の教科について「よくできる」と回答しています。

⁸ ここでは、「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒を「自己肯定感のある」と表現しています。



【出典】全国学力・学習状況調査(公立)

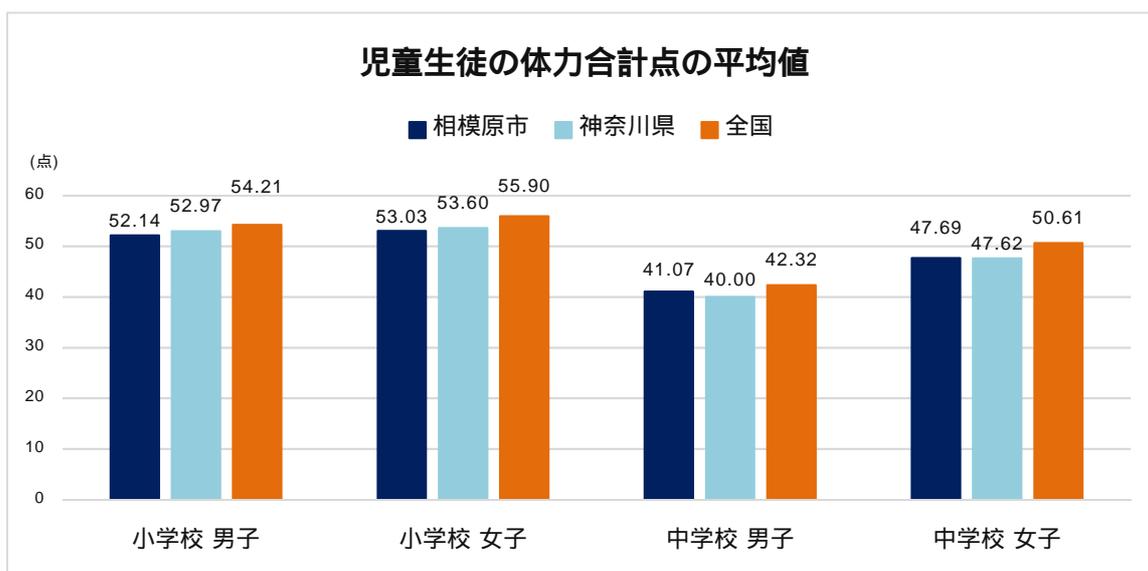
また、一人ひとりが生涯にわたり学びを継続していくためには基礎的・基本的な知識及び技能の習得が不可欠ですが、全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の児童生徒の国語や算数・数学の平均正答率は全国平均をやや下回る傾向にあります。



【出典】令和元(2019)年度 全国学力・学習状況調査(公立)

これまで本市では、放課後補習の実施や、授業中に子どもの学びをサポートする学習支援員の導入などの取組を進めてきましたが、家庭の経済状況が学力に影響を与える⁹ことも踏まえ、子ども一人ひとりが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の人生を歩むことができるよう、義務教育における取組が一層求められています。

児童生徒の体力・運動能力についても、本市は全国平均をやや下回る傾向にあり、生涯にわたって運動を続ける上では、運動を一層好きになるような取組が重要となっています。



【出典】平成30(2018)年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(公立)

⁹ 日本財団が平成30年に公表した「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析」によると、貧困を背景とする学力格差は小学校初期から存在しており、その差は小学校4年生頃に拡大しています。また、学年が上がるにつれ、貧困世帯の子どもは低学力層へと集中していく傾向にあります。

成果指標

自分には良いところがあると思う児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 76.1% 目標値(令和9年度) 82.0%

キャリア教育の推進により、様々なことに挑戦しようと思う意欲の源泉である自己肯定感が育まれているかを測る指標〔測定方法：児童生徒アンケート〕

将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 76.7% 目標値(令和9年度) 78.7%

キャリア教育の推進により、未来への前向きな気持ちや自分らしい生き方を実現しようとする意欲が育っているかを測る指標〔測定方法：児童生徒アンケート〕

学習調査における目標値を達成する児童の割合

現状値(平成30年度) 60.8% 目標値(令和9年度) 70.0%

学力の向上に向けた取組により、児童の基礎的・基本的な知識及び技能の定着度を測る指標〔測定方法：相模原市学習調査〕

施策

施策1 キャリア教育の推進

義務教育9年間にわたり、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育む教育活動を展開することにより、児童生徒の自己肯定感や学ぶ意欲を高め、未来を切り拓く^{ひら}力の育成を図ります。

〔主な取組〕

全ての教育活動を通じたキャリア教育の推進

キャリア教育において育む力である「つながる力」、「自律する力」、「見通す力」、「乗り越える力」の育成を図るため、これらの視点で従来の教育活動を整理し、児童生徒の実態・地域の特性等に応じた教育課程を編成します。また、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童生徒が義務教育9年間の活動を記録し蓄積する教材(キャリア・パスポート)の活用を図ります。

社会で活躍する人材の活用

自己の適性を知り、進路や生き方について主体的に考える機会として、小中学校において職場体験を実施するとともに、企業や団体と連携・協力して様々なジャンルで活躍する人材を活用する仕組みを検討します。

施策 2 学びの連続性を意識した教育活動の展開

教員や保護者などが、幼児期、義務教育段階、義務教育修了後という子ども一人ひとりの学び・育ちのつながりをこれまで以上に意識し、各学校種が相互に連携・協力した学びの連続性がある教育活動を展開します。

〔主な取組〕

幼・保・小連携の推進

子どもが新しい学校生活に円滑に移行していくためのスタートカリキュラムの実践や幼保小連携研修会等での円滑な情報連携と行動連携の構築により、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校における生活や学びの連続性を大切にされた教育課程等の充実を図ります。

小中一貫教育の推進

各中学校区において、小中学校が家庭・地域住民等と義務教育9年間で育てる「めざす子ども像」を共有しながら、キャリア教育で育む力を軸としたカリキュラム・マネジメントにより、義務教育9年間を見通した教育活動を展開します¹⁰。

また、中学校区の教員が一堂に会する「小中一貫の日」などを通じ、学区の特性や児童生徒の実態に応じた教育の在り方等について協議しながら、小中一貫教育やキャリア教育の推進を図ります。

あわせて、小中一貫教育の実践形態の1つである義務教育学校の設置に関する検討を行います。

¹⁰ 平成30年8月に策定した「相模原市小中一貫教育基本方針」において基本的な考え方を整理しています。

施策3 学力の向上に向けた取組の推進

各種調査結果を分析・活用し、各学校の実情を踏まえた取組を推進するなど、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。

〔主な取組〕

各種調査結果の分析・活用

全国学力・学習状況調査や本市独自の学習調査の結果を分析し、児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援や学校での授業改善に活用します。

各学校の実情に応じた指導形態の導入

きめ細かな指導ができる少人数学級や少人数指導、小学校においてより専門性の高い指導ができる教科担任制など様々な指導形態のうち、各学校の実情に応じた手法を導入することで、児童生徒の学力の向上を図ります。

学力保障に向けた取組

外部人材を活用した補習、担任と連携したチームティーチングや個別指導を行う人員の活用などにより、基礎的・基本的な知識及び技能の定着や学習意欲の向上を図ります。

規則正しい生活習慣の確立

児童生徒や保護者に対して生活出前講座等を実施し、規則正しい生活習慣の確立を図ることにより、家庭学習の定着や家庭における自己肯定感の育成に向けた取組を促進します。

施策4 豊かな心を育む教育の推進

体験活動や文化活動を通して、児童生徒の創造性や主体性を培い、豊かな心を育む教育を推進します。

〔主な取組〕

体験学習の推進

相模川自然の村野外体験教室(愛称 相模川ビレッジ若あゆ)・ふるさと自然体験教室(愛称 ふじの体験の森やませみ)を中心に、豊かな自然を生かした自然体験、田植え・稲刈り等の農業体験、身近な歴史や伝統文化に関わる体験学習を推進します。

さがみ風っ子文化祭の実施

各学校における日頃の教育活動や文化活動の成果を、「さがみ風っ子文化祭」を通じて広く発表することで、児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成を図ります。

地域文化教育の推進

児童生徒が音楽・演劇鑑賞会など優れた文化芸術に触れることができる機会や、市内で活動するプロの芸術家から専門知識や技法を学ぶ機会を設定するなど、地域文化教育を推進します。

施策5 健康的な体づくりの推進

成長期にある児童生徒が体を動かす楽しみや喜びを体感するとともに、心身の成長や健康の保持増進が図られるよう各種取組を推進します。

〔主な取組〕

楽しみながら学ぶ学校体育の充実

本市が独自に作成した準教科書「さがみっ子の体育」の活用などを通じ、体力や技能の程度、性別や障害の有無などにかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できる授業づくりを行います。

ホームタウンチーム¹¹・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実

小学校体育授業サポートやラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。

学校における食育の推進

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、本市の地場農産物等を取り入れた学校給食を活用した指導や、児童生徒一人ひとりの健康課題に応じた個別指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校における食育を推進します。

¹¹ 「ホームタウンチーム」とは、市内に活動の拠点を置き、全国での活躍が期待できるスポーツチームのことであり、令和2年3月現在、本市にはノジマ相模原ライズ(アメリカンフットボール)、三菱重工相模原ダイナボアーズ(ラグビー)、SC相模原(サッカー)、ノジマステラ神奈川相模原(女子サッカー)の4チームがあります。

目標2 新しい時代に活躍できる力の育成

世界に目を向け、様々な分野で活躍できる人材を育成するため、学校において、自国や他国の歴史・文化理解を深め、互いの考えを伝え合い、理解し合える英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。また、様々な教科等においてプログラミング教育を推進し、論理的思考力や先端技術を使いこなす力などの情報活用能力^{1 2}の育成を図ります。

現状と課題

令和2(2020)年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、外国語教育やプログラミング教育などを充実することが示されており、今後の未来社会を見据えた教育が重要となっています。

外国語教育について、本市では小学校学習指導要領の全面実施に先駆け、外国人英語指導助手(A L T :Assistant Language Teacher)を増員するとともに、専門的知見から教員に助言を行う英語教育アドバイザーを配置してきましたが、今後、子どもたちがグローバル社会でも活躍できるよう、他国の人と互いの考えを伝え合う英語によるコミュニケーション能力などの育成が一層求められています。

プログラミング教育についても、本市では全国に先駆け、小学校第4～6学年において授業を実施するとともに、民間企業との連携にも取り組んできましたが、超スマート社会を見据えた中で、言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力とされている情報活用能力の育成が一層求められています。

^{1 2} 「情報活用能力」とは、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力(I C T活用スキル)であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものとされています。

成果指標

身近な話題について、英語を使って自分の気持ちや考えを簡単な語句や文で伝え合うことができると思う児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 66.4% 目標値(令和9年度) 76.3%

英語教育の実践により、児童生徒の英語によるコミュニケーションを図ろうとする意欲を測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

CEFR¹³ A1 レベル(実用英語技能検定3級程度)以上の英語力を有する生徒の割合

現状値(平成30年度) 36.4% 目標値(令和9年度) 56.3%

英語教育により、生徒の英語力(「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能)が一定程度に達しているかを測る指標

〔測定方法：英語教育実施状況調査(文部科学省)〕

課題を解決するために、順序立てて考えたり、うまくいかなかったときに、やり直したりすることができると思う児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 70.4% 目標値(令和9年度) 78.7%

プログラミング教育やICTの活用により、児童生徒の情報活用能力の育成が図られているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

¹³ CEFR(Common European Framework of Reference for Languages :Learning, teaching, assessment(外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠))は、カリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集や外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供する国際的な基準として開発されたものです。

施策6 グローバルに活躍できる力の育成

英語教育を通して、言語・文化や価値の多様性を受け止め、英語を用いてコミュニケーションを行うことができる児童生徒の育成を図ります。

〔主な取組〕

外国人英語指導助手(A L T)の活用

A L Tと英語で会話するパフォーマンステストの実施など、外国人と実際のコミュニケーションを図る機会を充実し、英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

小学校第1学年からの英語教育の充実

A L Tや専科教員等の活用、授業時数の増加等により、小学校第1学年から英語に触れる機会を充実します。

小学校における英語専科教員の配置

小学校における外国語の教科化に伴い、より質の高い英語教育を行うため、一定の英語力を有する専科教員の配置を検討します。

国際理解教育の推進

各教科における学習や外国人との交流等を通じて、自国の伝統・文化を理解するとともに、異なる言語・文化や価値の多様性を受け止めることができる児童生徒の育成を図ります。

施策7 情報社会で活躍できる力の育成

プログラミング教育を通して、情報社会で活躍するために必要な論理的思考力などの情報活用能力の育成を図ります。

〔主な取組〕

プログラミング的思考¹⁴の育成

本市が独自に作成したモデルカリキュラムによりプログラミング教育を推進し、プログラミング的思考等の育成を図ります。

情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成

情報セキュリティ・モラルハンドブックを活用することで、情報機器の悪用が個人や社会に多大な経済的・精神的損害を与えることを理解して誠実な情報活用を行うなど、新たな情報倫理上の課題に対応できる資質・能力の育成を図ります。

ICT活用スキルの育成

各教科等の授業において、児童生徒が計画的にICTを活用することで、今後の社会で求められるICT活用スキルの育成を図ります。

¹⁴ 「プログラミング的思考」とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことです。

目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進

共生社会の実現に向けて、多様性や人権、命を尊重する子どもたちの心を育成するとともに、障害、母語が外国語のほか、生まれ育った環境などにより様々な困難を抱える子どもたちや、不登校・いじめの状態にあるなど悩みを抱える子どもたちを温かく支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育¹⁵などの取組を推進します。

現状と課題

(1) 人権教育の推進

人権教育の実施は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)において地方公共団体の責務とされていますが、相模原市人権施策推進指針(平成31年1月改定)においても学校教育で取り組むことを明示しています。

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」や「人権尊重の理念を単に理解するにとどまることなく、それが態度や行動に現れるようになること」を目標とする人権教育においては、教員の人権意識が児童生徒の意識に大きく影響を及ぼす隠れたカリキュラム¹⁶が重視されます。
- 教員が、多様な性、外国とのつながり、障害等、児童生徒の置かれた様々な状況や特性を理解し、人権意識を向上させ、児童生徒が安心して学校生活を送れるように支援していくことが大切です。

¹⁵ 「支援教育」とは、障害の有無や国籍などにかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う教育の考え方のことをいいます。なお、「特別支援教育」は、特に障害のある児童生徒を対象とした教育のことをいいます。

¹⁶ 「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図するしないにかかわらず、学校生活を営む中で児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄を指すものです。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方や雰囲気といったものになります。

(2) 特別支援教育の推進

本市における児童生徒数は減少傾向にある一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあります。

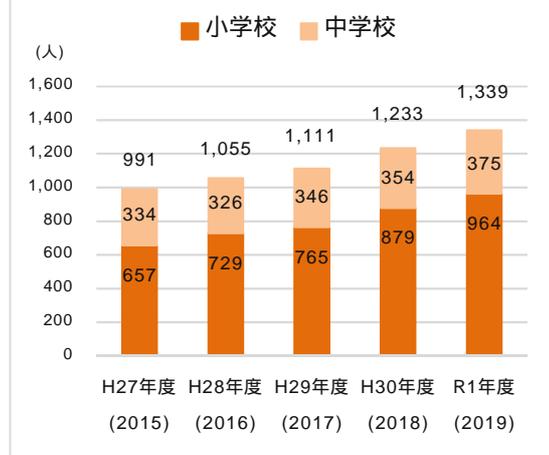
こうした中においては、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要があります¹⁷。平成

28(2016)年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)も踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が一層求められています。

特に通常の学級においては、発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍しているとも言われており¹⁸、どのような児童生徒にとってもわかりやすく見通しをもって学ぶことができるような授業の実施や、通級指導教室¹⁹の充実が求められています。

特別支援学級においては、一人ひとりの障害の特性や状態に応じた指導が重要であり、必要な体制の構築が求められています。また、本市には県立の特別支援学校がありますが、在籍するのは相模原市の子どもたちであり、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるよう、交流及び共同学習の推進が求められています。

特別支援学級の在籍者数



¹⁷ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日)

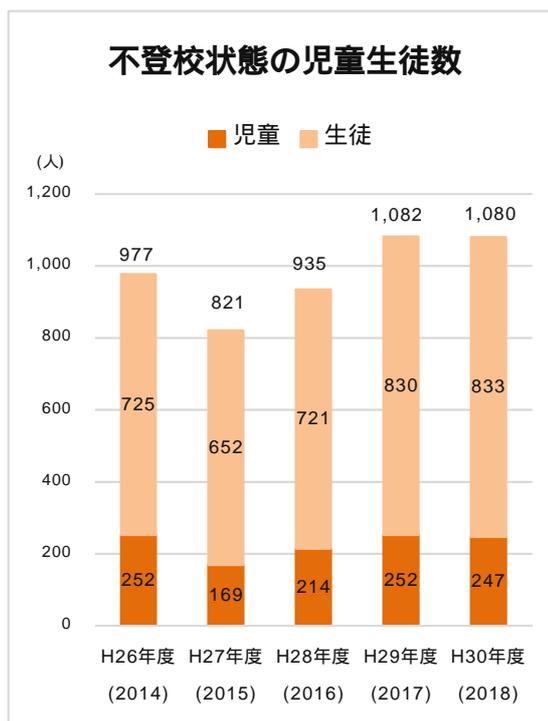
¹⁸ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成24年12月5日)

¹⁹ 「通級指導教室」とは、授業の多くを在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で児童生徒の障害の状態に応じた特別な指導を実施する場のことをいいます。

(3) 不登校対策の推進

本市において不登校状態にある児童生徒数は、近年増加傾向にあります。不登校となる要因は様々ですが、中学校に進学すると不登校者数が急増することが確認されています。

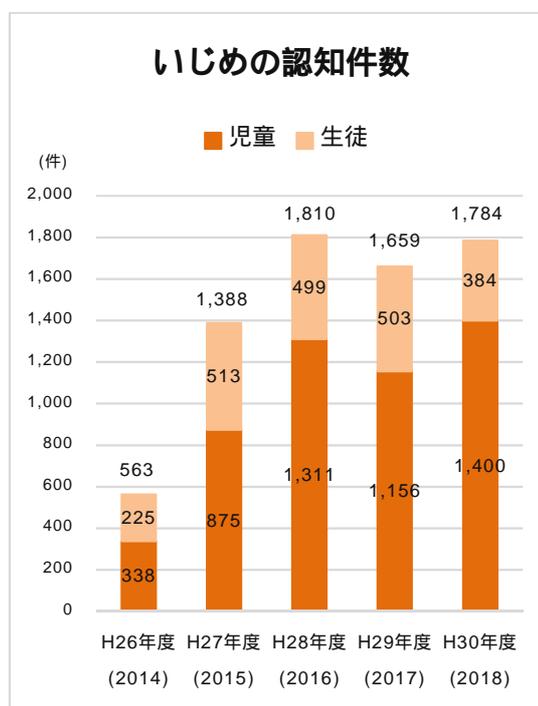
こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年度には不登校対策プロジェクト会議を設置し、現状分析を行い、効果的な対策について検討を行ったところであり、児童生徒が不登校にならないよう日々の教育活動を充実するとともに、不登校児童生徒については再登校を絶対とせず、一人ひとりの状況に応じた支援を充実することが必要となっています。



(4) いじめ防止対策の推進

本市におけるいじめの認知件数は、平成26年度以降増加傾向となっており、どのようなことも見逃さず、迅速に対応する体制の構築を進めてきました。

特に本市では、平成25(2013)年に市の小中学校PTA連絡協議会との共催で「いじめ根絶市民集会」を開催するとともに、翌年には相模原市いじめの防止等に関する条例(平成26年相模原市条例第2号)を施行しており、学校・家庭・地域住民等・行政が一丸となっていじめ防止対策に取り組んできました。

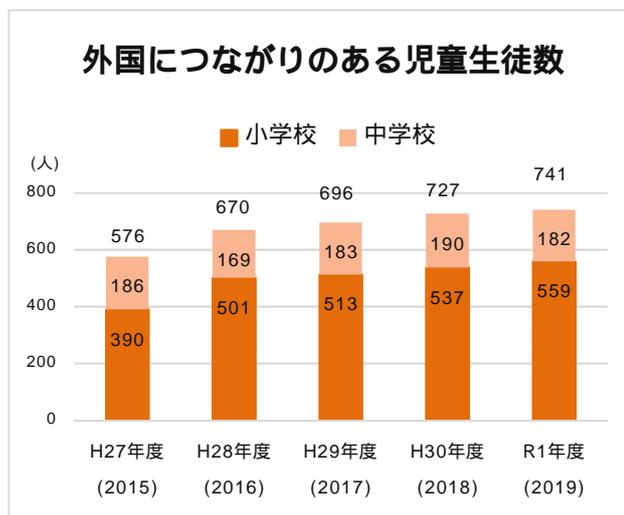


いじめの未然防止等のためには、日頃から児童生徒がお互いを思いやり、認め合うことができる集団づくりが不可欠です。児童生徒が主体となった取組を基盤として、いじめの未然防止等に取り組むことが今後一層求められています。

(5) 日本語教育の推進

本市における外国につながるのある児童生徒²⁰の数が増加傾向にある中、外国人労働者の受入れの拡大のため、平成30(2018)年に出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)が改正され、全国的にも更なる増加が予想されています。

令和元(2019)年には、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)が施行されており、日本語教育の充実が一層求められています。



(6) 子どもの貧困対策の推進

平成27(2015)年度時点では、7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われており²¹、全国的な課題となっています。

本市においても、子どもの未来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、教育、福祉、子育てなど様々な分野が連携して取組を進めているところですが、特に教育分野においては、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育を受ける機会の均等を図ることが求められています。

(7) 教育を受ける機会の保障

平成29(2017)年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)を踏まえ、夜間中学を設置することが求められています。

²⁰ 「外国につながるのある児童生徒」とは、外国籍だけでなく、日本国籍であっても日本語以外を母語とするほか、日本語以外を母語とする保護者を持つなど、多様な文化的背景がある児童生徒を含みます。

²¹ 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、外国籍の人等の教育を受ける機会を保障することは重要であり、本市においても夜間中学の設置について検討することが必要となっています。

成果指標

人の得意なことや苦手なことを、その人らしさとして認めることができると 思う児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 88.4% 目標値(令和9年度) 90.4%

多様性の理解や人権意識向上に向けた取組、一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組により、多様性や人権、命を尊重する子どもたちの心の育成が図られているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

困ったことや悩みを相談できる人がいると思う児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 84.0% 目標値(令和9年度) 90.0%

不登校やいじめなどへの対応により、子どもたちが困ったことや悩みを周囲に相談できると感じているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

施策

施策8 多様性の理解や人権意識の向上

共生社会の実現に向け、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めるとともに、児童生徒が多様性を正しく理解し、人権意識が向上するよう取組を推進します。

〔主な取組〕

人権教育の推進

人権教育資料集の改訂や活用などにより、多様な性、国籍や文化の違い、様々な障害など今日的な人権課題に対する教員の理解を深め、児童生徒が共に認め合い、安心して学校生活を送ることができる学校づくりを進めるとともに、児童生徒の人権意識の向上を図ります。

障害等に関する理解促進

障害者週間のつどいや発達障害啓発講演会等の各種イベント、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒、あるいは地域に住む障害のある人が学校教育の一環として活動を共にする交流及び共同学習などにより、障害等に関する理解促進を図ります。

施策9 特別支援教育の推進

教育的支援が必要な児童生徒に対する個別の支援など、児童生徒の職業的・社会的自立を見据えた教育を実施するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。

〔主な取組〕

通常の学級における支援

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒に対し、教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、次のような取組を推進します。

- ・ユニバーサルデザインの視点に基づいた学級づくりや授業づくり
- ・「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の改訂や活用
- ・専門的見地から学校に助言する支援教育指導員による巡回相談

通級指導教室における支援

通級指導教室において、言語面や情緒面等に関して一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、その教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、次のような取組を推進します。

- ・文部科学省が作成する「通級による指導のガイド(仮)」の活用
- ・児童生徒が在籍する通常の学級との連携
- ・通級指導教室設置校間の連絡会の開催

特別支援学級における支援

少人数の集団の中で学習する特別支援学級において、新たに作成する特別支援学級ガイドブックの活用により教員の理解や指導力を高め、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

県立特別支援学校との連携

県立特別支援学校と、次のような連携を推進します。

- ・県立特別支援学校に所属する地域支援担当者による学校巡回相談
- ・障害のある児童生徒の状況把握や情報交換など就学先決定に向けた連携
- ・各種研修における連携

交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒にとっても、障害のない児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる交流及び共同学習について、次のような取組を推進します。

- ・ 県立特別支援学校と市立小中学校の学校間交流や居住地校交流
- ・ 校内における通常の学級と特別支援学級の交流
- ・ 障害者スポーツの体験学習

将来の自立を見据えた特別支援教育の推進

学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を図る上で必要な知識・技能を習得するため、次のような取組を推進します。

- ・ 各教科等において育まれる資質・能力を支える自立活動の充実
- ・ 児童生徒一人ひとりに応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用
- ・ 放課後等デイサービス事業所等との連携

施策 10 特別支援教育の体制の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制づくりを行い、支援を必要とする児童生徒の学びの場を確保します。

〔主な取組〕

人的支援の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する校内支援体制を充実するため、次のような人的支援の充実を図ります。

- ・ 非常勤介助員、支援教育支援員、支援教育指導員等の配置
- ・ 学校主体の機能的な校内支援体制の構築に向けたコンサルテーションの実施

学びの場の整備

多様な学びの場の整備に向け、次のような取組を推進します。

- ・ ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境等の基礎的環境整備や、合理的配慮の提供等による通常の学級の体制整備
- ・ 通級指導教室の増設や担当者の巡回指導等による通級指導教室の体制整備
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供等による特別支援学級の体制整備
- ・ 望ましい校内支援体制の構築に向けた研究の推進

切れ目ない支援の推進

卒業後までを見据えながら、就学前から義務教育までの各ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築に向け、次のような取組を推進します。

- ・ 就学相談の実施
- ・ 本人の特性や必要な支援等を記録した「生活支援プラン Map(まっぴ)」のつなぐページの活用

関係機関との連携による支援体制の充実

関係機関との連携を図り、横断的な支援体制を構築するため、次のような取組を充実します。

- ・ 関係機関相互の連携強化を協議する支援教育ネットワーク協議会の開催
- ・ 家庭と教育と福祉の一層の連携に向けた取組の推進
- ・ 支援教育の総括機関に関する検討

医療的ケア児²²に対する支援の充実

医療的ケア児が安全に学校生活を送れるよう支援するため、次のような取組を充実します。

- ・ 学校看護師の配置等
- ・ 就学相談における情報共有
- ・ 医療的ケア児への対応や理解を深める取組の実施

学校サポーター制度の導入

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒を支援する仕組みとして、子どもの発達について学んだ人を活用する学校サポーター制度を導入します。

²² 「医療的ケア児」とは、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒のことをいいます。

施策 1 1 不登校やいじめなどへの対応

不登校やいじめなどの課題に対応するため、現状を的確に分析した上で効果的な施策について関係機関の協力を得ながら横断的に検討するとともに、児童生徒や保護者の悩みを受け止め、適切かつ迅速に学校や関係機関と連携して状況を把握し、児童支援専任教諭などを活用して不登校やいじめなどの未然防止、早期対応に向けた取組の充実を図ります。

〔主な取組〕

不登校・いじめの未然防止に向けた取組

早期支援シートを活用した各学校における状況把握や、発達障害等のある児童生徒を支援する学校サポーターの活用等により、不登校の未然防止を図ります。また、いじめ防止フォーラムの開催や、いじめ防止啓発リーフレットの配布などの啓発活動等により、児童生徒や家庭・地域住民等の意識を醸成し、いじめの未然防止を図ります。

教育相談体制の充実

青少年教育カウンセラーの学校への複数配置など効果的な活用方法や、スクールソーシャルワーカーの学校配置や常勤化について検討を進め、更なる相談体制の充実を図ります。

社会とつながる機会の提供

子どもが不登校や登校しぶりの状態にある保護者と一緒に子どもへの関わり方などを考える機会や、登校・集団生活を苦手とする児童生徒の集団への適応力を育むふれあい体験活動など、児童生徒が社会とつながるための機会を提供します。

多様な学びの場の整備・充実

不登校児童生徒に対し学校復帰や社会的自立支援に向けた指導・援助を行う相談指導教室のほか、教室への入室に不安を抱える児童生徒が校内の別室で教員の指導を受けながら勉強することができる空間など、多様な学びの場を整備・充実するとともに、こうした多様な学びの場につながるように訪問型による相談・支援の充実を図ります。

関係機関と連携した児童生徒への重層的な支援の促進

学校と福祉・医療・地域などの関係者が連携し、地域における子どもの居場所やフリースクールなどの社会的資源に関する情報の共有などを通じて、児童生徒を社会全体で支えるための重層的な支援を促進します。

施策 1 2 学びの機会の確保

学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由や不登校、生育環境など様々な事情により学びの継続に困難を抱えている人に対し、学びの継続が可能となるよう、教育機会の確保に向けた各種取組を推進します。

〔主な取組〕

学びの場へつなぐ連携・支援

スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉等の関係機関との連携や情報共有を図りながら、様々な事情により学びの継続に困難を抱えている人を学びの場へつなぐ支援を行います。

学びの継続に向けた経済的支援

学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒に対して返還不要の奨学金を給付するほか、国公立の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品・通学用品費等の費用の一部を給付します。

ひとり親家庭等への学習支援

ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣・学習習慣の定着、苦手科目の克服や受験対策を目的に家庭教師を派遣する訪問型の学習支援を実施します。

夜間中学の設置に向けた検討

不登校などの理由で学校を形式卒業した人、戦後の混乱期で義務教育を修了できなかった人や母国で義務教育を修了していない外国籍の人などの学びの機会を確保するため、夜間中学の設置を検討します。

外国につながるのある児童生徒への支援

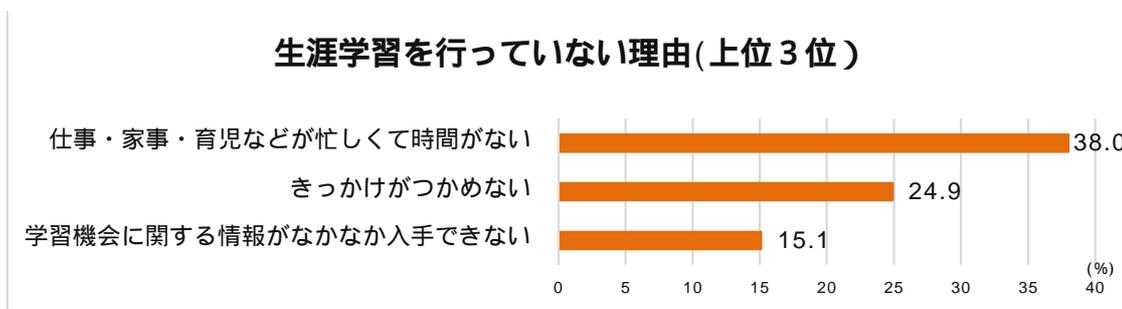
必要な日本語の習得や学校生活への適応、進路・進学先に応じた指導のため、学校への日本語指導講師の配置や拠点校方式等による支援を通じ、柔軟な日本語指導を行います。

目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

誰もが豊かな人生を送ることができるよう、学び始めるきっかけづくりを進めるとともに、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会を提供します。また、一人ひとりの可能性を広げるため、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるスキルを身に付けることができるよう、多様で質の高い学習機会を提供します。

現状と課題

豊かな人生を送る上で生涯にわたる学びは重要であり、本市においては、公民館、図書館、博物館や文化財関連施設を中心に生涯学習の機会を提供してきました。一方で、生涯学習をしていない人は約4割いるという調査結果^{2 3}もあり、学び始めるきっかけづくりを進めていく必要があります。



【出典】相模原市教育振興計画に関するアンケート

また、同調査結果において、今後、生涯学習をしたいと思う場所や形態として、「公民館や体育施設などの公的機関における講座や教室」を挙げる人が約4割、「図書館、博物館、美術館」を挙げる人が約3割いることから、各施設の特色を生かしつつ、障害のある人^{2 4}、外国人、若者から高齢者まで、多様な利用者のニーズに応じた学習機会の提供が求められています。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要ですが、SNSなどの情報通信技術の普及等が生活を豊かにしている一方で、子どもの読書環境に影響を与えている可能性があることを踏まえ、発達段階に応じた読書習慣を身に付けることが必要となっています。

^{2 3} 相模原市教育振興計画に関するアンケートにおいて、直近1年間を対象として調査しました。

^{2 4} 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して (報告)」(平成31年3月)においても、共生社会の実現を目指す上で障害のある人の生涯学習の推進が重要とされています。

成果指標

学習機会があると思う市民の割合

現状値(令和元年度) 55.8% 目標値(令和9年度) 60.0%

各施設における学習機会の提供や学習機会に関する情報の発信により、市民が学習機会を得ることができているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

学習成果を生かしている市民の割合

現状値(令和元年度) 59.9% 目標値(令和9年度) 65.0%

多様な学習機会の提供や学んだことを生かす機会の提供により、市民が学習成果を生かすことができているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

生涯学習・社会教育施設等の利用に関する成果指標

学習機会の提供や学習機会に関する情報の発信により、各施設において市民の学習活動がどの程度行われているかを測る指標

〔測定方法：実績調査〕

成果指標	現状値	目標値
公民館の延べ利用団体数	114,221団体 (平成30年度)	116,800団体 (令和9年度)
公民館において活動発表などを行ったサークル等の数	2,005団体等 (平成30年度)	2,050団体等 (令和9年度)
市民大学の受講者数	1,035人 (平成30年度)	1,400人 (令和9年度)
図書館の新規利用登録者数	15,839人 (平成30年度)	16,200人 (令和9年度)
博物館の1日当たりの入館者数	449人 (平成30年度)	457人 (令和9年度)
文化財関連施設(古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館)の1日当たりの入館者数	176人 (平成29年度)	180人 (令和9年度)

施策13 生涯にわたる学習機会の提供

楽しみながら学ぶ機会を提供することにより、若者や子育て世代から高齢者まで多様な世代が集い、学び始めるきっかけづくりを進めます。また、時代の変化に柔軟に対応できるよう、大学や研究機関等とも連携しながら、知識・スキルの習得に資する多様で質の高い学習機会を提供します。

〔主な取組〕

公民館・生涯学習センターにおける学習機会の提供

趣味・教養や文化芸術、生活課題等に関する講座・教室等を実施するとともに、生涯学習に関する相談への対応やサークル活動の支援を行うほか、地域団体・サークルの活動拠点として、施設・設備を提供します。さらに、生涯学習センターが大学や研究機関等と連携して企画・運営する市民大学等において、時代の変化を捉えた専門的な講座を実施します。

図書館における学習機会の提供

多様な学びに対応できるよう蔵書を充実するとともに、レファレンスサービス²⁵など市民の課題解決を支援する取組を推進するほか、子どもが本にふれあう機会の提供や読書の楽しさを伝える取組など、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。さらに、市立図書館の中央図書館機能を確立し、専門的な資料・人材等の充実を図るとともに、社会の変化や市民ニーズに的確に対応した図書館サービスを企画・推進します。

博物館における学習機会の提供

市の歴史や文化・自然に関する展示、講座・講演会等のほか、公民館や学校、博物館関連施設との連携による事業を実施します。また、JAXA(宇宙航空研究開発機構)との連携を強化し、プラネタリウムなどの特色を生かした宇宙教育の普及を推進します。

文化財関連施設における学習機会の提供

古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館等において、文化財を活用した講座・教室等を実施します。

²⁵ 「レファレンスサービス」とは、利用者の相談に応じ、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービスのことをいいます。

共生社会の実現に向けた学習機会の提供

公民館・生涯学習センターにおいて、人権感覚の育成や障害等への理解促進のため、講座・講演会等を実施します。また、障害のある人の学習機会を提供するとともに、図書館・博物館・文化財関連施設において、障害のある人、外国人など多様な利用者の学びに対するきめ細かな支援を行います。

施策 1 4 学んだことを生かす機会の提供

学んだ成果を発表、展示、共有する場づくりや、市民の知識や技能を生かした提案型の事業の実施などを通じて、誰もが学んだことを生かして活躍できる機会を提供します。

〔主な取組〕

学んだ成果を発表、展示、共有する場づくりの推進

日頃のサークル活動・地域活動を通じて学んだ成果を発表、展示、共有する場として、公民館において公民館まつり・文化祭等を実施します。

自主企画提案事業の推進

市民が培った知識・技能や活動成果等を地域に還元する仕組みとして、公民館において市民の自主企画提案事業を奨励・実施します。

施策 1 5 学習機会に関する情報の発信

ホームページやSNS、広報紙など様々なツールを活用し、学習機会に関する情報を収集・発信します。また、市民が必要とする情報の効果的な提供方法について研究します。

〔主な取組〕

生涯学習の機会に関する情報の収集・発信

公民館、図書館、博物館などそれぞれの施設において、ホームページやSNS、広報紙など様々なツールを活用し、学習機会に関する情報を収集・発信するとともに、市民が必要とする情報の効果的な提供方法について研究します。

社会人の学びの機会に関する情報の収集・発信

社会人向けの教育プログラムの開設状況や支援制度、資格等に関する情報を収集・発信します。

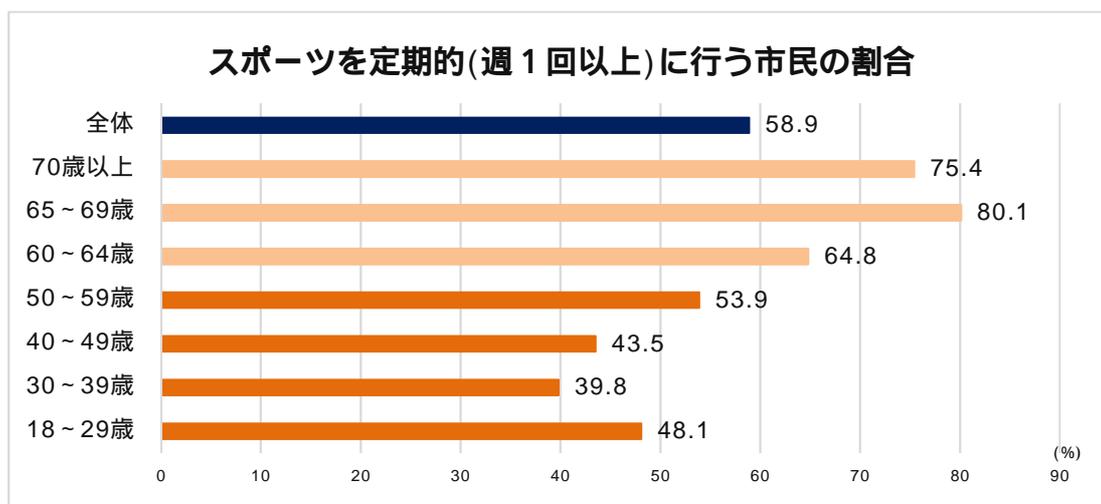
目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進

誰もがライフステージや多様なニーズに応じて身近にスポーツ²⁶を楽しむことができるよう、機会の充実を図るとともに、体力づくりから競技力の向上まで、市民のスポーツ活動を支援します。

現状と課題

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養^{かんよう}等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされています。

スポーツを定期的に行う市民の割合は、全体として増加傾向にあるものの、20～50代の働き盛りや子育て世代の実施率が比較的低い状況であり、気軽にスポーツを始めるきっかけづくりが求められています。



【出典】相模原市総合計画のための市民アンケート調査(令和元年度実施)

さらに、スポーツに親しみ、運動習慣の定着を図るためには、子どもの頃から運動が好きになるような取組が重要です。

また、共生社会の実現に向け、障害のある人のスポーツ機会を充実するとともに、障害者スポーツに対する理解の促進を図ることが求められています。

²⁶ 「スポーツ」とは、陸上競技、球技、武道などの競技性の高いスポーツだけでなく、体を使った遊び、学校における体育活動、体操やダンスなどの身体活動、ウォーキングなどの軽い運動、ハイキング、サイクリング、キャンプ活動などの野外活動、楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、健康づくりや介護予防のための身体活動なども含むものとします。

成果指標

スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合

現状値(令和元年度) 58.9% 目標値(令和9年度) 65.0%

スポーツを始めるきっかけやライフステージに応じてスポーツを行う機会の提供などの取組により、市民の運動習慣の定着が図られているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

スポーツをすることが好きな児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 81.0% 目標値(令和9年度) 89.6%

子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会の提供などの取組により、スポーツをすることが好きな児童生徒が増えているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

施策

施策16 誰もが楽しむことができるスポーツ機会の充実

市民がスポーツを始めるきっかけや気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を図るとともに、競技力の向上や全国・国際大会への出場を支援します。また、スポーツに関するボランティアに従事する機会や、トップレベルのスポーツに触れる機会の充実など、誰もが様々な形でスポーツに関わることができる環境づくりを推進します。

〔主な取組〕

市民参加型のスポーツイベント・大会やスポーツ教室の開催

スポーツフェスティバルや市民選手権大会などのイベント・大会や、多様なスポーツ教室を開催することにより、市民がスポーツを始めるきっかけづくりや競技力の向上、練習等の成果を試す機会の充実を図ります。

体力・健康づくりや介護予防につながるスポーツ活動の推進

市民の主体的な健康づくり活動の普及・支援や各種イベント、教室の開催など、高齢者や働き盛り・子育て世代の体力づくりや健康増進、介護予防に関わる取組を実施します。

障害者スポーツの機会の充実

障害者スポーツの講座や大会を開催することにより、障害のある人がスポーツをする機会の充実を図ります。また、障害者スポーツの体験会の開催などにより、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、障害のある人と障害のない人が共にスポーツを楽しむことができる機会づくりを検討します。

既存施設のスポーツへの活用の推進

公民館や学校体育施設などの身近な公共施設や、企業等が保有する民間スポーツ施設の活用、近隣市町村との広域的な連携による公共スポーツ施設の相互利用を推進することで、自宅や職場などの近くでも気軽にスポーツができる場を提供します。

競技力向上のための支援

全国・国際大会出場者への奨励金の交付や市体育協会など技術・競技力の強化に取り組むスポーツ団体の事業への助成など、市民の競技力向上のための支援を行います。

スポーツボランティアへの支援

ボランティアの受入体制の充実や参加機会に関する情報提供など、スポーツボランティアへの支援を行います。

集客性・話題性のあるスポーツイベント・大会の開催

相模原クロスカントリー大会を開催するとともに、全国・国際大会の開催を支援・誘致することにより、市民がトップレベルのスポーツに触れる機会の充実を図ります。

ホームタウンチームとの連携・支援

ホームタウンチームとの連携を強化するとともに、PR活動や施設の優先利用などホームタウンチームを支援することにより、市民との交流機会やスポーツの観戦機会の充実を図ります。

施策17 子どもたちが楽しむことができるスポーツ機会の充実

学校体育のほか、子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会を提供することにより、自主的な実践や運動習慣の定着を促進するなど、スポーツに親しむ意欲を喚起するとともに、スポーツを通じた豊かな人間性の育成や体力・運動能力の向上を図ります。

〔主な取組〕

子どもがスポーツを体験する機会の充実

子どもを対象としたスポーツ教室や親子参加型のスポーツ教室、イベントを開催します。

地域のスポーツ団体等と連携したスポーツ体験活動の実施

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ²⁷、ホームタウンチーム等と連携し、放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動を実施します。

ホームタウンチーム・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実

【再掲】

小学校体育授業サポートやラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。

²⁷ 「総合型地域スポーツクラブ」とは、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのことをいいます。

基本方針 オール相模原で取り組む地域教育力の向上

地域コミュニティの希薄化や、核家族化など家庭環境が変化する中で、地域の多様な主体が学びを通じた人づくりや地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

特に、主体的に行動できる子どもを育むためには、大人が子どもの個性や可能性に気付き、認め、子どもに寄り添いながら歩むとともに、前向きな姿勢を見せることが大切です。

このため、学校・家庭・地域住民等²⁸・行政が目標や課題を共有しながら、それぞれが力を合わせ、オール相模原で地域教育力の向上を目指します。

具体的には、次の目標を掲げて各施策を展開していきます。

目標 6 子どもたちの成長を支える取組の推進

目標 7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

目標 8 家庭を支える取組の推進

²⁸ 「地域住民等」とは、地域の住民や団体(社会教育団体、青少年団体、文化・スポーツ団体等)、企業、NPO等のことをいいます。

目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進

未来を担う子どもたちの育成を図るため、子どもたちや学校の抱える課題の解決に向け、子どもに関わる活動の担い手を育成するとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を進めます。

現状と課題

令和2(2020)年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有して連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが基本的な考えとされました。

平成29(2017)年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)が改正され、原則学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務となりました。本市においても、地域とともにある学校づくりを目指し、モデル校を各区に1校ずつ設置しています。

同年には社会教育法(昭和24年法律第207号)も改正され、地域住民等と学校が協働して行う「地域学校協働活動」や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。

今後、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となり、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりや、活動に関心のある人²⁹の参画を促す取組が求められています。

また、学校以外でも、子どもが自由に遊べ、安心して過ごすことができるよう、子どもの居場所や遊び場づくりを進めることが必要となっています。

²⁹ 相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果によると、地域と学校の連携・協働に関わるボランティア活動などには現在参加していないが、これから参加してみたいと意欲を示す市民が約3割いました。

成果指標

地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合

現状値(令和元年度) 55.9% 目標値(令和9年度) 60.0%

地域と学校の連携・協働の推進や子どもの居場所・遊び場づくりなどにより、地域全体で子どもたちの成長を支える取組が進められているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

公民館等が主催・共催する事業により「子どもの居場所」を開設した日数

現状値(平成30年度) 1,516日 目標値(令和9年度) 2,500日

公民館などの社会教育施設における子ども食堂や無料学習支援、学習室開放などの取組により、子どもたちの健全な育ちのために大切な「子どもの居場所」づくりが進んでいるかを測る指標

〔測定方法：実績調査〕

施策

施策18 地域と学校の連携・協働

地域住民等と学校が目標を共有し、パートナーとして連携・協働しながら社会全体で子どもたちを育むための仕組みづくりを進めます。また、子どもたちや学校の抱える課題の解決に向け、地域団体・ボランティアの活動支援や子どもに関わる活動の担い手の育成を通じて、子どもたちや学校を支える活動の促進を図ります。

〔主な取組〕

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向け、これまでの地域住民等による学校への支援を連携・協働へと発展させて、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪として一体的に推進されるよう、地域住民等と学校の相互理解の促進や具体的な体制整備に向けた取組を進めます。

子どもたちや学校を支える地域団体・ボランティアの活動支援

学校支援ボランティアや子ども安全見守り活動団体など、子どもたちや学校を支える地域団体・ボランティアの活動を支援します。また、子どもに関わる活動の担い手を育成します。

子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施

子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めたりするための講座を実施し、学校サポーターなど子どもたちや学校を支える担い手づくりにつなげます。

学校サポーター制度の導入【再掲】

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒を支援する仕組みとして、子どもの発達について学んだ人を活用する学校サポーター制度を導入します。

ホームタウンチーム・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実【再掲】

小学校体育授業サポートやラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。

施策 19 子どもの居場所・遊び場づくり

子どもの居場所・遊び場づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、そうした団体とも連携しながら、子どもの居場所・遊び場づくりを進めます。

〔主な取組〕

子どもの居場所づくり

子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、当該団体や学校等と連携しながら、子ども食堂や無料学習支援、夏休みをはじめとした学習室開放など、公民館等において子どもが地域の中で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

子どもの遊び場づくり

子どもの広場の設置支援や子ども自身が自然の中で自由に遊びを創造できる冒険遊び場づくり、放課後子ども教室やこどもセンター、児童館の活動などにより、子どもが安心して遊ぶことができる場づくりを進めます。

施策 20 青少年活動の推進

青少年を対象とした事業の実施や関係団体との連携・支援を通じて、子どもたちが地域で活躍できる場や機会づくりを推進します。

〔主な取組〕

青少年を対象とした事業の実施

子ども同士で協力しながら、様々な体験をしたり主体的に取り組んだりする事業を実施します。

青少年指導員活動の推進

青少年指導員による、子ども会、ジュニア・リーダー等の指導育成や地域における青少年活動を推進します。

青少年関係団体の支援

子どもの健やかな成長や青少年活動の活性化などを目的として活動する青少年関係団体を支援します。

スポーツ団体等と連携したスポーツ体験活動の実施【再掲】

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチーム等と連携し、放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動を実施します。

目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びや地域に根差したスポーツ活動などを通じて、地域の担い手を育成するとともに、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。

現状と課題

少子高齢化や人口減少などにより社会が変化する中においては、地域の担い手を育成しながら、多世代にわたる絆づくりや、住民の主体的な参画による地域づくりを進めることが重要であり、社会教育³⁰による一層の取組が期待されています。

社会教育による学びの成果を地域活動の中で生かすことで、誰かの役に立っているという喜びをもたらし、より積極的に活動に参加する熱意や、更なる課題解決のために新たな学びを求めるといった「学びと活動の好循環」につなげていくことが求められています。

また、中央教育審議会は社会教育施設の今後の役割を示しており³¹、例えば公民館においては、地域住民が主体的に地域課題を解決するための学習の推進、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化や積極的に若者の来館を促す³²取組など、これまで公民館が培ってきた地域住民等との関係を生かしながら、学びと活動を結びつけて地域づくりにつなげる拠点施設を目指していくことが望まれています。

³⁰ 「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含みます。)のことをいいます。

³¹ 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月21日)

³² 相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果によると、公民館を月に数回利用している市民のうち、60歳以上の割合が約65%を占めています。

成果指標

公民館をはじめとした社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数

(累計数)

現状値	目標値(令和9年度) 5,200人
-----	-------------------

住民主体の公民館活動の推進などを通じて、地域の担い手の育成・充実や市民の主体的な活動が推進されているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

文化財活用事業へのボランティア参加者数

現状値(平成30年度) 733人	目標値(令和9年度) 823人
------------------	-----------------

地域の歴史や伝統文化の継承のため実施される文化財の活用事業において、市民との協働による取組が進んでいるかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

施策

施策2-1 住民主体の公民館活動の推進

学びを通じた絆づくり・地域づくりを促進するため、公民館職員が地域住民の主体的な学び・活動を促し、公民館の運営や事業を地域住民の参画を得ながら進めます。また、公民館活動の実践を通じて、地域の担い手を育成します。

〔主な取組〕

公民館運営協議会を中心とした公民館活動の推進

公民館の運営全般に地域住民自らが参画し、協議し、推進する組織である公民館運営協議会を中心として公民館活動を推進します。

公民館専門部等による事業の実施

公民館専門部や実行委員会など、地域住民で構成する組織の企画・運営により、地域住民の親睦・交流や地域課題の解決につながる学習等を目的として、各種事業を実施します。

若者の参画に向けた取組の推進

若者自身のアイデアを反映した企画を具現化するなど、若者たちの地域社会への参画を促す工夫を行います。

公民館活動を通じた地域の担い手の育成

公民館運営協議会や専門部、実行委員会など、公民館活動の実践を通じて、地域の担い手を育成します。

施策 2 2 市民主体の社会教育事業・スポーツ活動の促進

社会教育事業への市民の参画を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブを育成・支援することを通じて、市民が主体となって行う地域の学びやスポーツ活動の環境整備を進めます。

〔主な取組〕

社会教育事業への市民の参画の促進

子どもたちに本の読み聞かせ等を行うおはなし会ボランティアや博物館の展示・事業の企画・準備・運営を行う市民学芸員など、社会教育事業への市民の参画を促進します。また、事業の担い手となる地域団体・ボランティアを育成します。

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

地域主導型のスポーツ振興やスポーツを通じた地域コミュニティの形成を促進するため、クラブの創設支援やPR活動など、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

施策 2 3 地域の歴史や伝統文化の継承

地域の伝統文化保存・継承団体への支援や地域住民と連携した文化財の保存・活用を進めるとともに、地域の歴史・文化を学ぶ機会を提供します。

〔主な取組〕

文化財の保存・継承の支援

民俗芸能の保存や継承に努めている民俗芸能保存協会や市内文化財の研究団体で構成される文化財研究協議会を支援します。

文化財を核とした地域の魅力づくり

各地域で実施するワークショップ等を通じて文化財の総合的把握を進めるとともに、文化財マップの作成等を実施し、文化財を核とした地域の魅力づくりを進めます。

文化財調査・普及員の育成

文化財関連施設における各種の文化財活用事業や、文化財調査事業での実践的な活動を通じて、市民ボランティアである文化財調査・普及員を育成します。

地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

公民館において、地域の人材を活用し、地域の歴史・伝統文化に関する学びを促進します。

目標8 家庭を支える取組の推進

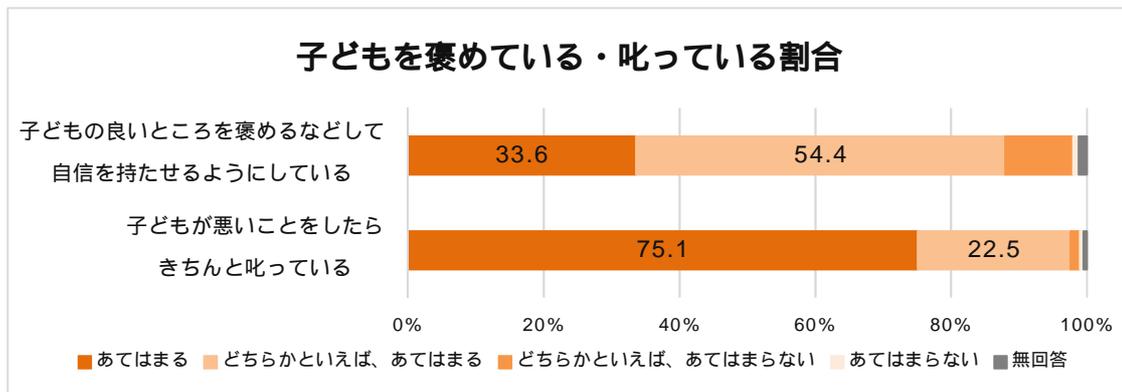
家庭環境の多様化や地域コミュニティが希薄化する中で保護者が孤立しないよう、家庭教育に関する学習機会の充実や、地域における家庭教育支援の担い手の育成、関係機関との連携の強化など、行政・学校・地域住民等が連携して家庭を支える仕組みづくりに向けた取組を進めます。

現状と課題

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣づくりや、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うものであり、全ての教育の出発点だと言えます。

一方で、核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景とし、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さなどから、かえって悩みを深めてしまうなど、家庭教育を行う難しさが指摘されています³³。

また、子どもを褒めることや認めることは子どもの自己肯定感を育成する上で非常に重要であるとされていますが、子どもを叱ることと比べて、褒める・認めることをしている家庭の割合が低い状況にあります。



【出典】相模原市教育振興計画に関するアンケート調査

こうしたことを踏まえ、自己肯定感を育むことや基本的な生活習慣を身に付けることの大切さなどを学ぶことができる家庭教育に関する学習機会や、保護者が気軽に相談できるような体制整備、保護者への情報提供の工夫が求められています。

³³ 文部科学省 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会「家庭教育支援の具体的な推進方策について」(平成29年1月)

成果指標

家庭教育支援事業の参加者数

現状値(平成30年度) 1,920人 目標値(令和9年度) 2,670人

家庭教育支援事業の実施により、家庭教育に関する学習機会の充実が図られているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

家庭教育啓発事業の運営に新たに携わった市民の人数(累計数)

現状値 目標値(令和9年度) 480人

地域住民の参画による家庭教育啓発事業の実施を通じて、家庭を支える人材の育成・充実が図られているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

施策

施策24 家庭教育支援の充実

家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する不安や悩みを共有する場づくりや親子の関係づくりを支える取組など、家庭教育支援を充実します。また、子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施などにより、子どもや家庭に寄り添い支える担い手づくりを進めます。

〔主な取組〕

家庭教育についての学習機会の提供

市立小中学校PTA連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施します。また、事業の企画・運営への地域住民の参画を通じて、家庭教育支援の担い手を育成します。

子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施【再掲】

子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めたりするための講座を実施し、子どもや家庭に寄り添い支える担い手づくりにつなげます。

関係機関との連携による家庭への支援体制の構築

スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉・医療・地域などの関係者が連携しながら、重層的な支援体制を構築します。

家庭教育支援の効果的な実施に向けた方策の研究

家庭教育支援を効果的に実施するため、潜在的に支援が必要と思われる保護者に対する情報発信の在り方や、関係機関と連携しながら保護者や家庭を支える仕組みづくりなど、今後の方策について研究を進めます。

施策 2 5 子育て支援の推進

孤立することなく楽しんで子育てをすることができるよう、保護者同士が交流する場の提供や親子のふれあいのきっかけづくり、子育て支援センターの体制の充実などを通じて子育て支援を推進します。

〔主な取組〕

保護者同士の交流や親子のふれあいのきっかけづくり

子育ての不安や悩みの軽減が図られるよう、「ふれあい親子サロン」など、保護者が気軽に集い交流できる場を提供します。また、絵本を介して親子が信頼関係を深めることができるよう、絵本の読み聞かせやプレゼントを行います。

子育て支援体制の充実

子育ての相談に一元的に対応する子育て支援センターの体制を充実させ、育児不安を抱える家庭に対して、保健師等の訪問による支援を行うなど、子育て支援の充実を図ります。

子育て支援に関わる地域団体・ボランティアの活動支援

子育てを支える地域団体・ボランティアの活動を支援します。また、子育て支援に関わる活動の担い手を育成します。

子育て情報の発信

スマートフォン等の携帯通信機器を活用した情報発信や情報誌の発行を通じて、子育て家庭を支援します。

基本方針 多様な学びを支える環境の充実

一人ひとりの生涯にわたる学びやオール相模原で取り組む地域教育力の向上のためには、それらを支える環境の充実が必要です。

特に、学びを支える人材が重要であることから、学校教育や生涯学習・社会教育を推進するための人材育成等の取組を進めます。

また、誰もが安心して質の高い学びや健やかな身体を養うことができるよう施設・設備の充実を図るとともに、老朽化への対応やバリアフリー化を進めるなど、多様な学びを支える環境の充実を図ります。

具体的には、次の目標を掲げて各施策を展開していきます。

目標 9 学校指導体制の充実

目標 10 学校教育環境の充実

目標 11 学校安全の推進

目標 12 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

目標 13 生涯学習・社会教育環境の充実

目標9 学校指導体制の充実

子どもたちの未来を切り拓く^{ひら}力などの育成に向け、人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた人材を確保するとともに、教員の指導力など必要な資質・能力の向上を図るための研修を充実します。また、教員の長時間勤務の実態を改善するため、学校における働き方改革を推進します。

現状と課題

(1) 教員の採用

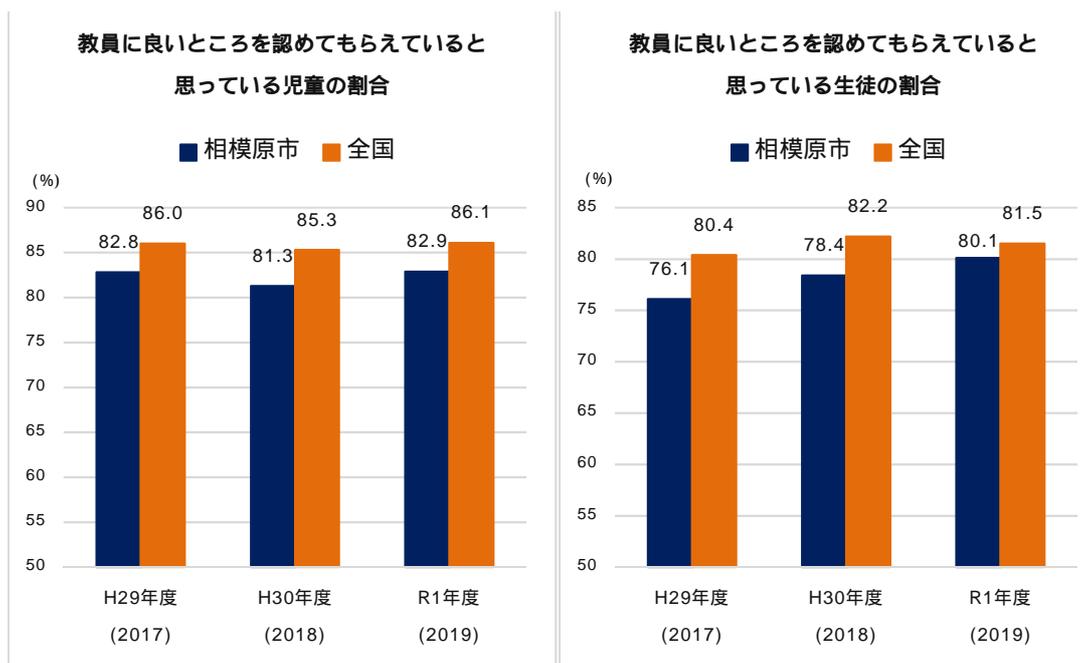
本市が求める教員を採用するため、独自に教員採用候補者選考試験を実施しています。近年の応募倍率は5倍前後となっていますが、全国的に様々な業種において人材不足となっている昨今においては、本市が求める人材の確保が一層求められています。

(2) 教員の研修

本市では、「教育愛にあふれ 社会の中で学び続ける教員」を目指す教員像としており、この実現に向けて平成30(2018)年2月に策定した「教員のライフステージにおける人材育成指標」に基づき、研修内容を毎年度見直していますが、研修を通じて今日的な課題に適切に対応することが求められています。

また、教員に良いところを認めてもらえていると思っている^{3 4}児童生徒の割合は全国平均を下回っており、子どもの目線に立った教育活動が求められています。

^{3 4} ここでは、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒を「教員に良いところを認めてもらえていると思っている」と表現しています。



【出典】全国学力・学習状況調査(公立)

(3) 学校における働き方改革

全国的に教員の長時間勤務が課題となっている中で、本市においても教員の勤務時間を調査したところ、所定勤務時間を除き月45時間超の勤務をしている教員は、小中学校において約6割いることがわかりました³⁵。

これまでも本市では、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」³⁶や「相模原市中学校部活動指針」³⁷に基づき、留守番電話の導入、学校閉庁日や部活動休養日の設定などの取組を推進してきましたが、教員の日々の生活や教職人生が豊かになることが子どもたちへの効果的な教育活動につながることを踏まえ、学校における働き方改革をより一層推進していくことが求められています。

³⁵ 平成30年11月から翌年6月までの平均値。

³⁶ 平成30年3月に策定し、令和元年10月に改訂しました。

³⁷ 平成30年2月に策定し、平成31年1月に改訂しました。

成果指標

教員が自分の良いところを認めてくれていると思う児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 81.5% 目標値(令和9年度) 85.0%

教員が研修等の成果を発揮することにより、子どもの目線に立った教育活動が実践されているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

1か月の在校等時間から所定勤務時間を減じた時間が45時間以内である教員の割合

現状値(平成30年度) 39.4% 目標値(令和9年度) 100.0%

学校における働き方改革の推進により、教員の長時間勤務の実態が改善しているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

施策

施策26 教員の確保

人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた教員を確保します。

相模原市が求める教師像

人間性豊かな教師

子どもと共に感動を分かち合い、情熱を持って夢を語る教師

信頼される教師

子どもの願いや悩みに真剣に向き合い、家庭・地域・仲間と共に、その実現・解決に努める教師

指導力向上に努める教師

子ども一人ひとりが「もっと学びたい」「もっと知りたい」と感じる授業を目指し、その実現のため自己研鑽に努める教師

〔主な取組〕

教員の採用

小中一貫教育や英語教育など様々な施策を推進するため、選考区分や加点制度など教員採用候補者選考試験の実施方法を不断に見直し、本市が求める教員を採用します。

教員志望者の育成

相模原市の教員志望者を対象とし、教育への情熱と使命感を持った心豊かな人材を育成するため、専任講師等による講義や学校での実習など、大学とは異なる体験を通じて教員として必要な素地を養う「さがみ風っ子教師塾」を実施します。

施策 27 教員の資質・能力の育成

教員として求められる資質・能力である「教職の素養」、「授業づくり」、「学級づくり・子ども理解」や「マネジメント」に関する力を育成するため、教員のライフステージに応じた研修や、様々な教育課題や教員のニーズに対応した専門研修等を実施します。

〔主な取組〕

ライフステージ研修の充実

教員のライフステージに応じ、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修や管理職研修などを核としたライフステージ研修を充実します。

専門研修の充実

様々な教育課題に対応するため、教員の専門的スキルを高める専門研修を充実します。

(主な研修内容)

授業力	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた授業改善リーダー研修や、指導教諭による模範授業と指導主事による授業解説を行う公開授業研修等を実施し、授業力の向上を図ります。
英語教育	本市が独自に作成した「さがみはら英語授業スタンダード」の活用や、ALTを活用した聞くこと・話すことなどのパフォーマンス評価を行うための研修などを実施することにより、授業力の向上を図ります。
情報教育	プログラミング教育の基礎やプログラミング教材を活用した授業づくりを学ぶ研修を実施し、児童生徒の情報活用能力を育む授業力の向上を図ります。また、各教科等の授業におけるICTの効果的な活用方法を学ぶ研修を実施し、ICT活用指導力の向上を図ります。
支援教育	通級指導教室や特別支援学級担任者、支援教育を推進するためのキーパーソンとなる支援教育コーディネーター向けの研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。

施策 28 学校における働き方改革の推進

教員の長時間勤務の実態を改善するため、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づき、教員以外の専門スタッフの活用や校務の情報化など、学校における働き方改革を推進します。

〔主な取組〕

勤務時間を意識した働き方の推進

教員の勤務時間に上限を設定するとともに、教員が担う各業務の標準的な時間を示し、勤務時間を意識した働き方を推進します。

学校における徴収金事務の改善

学校給食費を含む徴収金事務の在り方を検討し、事務の改善を図ります。

部活動における負担の軽減

部活動は学校教育の一環として行われていますが、教員に過渡な負担がかかりやすいことから、「相模原市立中学校部活動指針」に基づき、部活動の休養日の設定、部活動指導員の配置や部活動全体の在り方の見直しなどにより、教員の負担軽減を図ります。

教員研修の効率的な実施

授業改善等に当たって教員研修は重要ですが、教員の時間的な負担を考慮し、教員研修の実施時期や回数を精選するとともに、e ラーニングや遠隔技術等を用いた研修等の実施を検討します。

目標 10 学校教育環境の充実

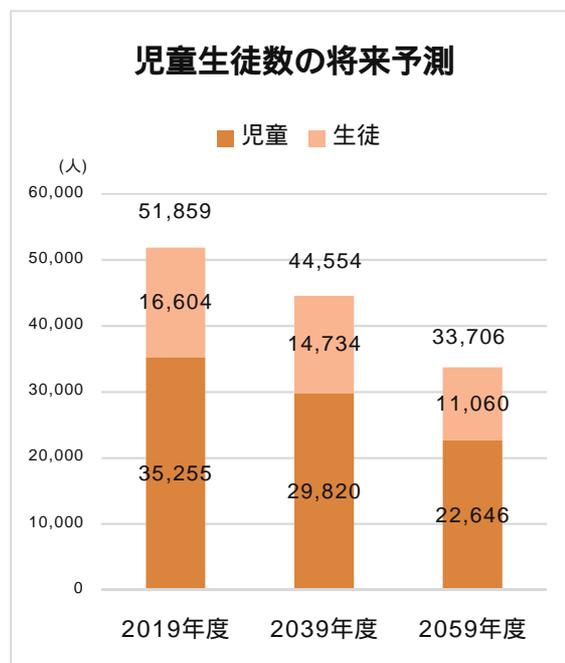
安全・安心で質の高い教育環境を確保するため、老朽化やバリアフリーへの対応など学校の施設・設備や学校給食施設の整備のほか、先端技術の活用に向けたICT環境の整備を進めるとともに、望ましい学校規模の実現に向けた取組などを進めます。

現状と課題

(1) 学校施設の整備

本市が現在保有する学校施設の建築時期は、昭和33(1958)年に始まり、児童生徒数の急増に対応した昭和45(1970)から59(1984)年までの15年間に集中したため、今後、老朽化した学校施設の改修・改築時期も集中することが見込まれています。

また、本市においても少子化が進行しており、昭和58(1983)年の児童生徒数(約9万人)をピークに、令和元(2019)年はその約58パーセントに当たる約5万2千人にまで減少しています。今後も減少傾向は続く³⁸と予測されており、教育上、望ましい学校規模を踏まえ、学校施設を整備していくことが求められています。



(2) 学校給食の充実

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進や体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材としても重要ですが、今後も安定的に提供するための学校給食施設の整備が必要となっています。

³⁸ 「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」を基に作成しました。

(3) 学校情報化の推進

超スマート社会においては、先端技術や教育ビッグデータを活用し、多様な子ども一人ひとりの個性や置かれている状況に最適な学び、つまり「公正に個別最適化された学び」³⁹を可能にしていくことが重要ですが、この実現にはICT環境の整備が必要です。

特に児童生徒が使用する教育用コンピュータの整備率について、全国平均は5.4人/台⁴⁰であるところ、本市においては9.0人/台となっており、今後の整備が求められています。

施策

施策29 安全で快適な施設・設備の整備

安全性や快適性の向上に向けて、校舎、屋内運動場やトイレ等の改修、設備の整備を進めます。

〔主な取組〕

校舎等の改修

校舎・屋内運動場の長寿命化改修、大規模改造、中規模改修工事を計画的に推進します。

トイレの改修・洋式化

トイレの改修工事や和式便器の洋式化を計画的に推進します。

空調設備の整備

特別教室等への空調設備の整備を推進します。また、屋内運動場への空調設備導入について検討します。

³⁹ 文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」(令和元年6月25日)

⁴⁰ 文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(平成31年3月現在)

施策 3 0 望ましい学校規模の実現に向けた取組

学校規模に課題が生じている地域について児童生徒にとって望ましい教育環境となるよう、小中学校の通学区域の見直しや再編などの検討を進めます。また、こうした機会を捉え、小中一貫教育の良さを最大限に生かし、より充実した教育活動を継続的に展開できる環境の実現に向けた検討を行います^{4 1}。

施策 3 1 学校給食の充実

児童生徒の心身の健全な発達を促すため、安全・安心な学校給食の安定的な提供に向けた取組を進めます。

〔主な取組〕

学校給食の在り方の検討

学校給食をめぐる諸課題を調査・研究し、本市にふさわしい学校給食の提供方法などについて検討します。

学校給食施設の整備

安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、給食室等の改修などを進めます。

施策 3 2 ICT環境の整備

先端技術の活用に向けたICT環境の整備を進めるなど、学校のICT環境の維持・改善を図ります。

〔主な取組〕

学習用タブレットPCの整備

児童生徒のプログラミング的思考等の情報活用能力をより効果的に育成するため、学習用タブレットPCやプログラミング教材等を整備します。

ICT推進校による教育研究

タブレットPC等の効果的な活用方法についてICT推進校において教育研究を進めます。

^{4 1} 平成29年3月に策定した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」に基づき、具体的な検討を進めます。

目標 1 1 学校安全の推進

自然災害、交通事故、犯罪などの多様な危険に備え、地域住民や関係機関等と連携しながら、子どもの身を守るための取組を進めるとともに、学校における安全対策の徹底に取り組みます。

現状と課題

東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年は台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害などの自然災害が多発しており、災害発生時に備えて子どもの頃から防災意識を高める必要があります。

また、登下校中の児童生徒が交通事故に遭ったり、児童生徒の命に関わるような犯罪に巻き込まれてしまったりするなどの事案も全国的に発生しており、安全対策の徹底が求められています。

施策

施策 3 3 児童生徒の安全対策の推進

児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、通学路や学校内における安全対策の徹底に取り組みます。

〔主な取組〕

交通安全の確保

児童生徒の通学時の安全確保に向け、各学校において交通安全教育を実施するとともに、通学路交通安全プログラムに基づき、歩道橋やガードレール、カーブミラーを設置するなど関係機関と連携を図り、継続的に安全対策に取り組むほか、子ども安全見守り活動団体への助成・支援、学童通学安全指導員の配置、スクールバスの運行、防犯ブザーの貸与などを行います。

生活安全の確保

児童生徒が健康で安全に過ごせる学校づくりを進めるため、防犯・安全教育プログラム「安全教室」を全小学校で実施するなど児童生徒の安全意識を高めるとともに、「学校安全の手引き」を改訂して周知・活用を推進するなど教職員の安全管理意識の向上を図ります。

災害安全の確保

児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識や地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図ります。

目標 1 2 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

学びを通じた人づくりや地域づくりを促進するため、地域の人材や資源をコーディネートし、地域住民の主体的な学びを促すことができる職員の専門性を育成するなど、生涯学習・社会教育の推進体制の充実を図ります。

現状と課題

個人や地域社会の抱える課題が複雑化・多様化している中においては、課題解決に向けた地域住民の主体的な学びを促すことが重要となっています。

とりわけ、社会教育においては、学習の内容や形態が多様であり、地域における様々な学習機会について、全体を俯瞰的に捉え、関係者間をつないだり、必要な学習の場について調整を行ったりする職員等の存在が不可欠です。

社会教育法では、このような役割を果たす中核的な専門職として社会教育主事を配置することが規定されていますが、令和2(2020)年度から「社会教育士」が新たに制度化され、コーディネート能力やファシリテート能力等のより高い専門性を備えた職としての活躍が期待されています。

成果指標

社会教育士資格を取得した職員の人数(累計数)

現状値	目標値(令和9年度) 16人
-----	----------------

地域住民の主体的な学びを促すことができる専門的職員として社会教育士の養成が進んでいるかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

施策

施策 3 4 研修・支援体制の充実

生涯学習・社会教育に関わる職員の専門性を育成するため、研修・情報交換や相談・助言の機会を充実します。

〔主な取組〕

研修・情報交換機会の充実

生涯学習・社会教育を推進する職員としての専門性を育成するため、研修や情報交換の機会を充実します。

社会教育士の養成

地域住民の主体的な学びを促すことができる職員の専門性を育成するため、社会教育士の養成講習へ職員を派遣します。

公民館職員への支援の充実

A I を活用した公民館職員支援ツールの研究・導入を行うなど支援の充実を図ります。

スポーツ推進委員・青少年指導員の資質向上

研修会や情報交換会等の開催などにより、スポーツ推進委員・青少年指導員の資質向上を図ります。

目標 1 3 生涯学習・社会教育環境の充実

生涯学習・社会教育環境の充実を図るため、老朽化やバリアフリーへの対応など、施設・設備等の整備を進めます。

現状と課題

相模原市が現在保有している公共施設の半分以上が、昭和 6 1 年度までに整備されており、生涯学習・社会教育施設も同様に、多くの公民館が昭和 5 0 年代半ばから昭和 6 0 年代初めまでに整備されているなど、今後、計画的な保全などの老朽化への対応が必要となっています。

また、本市の長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた文化財は、新たな市民文化を育む市民の財産であり、それを次世代に伝え、活用していくための整備が必要となっています。

施策

施策 3 5 生涯学習・社会教育施設等の整備

公民館、公共スポーツ施設、図書館や博物館の計画的な保全など、施設・設備の整備を進めます。また、文化財の保存と公開活用のための整備を進めます。

〔主な取組〕

市立図書館や大野北公民館の再編・再整備

淵野辺駅南口周辺のまちづくりに合わせて、市立図書館や大野北公民館などの公共施設の老朽化等の課題解決に向けて、新たな文化・交流拠点の形成などの検討を進めます。

公民館の改修、再編・再整備

施設の複合化も含め、公民館の改修、再編・再整備を進めます。

公共スポーツ施設の改修・更新・整備

公共スポーツ施設の改修・更新・整備を進めます。

文化財の保存と公開活用のための整備

文化財の保存と公開活用のための整備に向けた取組を進めます。

第5章 進行管理

本計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(以下「点検・評価」といいます。)を通じて実施します。

この点検・評価は、教育に関する学識経験者の知見を活用しつつ、教育委員会が毎年度実施するものであり、この結果については市議会に報告するとともに、一般公表しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 11 月 7 日

案件名	相模原市スポーツ推進計画の策定について																					
所管	教育	局区	生涯学習	部	スポーツ	課	担当者		内線													
概要	国の動向や多様化する市民ニーズに対応するとともに、現行計画が令和元年度末で終了することを踏まえて、本計画を策定するもの。																					
審議内容(論点)	相模原市スポーツ推進計画(案)について																					
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策19 生涯スポーツの振興																		
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	23	日	政策調整会議	令和元	年	11	月	11	日								
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日								
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会上程時期					報道への情報提供		資料提供											
	パブリックコメント		あり	時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供		部会	令和元年12月											
	審議会等、協議会等の設置		なし	個人情報の目的外利用等			なし															
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況															
	関係部局との調整																					
	打合せ・会議の経過																					
	月日	会議名等				内容																
	H30.5.30	関係課長会議				計画の策定体制及び事業スケジュールについて																
H30.8.24～R1.9.13	相模原市スポーツ振興計画検討会議(計5回)				計画の策定について																	
H30.9.21～R1.10.3	相模原市スポーツ推進審議会(計6回)				計画の策定に係る諮問、答申等																	
備考																						
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策調整会議)															
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代)	シティセールス・親善交流課	企画政策課	オリンピック・パラリンピック推進課(代)	財務課	障害政策課	高齢政策課(代)	地域包括ケア推進課(代)	健康増進課(代)	中央保健センター	こども・若者支援課	産業政策課	商業観光課	公園課	緑区役所地域振興課	中央区役所地域振興課(代)	南区役所地域振興課	教育総務室	学校教育課(代)	教育センター	生涯学習課	スポーツ課
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕 検討会議でも議論がされていたと思うが、本計画におけるスポーツの定義について、最終的にはどのようにまとめたのか。 計画書の2ページに、「本計画が対象とするスポーツの範囲」として記載しているが、競技性の高いスポーツだけでなく、体を動かすレクリエーション活動や健康づくり、介護予防のための身体活動など、幅広い概念で捉えているものである。 eスポーツについては、本計画の対象としていないのか。 本計画では、子どもの体力・運動能力の向上を目指していることもあり、相反するeスポーツについては対象から外している。eスポーツを対象外とすることについては、スポーツ推進審議会委員や教育委員からも賛成意見が挙がっていた。 施策5-1の主な事業に「スポーツ施設の計画的な整備」とあるが、個別の具体的な整備計画があるのか。 個別のスポーツ施設の整備計画については、次期総合計画の実施計画事業としての位置付けが示されるのを待っている状況であり、現段階では抽象的な表現としているものである。実施計画事業として位置付けられた施設の整備計画については、具体的な名称を挙げて本計画にも位置付けていきたいと考えている。</p> <p>〔事務事業調整会議〕 体育協会との関係や役割分担については、どのように整理したのか。 計画に記載している主な事業については、市の外郭団体として、体育協会に担っていただく部分も非常に多く、引き続き連携を図りながら取り組んでいきたいと考えている。また、体育協会でも中期経営計画を策定しているところで、本計画との整合を図り、進めていただいているところである。 スポーツ施設の保全対策や整備について、民間スポーツ施設についても市が対応するように見える記述となっている。公共スポーツ施設と民間スポーツ施設との区別が分かるような記述に修正する。 スポーツ施設の保全対策や整備について、「一般公共建築物長寿命化計画」との整合を図る必要があり、公共建築課とすり合わせをしておくべきである。 承知した。</p>																					

事案の具体的な内容

(1) 計画策定の趣旨

国の動向や多様化する市民ニーズに対応するとともに、現行計画が令和元年度末で終了することを踏まえて、本計画を策定するもの。

(2) 計画の構成

スポーツ推進計画とは

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間： 令和2年度から令和9年度まで
- 4 計画が対象とするスポーツの範囲について

スポーツ推進に関する状況

- 1 国におけるスポーツ推進に関する状況
- 2 神奈川県におけるスポーツ推進に関する状況
- 3 相模原市におけるスポーツ推進に関する状況

スポーツに関する本市の特徴・課題

- 1 スポーツに関する調査結果
- 2 スポーツに関する本市の特徴
- 3 スポーツ推進に向けた本市の課題

基本理念・基本方針

- 1 基本理念： 豊かなスポーツライフの実現
スポーツを生かした地域のにぎわいの創出
- 2 基本方針：
 - 1 生涯を通じたスポーツ活動の支援
 - 2 スポーツ環境の整備・充実
 - 3 子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上
 - 4 スポーツを通じた本市の魅力の発信と経済・地域の活性化

3 相模原市スポーツ推進計画 体系

施策の展開

実現化方策

- 1 実現に向けて
- 2 計画の進行管理

(3) 市民等への周知、合意形成

平成30年10月 アンケートの実施(対象：一般市民、スポーツ団体、民間スポーツクラブ)

(4) 今後のスケジュール

令和元年10月～11月	庁議
12月	議会への情報提供(市民文教部会)
令和元年12月～令和2年1月	パブリックコメントの実施
令和2年 3月	策定(教育委員会定例会で決定)

相模原市スポーツ推進計画(案)

相模原市教育委員会

目次 相模原市スポーツ推進計画

スポーツ推進計画とは	1
1 計画の策定に当たって	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画が対象とするスポーツの範囲について	2
スポーツ推進に関する状況	3
1 国におけるスポーツ推進に関する状況	4
2 神奈川県におけるスポーツ推進に関する状況	5
3 相模原市におけるスポーツ推進に関する状況	6
スポーツに関する本市の特徴・課題	9
1 スポーツに関する調査結果	10
2 スポーツに関する本市の特徴	16
3 スポーツ推進に向けた本市の課題	17
基本理念・基本方針	19
1 基本理念	20
2 基本方針	21
3 相模原市スポーツ推進計画 体系	24
施策の展開	27
基本方針1 生涯を通じたスポーツ活動の支援	28
基本方針2 スポーツ環境の整備・充実	31
基本方針3 子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上	33
基本方針4 スポーツを通じた本市の魅力の発信と経済・地域の活性化	35
実現化方策	39
1 実現に向けて	40
2 計画の進行管理	41
参考資料	43
用語解説	44

スポーツ推進計画とは

1 計画の策定に当たって

本市では、平成16年3月に策定し、平成23年3月に改定した「相模原市スポーツ振興計画」において、スポーツ振興に係る基本理念を定め、誰もが身近にスポーツに親しみ、関わるができる環境を、市民と行政が連携・協力し、作り上げていくことを目標として、取組を進めてきました。

こうした中、平成23年8月に施行された「*スポーツ基本法」において、国が策定する「スポーツ基本計画」を参酌し、スポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされ、また、平成29年3月に国が策定した第2期「スポーツ基本計画」においても、同計画を参酌して地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに一体となって取り組むとの記述が盛り込まれました。

そのため、国の動向や多様化する市民ニーズに対応するとともに、現計画が令和元年度で終了することを踏まえて、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「相模原市総合計画」の教育における部門別計画である「相模原市教育振興計画」の施策分野別計画として位置付けています。

また、「スポーツ基本法」に定める「地方スポーツ推進計画」にも位置付け、現行の「相模原市スポーツ振興計画」を継承するとともに、平成29年3月に策定された国の第2期「スポーツ基本計画」を参酌し、策定しました。

3 計画の期間

計画期間は、上位計画である「相模原市総合計画」及び「相模原市教育振興計画」との整合を図り、令和2年度から令和9年度までの8年間としました。

4 計画が対象とするスポーツの範囲について

陸上競技、球技、武道などの競技性の高いスポーツだけでなく、体を使った遊び、学校における体育活動、体操やダンスなどの身体活動、ウォーキングなどの軽い運動、ハイキング、サイクリング、キャンプ活動などの野外活動、楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、健康づくりや介護予防のための身体活動なども含むものとします。

スポーツ推進に関する状況

1 国におけるスポーツ推進に関する状況

(1) スポーツ庁の創設

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019™の開催を契機にスポーツ振興の機運の高まりが期待されるとともに、スポーツを通じた健康増進など、スポーツをより一層社会の発展に活用する必要性が高まっていることから、文部科学省、経済産業省、厚生労働省など各省庁にまたがるスポーツ施策を総合的に推進するための組織として、平成27年10月にスポーツ庁が創設されました。

スポーツ庁は、「*スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としています。

(2) 第2期「スポーツ基本計画」の策定

「スポーツ基本法」の理念を具体化し、国、地方公共団体、スポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針である「スポーツ基本計画」は、平成24年3月に策定された第1期計画が5年間の計画期間を終了し、平成29年3月に令和3年度までの5年間の計画期間とする第2期計画が策定されました。

第2期計画では、「スポーツの価値」に関し、「スポーツで『人生』が変わる!」、「スポーツで『社会』を変える!」、「スポーツで『世界』とつながる!」、「スポーツで『未来』を創る!」という4つの観点から、全ての国民に向けてわかりやすく説明を行った上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、基本方針として提示しています。

(3) 成長戦略への位置付け

平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、スポーツの成長産業化を図り、スポーツ市場規模(2015年:5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指すことが、*KPI(重要業績成果指標)として新たに設定されました。また、スポーツ産業の活性化を図り、スポーツ産業を我が国基幹産業へ成長させるために新たに講ずべき具体的施策として、「*スタジアム・アリーナ改革」、「*スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出の促進」、「スポーツ分野の産業競争力強化」が掲げられました。

さらに、平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」では、全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現することが、KPIとして新たに設定されました。また、民間の投資や知恵を活用した魅力の高いスタジアム・アリーナを地域コミュニティの中核として地域活性化の起爆剤とするため、様々な支援策を政府横断的に講じるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしてスポーツ人口の拡大を図ることにより、スポーツ産業を我が国基幹産業へ成長させることとされました。

2 神奈川県におけるスポーツ推進に関する状況

(1) 神奈川県スポーツ推進条例の制定

ラグビーワールドカップ2019™、2020年東京オリンピック競技大会、*ねんりんピックかながわ2021等、県内会場において継続的に大規模なスポーツ大会が開催されることを契機として、県民のスポーツに対する機運や関心が一層高まることが期待されています。こうした好機を逃さず、県全体で確実にスポーツの推進を図り、*超高齢社会を迎える中、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、いつまでも健康で幸福であると感じられる「いのち輝く地域社会」を実現していくため、平成29年3月に「神奈川県スポーツ推進条例」が制定されました。

(2) 神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン」の策定

「神奈川県スポーツ推進条例」の制定とともに、県民をはじめ、市町村やスポーツ関係団体などと連携・協働し、スポーツを推進するよう、県が総合的かつ計画的に取り組む施策を示した「神奈川県スポーツ推進計画」が平成29年3月に策定されました。

「神奈川県スポーツ推進計画」では、「誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進」、「スポーツ活動を広げる環境づくりの推進」、「オリンピック・パラリンピックなどを盛り上げていく取組み」という3つの視点から、「誰もが、『いつでも』『どこでも』『いつまでも』スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現」に取り組むことを、基本目標として提示しています。

(3) かながわパラスポーツ推進宣言の発表

県は、平成27年1月に「かながわパラスポーツ推進宣言」を発表しました。

県ではパラスポーツを「障がいのある人がするスポーツ」という考え方から一歩進め、「すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えること＝『かながわパラスポーツ』」と捉え、次の3つの取組を推進しています。

1 *パラリンピアンから学びます

パラリンピアンが自身の運動機能の限界に挑む姿から、体を動かすノウハウや創意工夫、諦めない心、できるようになる喜びを学びます。

2 「かながわパラスポーツ」を実践します

年齢、障がいなどを越えてスポーツをする喜びや、仲間ができる楽しみを実感できるよう「かながわパラスポーツ」を実践します。

3 パラリンピック競技大会を盛り上げます

「かながわパラスポーツ」を実践することで、2020年に東京で開催されるパラリンピック競技大会を神奈川から盛り上げていきます。

3 相模原市におけるスポーツ推進に関する状況

(1) 「相模原市スポーツ振興計画」の推進

本市では、平成16年3月に策定、平成23年3月に改定した「相模原市スポーツ振興計画」において、スポーツ振興に係る基本理念や基本目標を定め、各施策を推進してきました。

本計画を策定するに当たり、「相模原市スポーツ振興計画」における各施策等について、その取組状況を分析し、課題の整理を行いました。

生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境の充実

「スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合」と「*総合型地域スポーツクラブの数」を成果指標に設定し、総合型地域スポーツクラブの育成支援や地域のスポーツ・レクリエーション活動の推進、健康づくり・社会参加のためのスポーツ・レクリエーションの推進などの取組を進めてきました。その結果、65歳以上の高齢者を中心にウォーキングや体操等の軽い運動をする市民が増加するなど、「スポーツを定期的に行う市民の割合」は全体として増加傾向にあり、平成30年度には58.0%(年次目標64.4%に対し、達成率90.1%)と、全国(55.1%)と比較しても高くなっています。

一方で、20~50歳代の働き盛り・子育て世代の割合が、30%台後半から50%台前半と低迷しており、実績値を押し下げる要因となっていることから、今後は、スポーツを通じた健康増進活動を引き続き支援していくとともに、スポーツフェスティバルや親子で参加できるイベントの開催などを通じて、働き盛り・子育て世代が気軽にスポーツを始めるきっかけづくりを図っていく必要があります。

また、「総合型地域スポーツクラブの数」については、平成30年度で14クラブ(年次目標17クラブに対し、達成率82.4%)と、創設されるクラブの減少やクラブの廃止・統合により、近年は全国的にクラブ数が横ばいか微増にとどまる傾向にある中、本市においても、同様の状況が現れています。今後は、既存クラブとの連携を強化し、認知度を向上させるための周知・PRを充実させるなどにより、地域に根ざしたクラブとして、更なる定着を図るとともに、活動の更なる活性化を促進していく必要があります。

豊かなスポーツライフ実現のためのスポーツ施設及びスポーツ情報提供体制の充実

「公共スポーツ施設の利用者数(年間延べ人数)」を成果指標に設定し、計画的なスポーツ・レクリエーション施設の配置・整備・活用やスポーツの実施につながる情報提供システムの確立などの取組を進めてきました。その結果、「公共スポーツ施設の利用者数」は、平成30年度で44万3,801人(年次目標42万7,518人に対し、達成率103.2%)となりました。

しかしながら、公共スポーツ施設については、設置後30年を迎える施設が増えており、不具合箇所の修繕のみならず、質的な向上を求める声が高まっています。身近な生活の場でスポーツに親しむ人も増えているものの、スポーツ施設は市民がスポーツに親しむ中心的な場であることから、今後の人口構造の変化を見据えながら、計画的な保全に努めていく必要があります。

また、スポーツに関する情報の的確な提供は、スポーツに親しんでいる人だけでなく、これまでスポーツに関わってこなかった人への働きかけとなることから、広報紙のみならずSNSなどの各種媒体を最大限に活用し、戦略的かつ効果的に実施していく必要があります。

豊かなスポーツライフ実現のための「観る」「支える」スポーツ環境の整備

「スポーツ観戦率(年1回以上)」と「ホームタウンチームの認知率」を成果指標に設定し、トップスポーツの魅力に触れる機会の充実、プロチーム等への支援と地域の活性化などの取組を進めてきました。その結果、「スポーツ観戦率」については、平成29年度で32.3%(年次目標43.5%に対し、達成率74.3%)と、目標値を下回ったものの、基準値(24.3%(平成23年度))に比べると8.0ポイント増加しました。

しかしながら、市内より市外会場での観戦率が高くなっているとともに、「観戦しなかったが機会がなかった」という市民の割合が、36.5%と高くなっており、市内での観戦機会の更なる拡大を図る必要があります。

また、「ホームタウンチームの認知率」については、平成29年度で49.3%(年次目標64.4%に対し、達成率76.6%)と、目標値を下回ったものの、基準値(29.3%(平成22年度))に比べると20.0ポイント増加しました。

しかしながら、「応援している」、「観戦に行ったことがある」という市民の割合が低い傾向にあるため、認知率の向上だけでなく、チームの応援や試合観戦などの具体的なアクションにつなげられるような取組を検討する必要があります。

(2) 相模原市ホームタウンチーム認定制度の創設

本市に活動の拠点を置き、広く市内外での活躍が期待できるスポーツ団体に対して支援を講じることにより、スポーツ振興による効果的なまちづくりを図り、もって本市の良好な都市ブランドや都市イメージの構築、発信等シティセールスに関する活動の推進に資することを目的として、平成24年4月、相模原市ホームタウンチーム認定制度を創設しました。同年8月には、「ノジマ相模原ライズ」(アメリカンフットボール)、「三菱重工相模原ダイナボアーズ」(ラグビー)、「SC相模原」(サッカー)の3チームを初めて相模原市ホームタウンチームに認定し、平成26年3月には、「ノジマステラ神奈川相模原」(女子サッカー)を新たに認定しました。

現在は4チームが、それぞれの競技のトップレベルのリーグで活躍し、相模原麻溝公園競技場で開催される試合には、大勢の観客が集まるなど、市民の「観る」スポーツの推進に寄与しています。また、選手やスタッフが地域のイベントや学校の授業に協力するなど、積極的に市民交流や地域貢献活動を行い、スポーツ振興によるまちづくりの推進に寄与しています。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関わる状況

平成29年6月には、本市とブラジルオリンピック委員会、日本オリンピック委員会との間で、平成30年1月には、本市とカナダボート協会、日本ボート協会、神奈川県との間で、東京オリンピック競技大会における事前キャンプに関する覚書を締結しました。また、これらを契機として、本市は、平成29年12月にはブラジルの、平成30年4月にはカナダの*ホストタウンとして登録されました。

さらに、平成30年8月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースが発表され、本市緑区内を通ることが決定しました。大会1年前に当たる令和元年7月には、同委員会が主催する自転車ロードレース競技の*テストイベントが、本大会と同様の環境下で実施され、本市が募集を行った*コースサポーターには、約600名が参加し、大会の円滑な運営を支えました。

スポーツに関する本市の特徴・課題

1 スポーツに関する調査結果

(1) スポーツに関する市民アンケート調査結果

本計画を策定するに当たり、市民アンケート調査を実施し、広く市民のスポーツとの関わりや考え、意向の把握を行いました。

調査の設計と回収結果

- ・調査対象 無作為抽出した18歳以上の市民2,000人(サンプリング調査)
- ・調査方法 自記式調査票の郵送配布・郵送回収による
- ・調査期間 平成30年10月10日(水)～10月31日(水)
- ・有効回答数(率) 778件(38.9%)

市民のスポーツの実施状況について

スポーツをする理由として、72.1%の市民が「健康・体力づくりのため」を挙げ、続いて58.3%の市民が「楽しみ、気晴らしとして」を挙げています(図1)。

また、直近1年間に行った種目では、「ウォーキング」(57.8%)が最も高く、続いて「体操(ラジオ体操等)」(28.5%)、「自転車等」(27.0%)と、気軽に取り組みやすいスポーツが選ばれやすい傾向が伺えます(図2)。

一方、スポーツをしない理由として、「仕事・家事・育児・介護が忙しく時間がない」(44.2%)が最も高く、「面倒だから」(22.5%)、「機会がなかったから」(17.8%)が続きます。年代別では、30～50歳台で「仕事・家事・育児・介護が忙しく時間がない」が6～8割と非常に高くなっています(図3)。

図1 スポーツをする理由

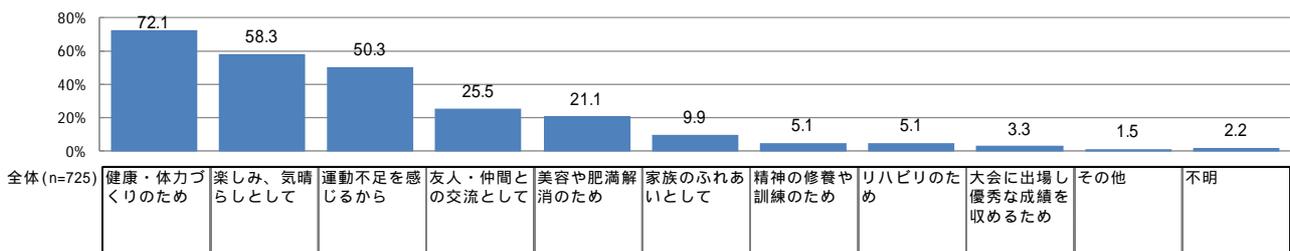


図2 直近1年間に行った種目

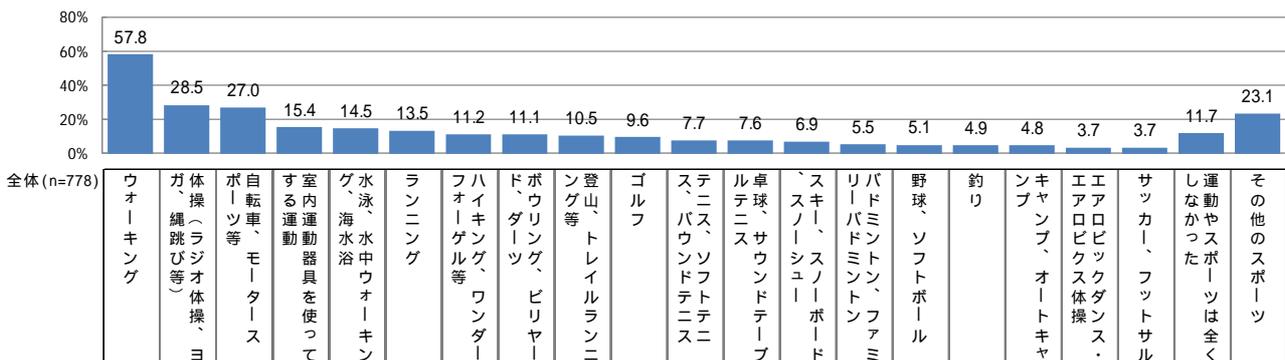
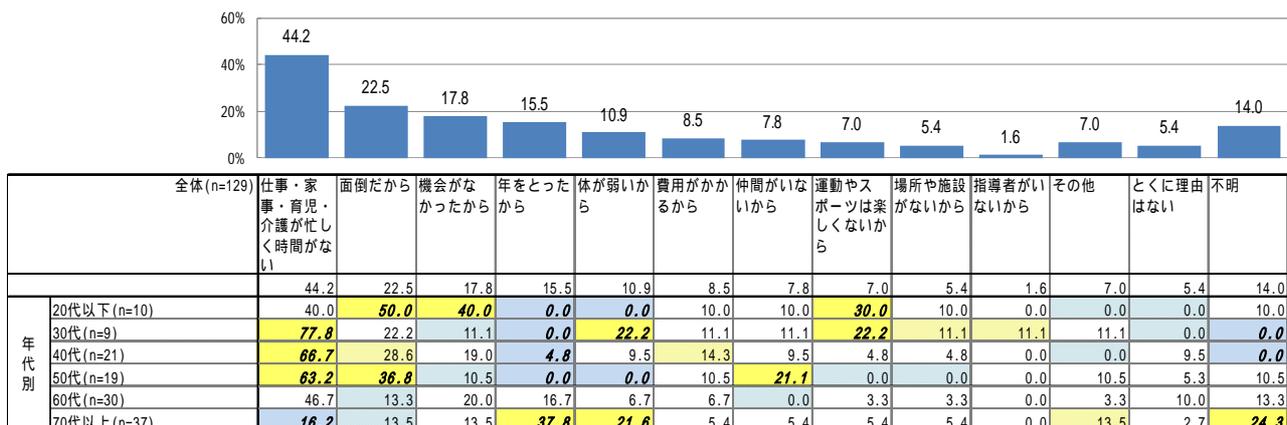


図3 スポーツをしない理由



市民のスポーツボランティアなどへの参加について

直近1年間のスポーツに関するボランティアの参加状況は、5.3%の市民が「スポーツ行事の運営や手伝いをした」、3.2%の市民が「スポーツ活動の運営や手伝いをした」、2.6%の市民が「スポーツの指導をした」と回答しています(図4)。

また、ボランティア活動をしていない市民に、参加するための条件を尋ねたところ、「時間が合えば」(69.1%)が最も高く、「きっかけの体験機会があれば」(36.7%)、「情報が得やすくなれば」(31.7%)、「交通の便など行きやすかったら」(31.7%)が続きます(図5)。

図4 直近1年間のスポーツに関するボランティア活動状況

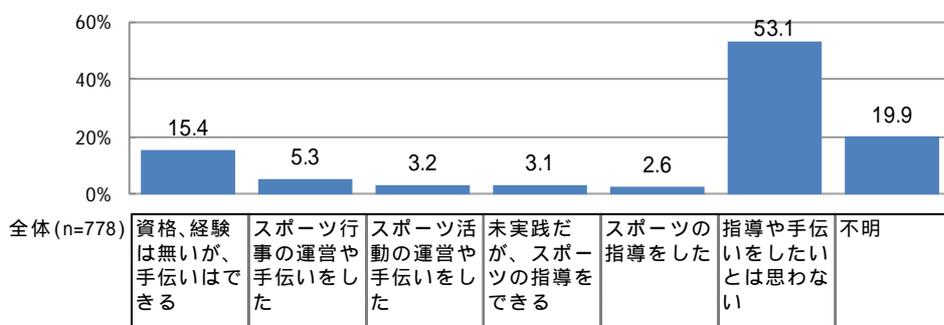
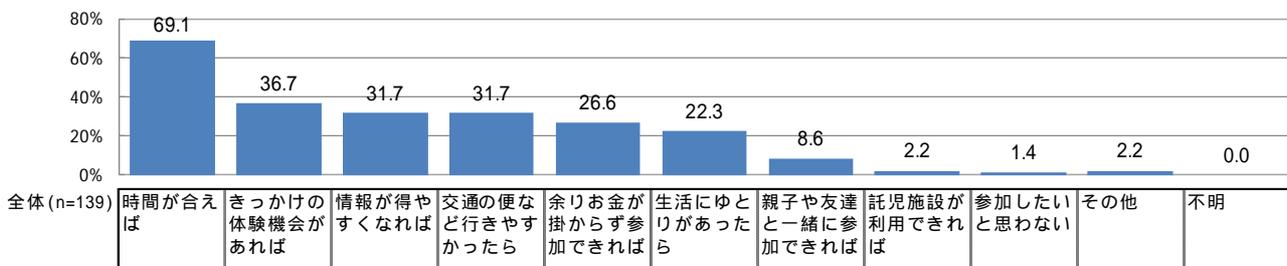


図5 ボランティアに参加するための条件



市民のスポーツ競技の観戦や応援への関心について

直近1年間にスポーツの試合を直接会場で観戦した市民の内訳は、「市外の会場でプロ等の試合」を観戦した割合が14.5%と最も高く、市内の会場では、「小学生、中学生の試合」(8.7%)や「高校生、大学生の試合」(6.6%)を観戦した割合が高くなっています。また、「観戦しなかったが、機会がなかった」と回答した市民の割合が36.5%と高くなっています(図6)。

相模原市ホームタウンチームを知っている市民の割合は、SC相模原が73.2%と最も高く、続いてノジマステラ神奈川相模原が49.7%と、サッカー競技のチームの認知度が高くなっています。

また、市民がホームタウンチームを応援するようになる条件としては、「チームが強くなり、トップリーグで活躍すること」(51.7%)と考える市民の割合が半数を超えており、「市の広報紙やホームページ、広報番組などで、頻繁に紹介されること」(30.2%)、「観戦環境が整っていること」(23.7%)が続きます(図7)。

図6 直近1年間のスポーツの直接観戦状況

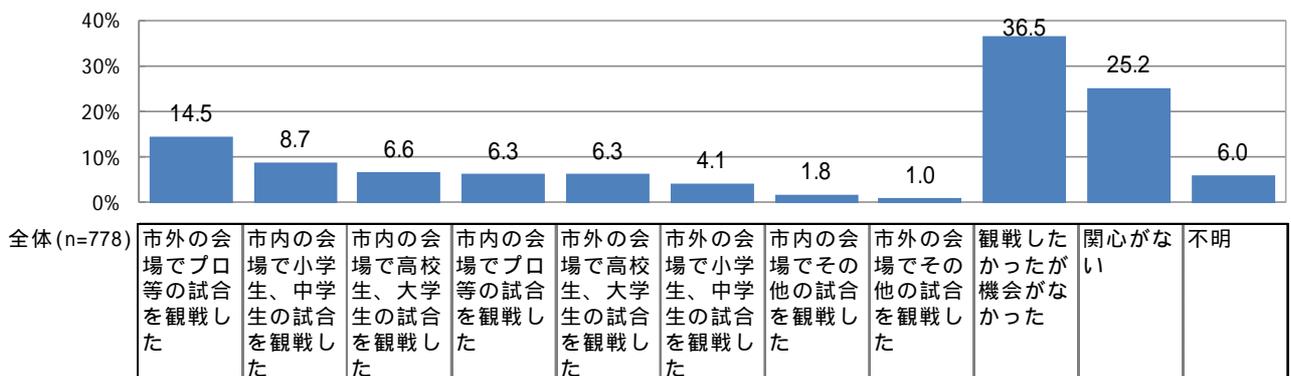
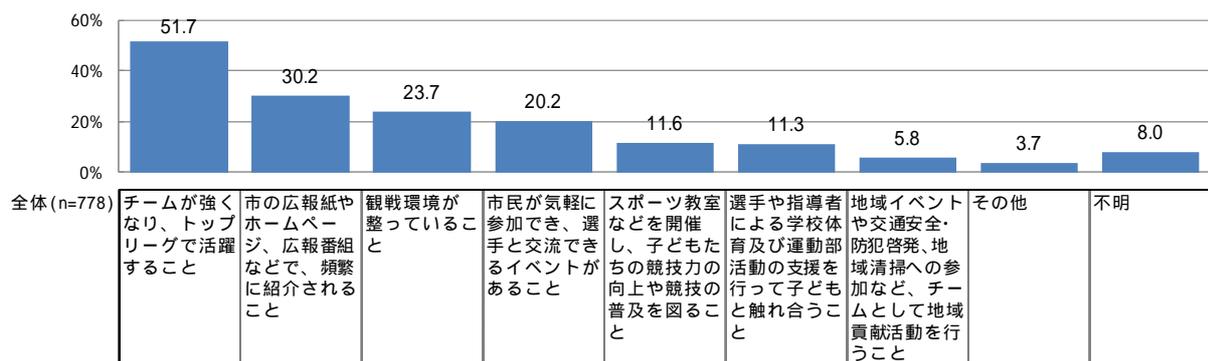


図7 市民が相模原市ホームタウンチームを応援するようになる条件



本市のスポーツ環境について

子どものスポーツ環境を充実させるために力を入れたらよいと思うことは、「子どもが手軽に体を動かせる広場や公園などの充実」(59.6%)と考える市民の割合が最も高く、「学校の開放施設の有効活用」(35.6%)、「子どもが気軽に参加できる地域のスポーツクラブなどの充実」(26.5%)が続きます(図8)。

働き盛り・子育て世代のスポーツ環境を充実させるために力を入れたらよいと思うことは、「子どもと一緒に楽しむ遊びやスポーツの推進」(43.2%)と考える市民の割合が最も高く、「ウォーキング・サイクリング環境の整備」(30.3%)、「階段のぼりや*通勤エクササイズ、*スキマストレッチなどの『日常の運動化』の普及・啓発」(24.0%)が続きます(図9)。

高齢者のスポーツ施策の推進のために求められていることは、「スポーツを通じた健康づくりの機会提供」(43.7%)と考える市民の割合が最も高く、「身近な場でのスポーツ活動の促進」(36.4%)、「体力や能力等に応じた運動の知識や技術の提供」(34.7%)が続きます(図10)。

障害のある人のスポーツ施策の推進のために求められていることは、「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進」(31.6%)と考える市民の割合が最も高く、「障害のある人となない人が一緒にスポーツを行う機会の充実」(24.0%)、「障害者スポーツを体験できる機会の充実」(19.4%)が続きます(図11)。

スポーツの推進に向けて本市が持つ強みについては、「アウトドアスポーツに適した湖水や山なみなどの自然環境」(50.8%)と考える市民の割合が最も高く、「全国規模の大会が開催できる相模原麻溝公園競技場や総合水泳場などの大規模スポーツ施設」(36.4%)、「全国でもトップレベルの学生スポーツ」(33.0%)が続きます(図12)。

スポーツの推進のために相模原市に力を入れてほしいことについては、「身近なスポーツ参加の機会を増やす」(25.1%)と考える市民の割合が最も高く、「国際大会やキャンプの誘致など、市民が世界トップレベルの競技に触れる機会を増やす」(22.5%)、「子どものスポーツの推進」(17.9%)が続きます(図13)。

公共スポーツ施設について望むことについては、「身近で利用できるように施設数を増やす」(28.8%)と考える市民の割合が最も高く、「交通の利便性が良い場所への施設の建設」(17.5%)、「付帯設備の改善・充実(トイレ、シャワー、照明、空調など)」(15.3%)が続きます(図14)。

図8 子どものスポーツ環境を充実させるために力を入れたらよいこと

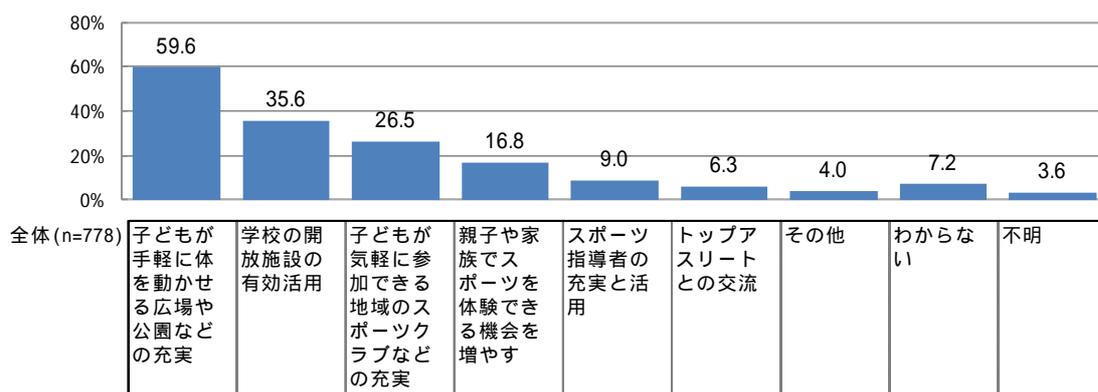


図9 働き盛り・子育て世代のスポーツ環境を充実させるために力を入れたらよいこと

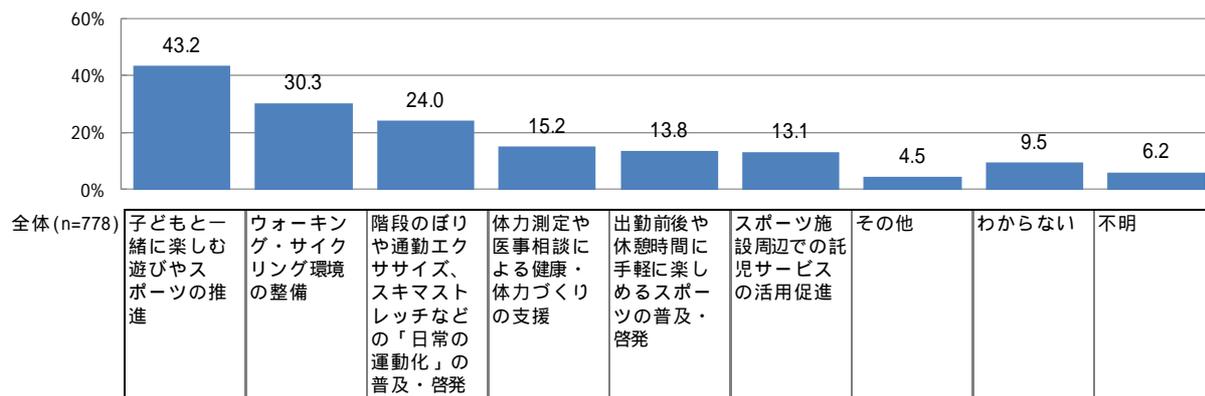


図10 高齢者のスポーツ施策推進のために求められていること

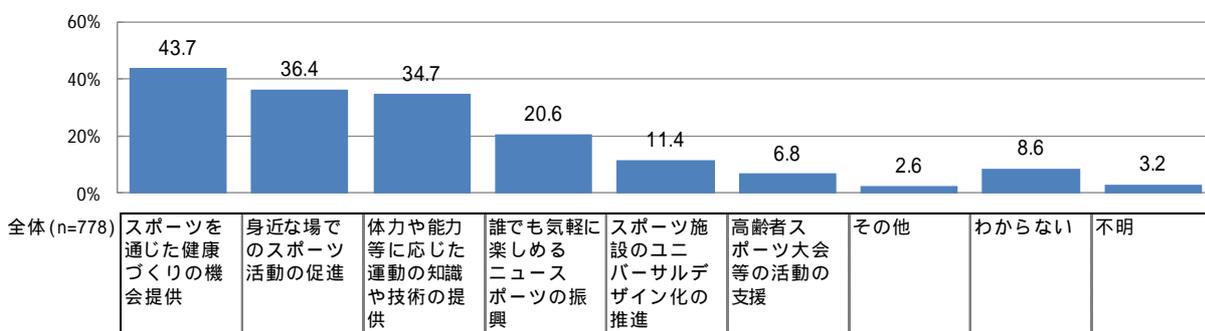


図11 障害のある人のスポーツ施策推進のために求められていること

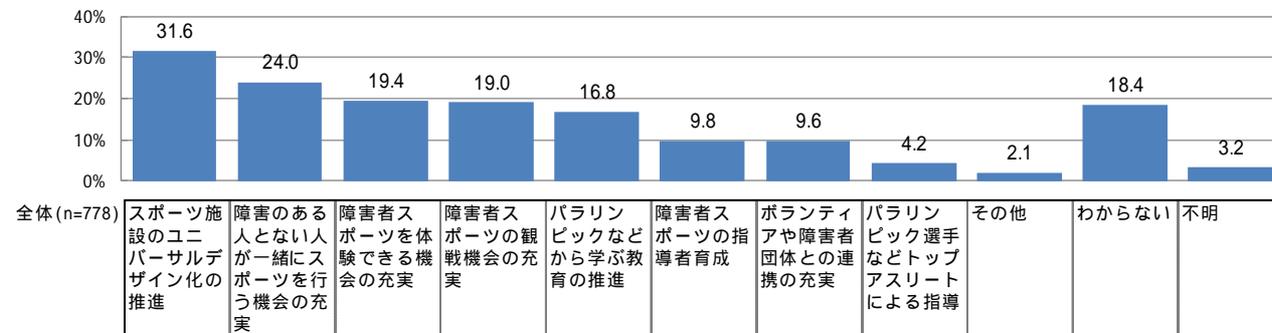


図12 スポーツの推進に向けて相模原市が持つ強み

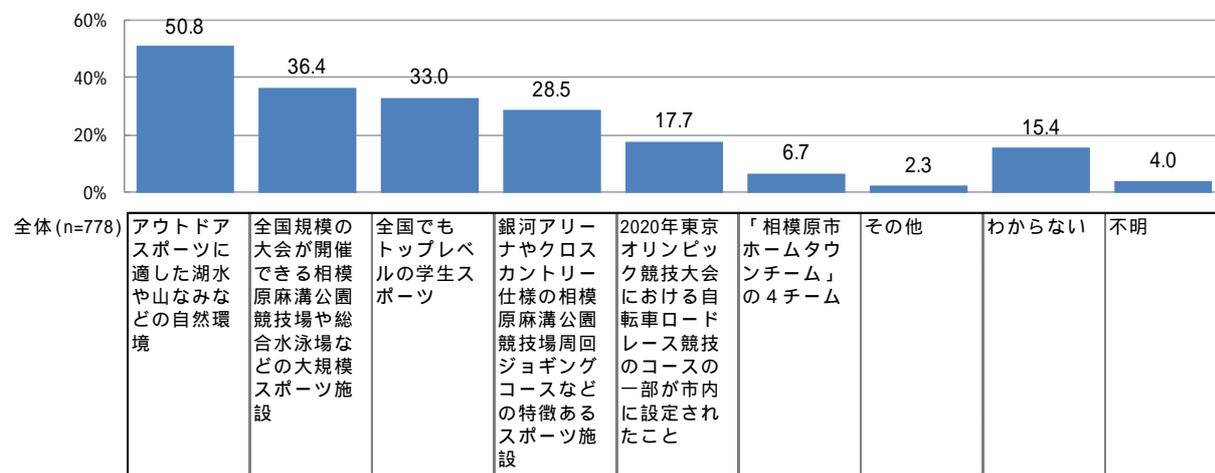


図 1 3 スポーツの推進のために相模原市に力を入れてほしいこと

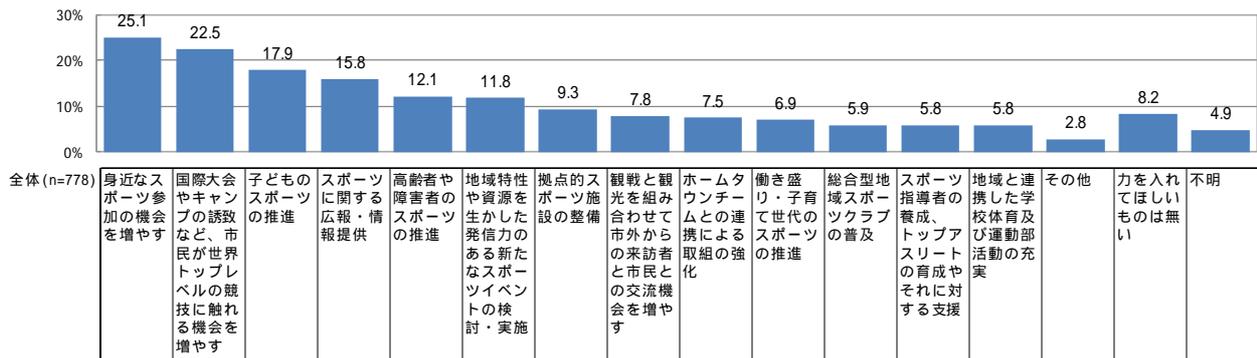
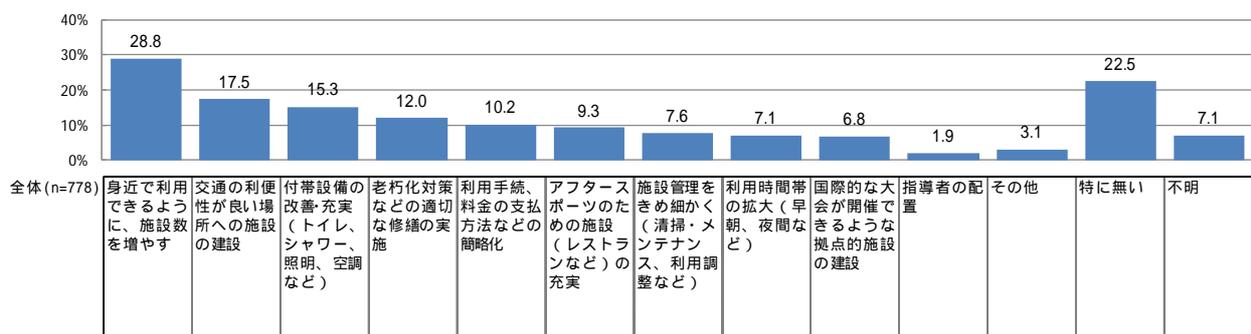


図 1 4 公共スポーツ施設について望むこと



(2) スポーツ団体、民間スポーツクラブに対するアンケート調査結果

本計画を策定するに当たり、市内で活動するスポーツ団体や民間スポーツクラブに対してアンケート調査を実施し、それぞれの活動状況や課題の把握を行いました。

調査の設計と回収結果

- ・ 調査対象 体育協会、スポーツ少年団、体育協会加盟団体、スポーツ推進委員連絡協議会、*総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチームの計 55 団体と民間スポーツクラブ 13 店舗
- ・ 調査方法 自記式調査票の郵送配布・郵送回収による
- ・ 調査期間 平成 30 年 10 月 10 日(水)～10 月 31 日(水)
- ・ 有効回答数(率) スポーツ団体 44 団体(81.5%)
民間スポーツクラブ 5 店舗(38.5%)

市内のスポーツ団体の状況について

人材の確保や組織の維持を課題に挙げる団体が多く、市に期待することとして、スポーツを行う場所の確保・施設整備、財政的支援・利用料金の優遇、情報発信、イベント開催などが挙がりました。

市内の民間スポーツクラブの状況について

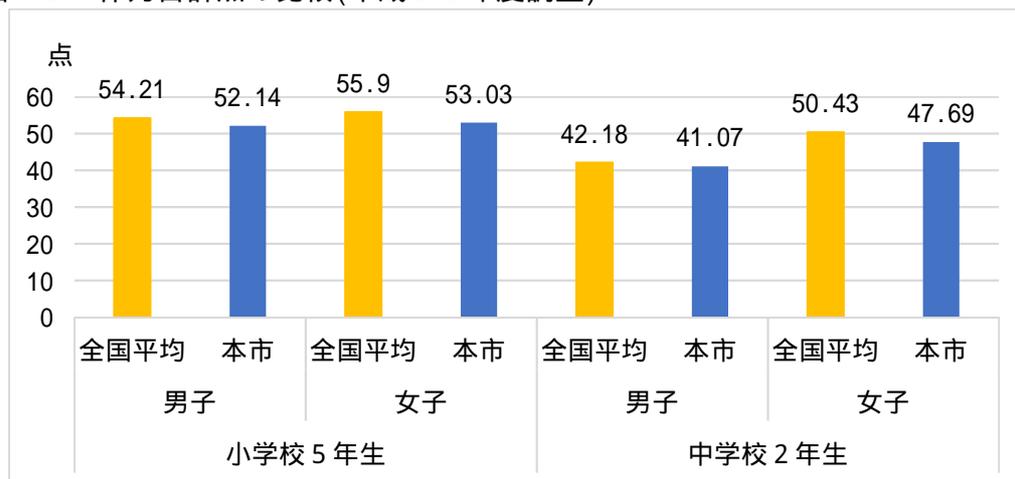
既に市や地域と連携した取組を実施しているクラブがあり、今後の連携に対して協力の意向も見られました。

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)結果

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的として、スポーツ庁が、全国の小学校5年生と中学校2年生全員を対象に、実技に関する調査と質問紙による調査を実施しています。

平成30年度に実施された調査において、実技調査8種目の結果を80点満点として算出した点である体力合計点について、本市は、小学校5年生の男女と中学校2年生の男女において、いずれも全国公立学校の平均を下回る結果となっています(図15)。

図15 体力合計点の比較(平成30年度調査)



2 スポーツに関する本市の特徴

スポーツに関する本市の特徴を強みと弱みに分類し、まとめました。

強み	<p>スポーツを週1回以上行う市民の割合が、全国と比較して高いこと。</p> <p>銀河アリーナ、相模原麻溝公園競技場周回ジョギングコース、小山公園ニュースポーツ広場などの特徴的な施設があること。</p> <p>国際公認プールである総合水泳場、日本陸連第2種公認陸上競技場である相模原麻溝公園競技場などを備え、全国規模、国際規模の大会を開催することができること。</p> <p>アウトドアスポーツに適した自然環境に恵まれていること。</p> <p>トップレベルのリーグで活躍するホームタウンチームが4チーム存在し、市民の一体感の醸成やシティセールスにつながっていること。</p> <p>2020年東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースの一部が市内に設定されたこと。</p>
弱み	<p>働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率が他の世代に比べて低いこと。</p> <p>設置後30年を迎えるなど、老朽化が進んでいる公共スポーツ施設が増えていること。</p> <p>指導者などスポーツに関わる人材の高齢化や不足が進んでいること。</p> <p>小学生と中学生の男女とも、体力合計点が全国(平成30年度)と比較して低いこと。</p> <p>駅近で集客力のあるスポーツ施設がないこと。</p>

3 スポーツ推進に向けた本市の課題

スポーツ推進に向けた本市の課題を抽出しました。

(1) 働き盛り・子育て世代、高齢者、障害のある人などがスポーツをする機会の充実

健康意識の高まりを背景に、高齢者を中心として、スポーツを定期的に行う市民の割合は増加傾向にあるものの、20～50歳代の働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率は低迷が続いています。特に、スポーツをしていない30～50歳代の市民は、6～8割が、「仕事・家事・育児・介護が忙しく時間がない」ことを理由に挙げていることから、身近な場所で、気軽にスポーツを始めることができるきっかけづくりや、隙間時間や子どもと過ごす時間の中で取り組めるスポーツを推進していく必要があります。

一方で、高齢者のスポーツ実施率は高いものの、今後さらに高齢者人口が増えることが見込まれることから、健康寿命の延伸や介護予防等を目的として、さらなるスポーツをする機会の充実を図る必要があります。

また、共生社会の実現に向けて、障害のある人がスポーツを通じて社会参加することができるよう、スポーツ活動への支援を行うとともに、行政と関係団体等が連携し、障害者スポーツに関する理解を促進するための取組を進める必要があります。

(2) 誰もが身近にスポーツを楽しめる場の充実

市内には、公共スポーツ施設のほか、市立小・中学校の体育施設、民間スポーツクラブ、企業等のスポーツ施設などがあり、様々なスポーツ活動が行われています。公共スポーツ施設は、週末や休日に利用希望者が集中する傾向にあり、地域の既存施設や民間の施設を含めた幅広い有効活用の方策について検討が必要です。

また、公共スポーツ施設は、設置後30年を迎える施設が増え、不具合箇所の修繕のみならず、質的な向上を求める声が高まっており、今後の人口構造の変化を見据えながら、計画的な改修や維持保全に努めることが課題となっているとともに、障害のある人をはじめ配慮が必要な市民がスポーツを楽しむことができるよう、改修や維持保全に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を踏まえる必要があります。

(3) 指導者やボランティアなどの人材確保・育成

スポーツの指導者や審判員、スポーツ大会・イベントの運営やサポートなど、スポーツ活動の多くは、大勢のボランティアによって支えられ、成り立っています。

しかしながら、スポーツに関するボランティア活動へ参加した経験がある市民は非常に少なく、「*相模原市体育協会スポーツボランティア」の制度等を活用し、ボランティア活動の機会を充実させていく必要があります。

また、市内のスポーツ団体の中には、組織内の高齢化や人材不足から、今後の組織の維持を課題と捉える団体が増えており、スポーツに関わる人材の確保や育成が課題となっています。

(4) 子どもがスポーツを楽しむ機会の充実と体力・運動能力の向上

スポーツには、心身の健全な発達を促すとともに、健康及び体力を保持増進するなど、人生を豊かにするための様々な効果があります。

しかしながら、スポーツをする子としない子の二極化の傾向が認められており、スポーツの楽しさを子どもたちに十分に伝えていくことにより、スポーツを好きと感じる子を増やしていく必要があります。

また、平成30年度にスポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本市の児童生徒の体力合計点は、全国平均を下回っていることから、行政と学校、地域等が連携し、子どもたちが自主的に体を動かしたいと思えるきっかけを提供することにより、体力・運動能力の向上につなげていく必要があります。

(5) 施設や自然環境、ホームタウンチーム等のスポーツ資源を活用した*交流人口の拡大や経済・地域の活性化に資する取組の推進

スポーツは多くの人々を惹きつける魅力的なコンテンツであり、人口減少や高齢化が進む中、まちに活力や新たな交流を生み出すためのツールとして、スポーツに対する期待が高まっています。

そのため、大規模スポーツ施設やアウトドアスポーツに適した自然環境、ホームタウンチームなど、本市の特徴的なスポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりに生かすことにより、交流人口の拡大や経済・地域の活性化につなげていくことが課題となっています。

(6) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした市民のスポーツ振興につながる取組の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たっては、本市においても、ブラジル選手団やカナダ代表ボートチームが事前キャンプを実施するとともに、自転車ロードレース競技のコースの一部が緑区内を通過するなど、市民が大会を身近に感じることができる機会が創出されることから、市民の関心がスポーツに向けられることが期待されます。

そのため、大会を契機とした市民のスポーツに対する機運の高まりを一過性のものとせず、大会後にも持続されるような取組を進めていくことが課題となっています。

基本理念・基本方針

1 基本理念

スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、スポーツを日常生活に位置付けることで、スポーツの力により、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができます。

また、社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であり、スポーツの力は、更なる交流の創出や経済・地域の活性化など地方創生に貢献することができます。

そのため、本計画は、次の2つを基本理念として定め、誰もが生涯にわたって様々な形でスポーツに関わることができる環境を、市民と行政が連携・協働して、作り上げていくとともに、本市の持つ多様なスポーツ資源を生かして、まちに活力や交流を生み出していくことを目標としています。

基本理念 豊かなスポーツライフの実現

年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、誰もがライフステージや多様なニーズに応じて、生涯にわたり「する」、「みる」、「ささえる」といった様々な形でスポーツを楽しむことができる「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。

基本理念 スポーツを生かした地域のにぎわいの創出

人口が減少に転じるとともに高齢化が進む中、スポーツ資源を本市の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、経済・地域の活性化などにつなげ「スポーツを生かした地域のにぎわいの創出」を目指します。

2 基本方針

スポーツ推進に向けた6つの課題を解決することにより、基本理念の実現を目指すため、次の4つの基本方針に沿って施策を展開します。

また、本計画に基づき展開する各施策は、*持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献するものであり、基本方針ごとに関連性の強いSDGsの目標を示しています。

* 持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本方針 1 生涯を通じたスポーツ活動の支援

体力づくりや健康増進、社会参加など目的に応じてスポーツを行う機会や、気軽にスポーツを始めるきっかけを提供するほか、競技力の向上やアスリートの育成を支援するなど、市民の生涯を通じたスポーツ活動を支援します。

解決する「スポーツ推進に向けた課題」

- (1) 働き盛り・子育て世代、高齢者、障害のある人などがスポーツをする機会の充実

実現する「基本理念」

豊かなスポーツライフの実現

関連する「SDGsの目標」



基本方針 2 スポーツ環境の整備・充実

スポーツに関わる多様な人材・組織の育成や支援体制の構築を推進するほか、スポーツを楽しむことができる場を保全・整備・更新するなど、市民の多様なニーズに応じたスポーツ環境を充実します。

解決する「スポーツ推進に向けた課題」

- (2) 誰もが身近にスポーツを楽しめる場の充実
- (3) 指導者やボランティアなどの人材確保・育成

実現する「基本理念」

豊かなスポーツライフの実現

関連する「SDGsの目標」



基本方針3 子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上

学校体育のほか、子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会を提供することにより、自主的な実践や運動習慣の定着を促進するなど、スポーツに親しむ意欲を喚起するとともに、スポーツを通じた豊かな人間性の育成や体力・運動能力の向上を図ります。

解決する「スポーツ推進に向けた課題」

(4) 子どもがスポーツを楽しむ機会の充実と体力・運動能力の向上

実現する「基本理念」

豊かなスポーツライフの実現

関連する「SDGsの目標」



基本方針4 スポーツを通じた本市の魅力の発信と経済・地域の活性化

本市の地域特性やスポーツ資源を活用した取組を推進するなど、さがみはらの魅力を広く発信するとともに、スポーツを目的とした本市への来訪を促進し、更なる交流の創出や経済・地域の活性化を図ります。

解決する「スポーツ推進に向けた課題」

(5) 施設や自然環境、ホームタウンチーム等のスポーツ資源を活用した*交流人口の拡大や経済・地域の活性化に資する取組の推進

(6) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした市民のスポーツ振興につながる取組の推進

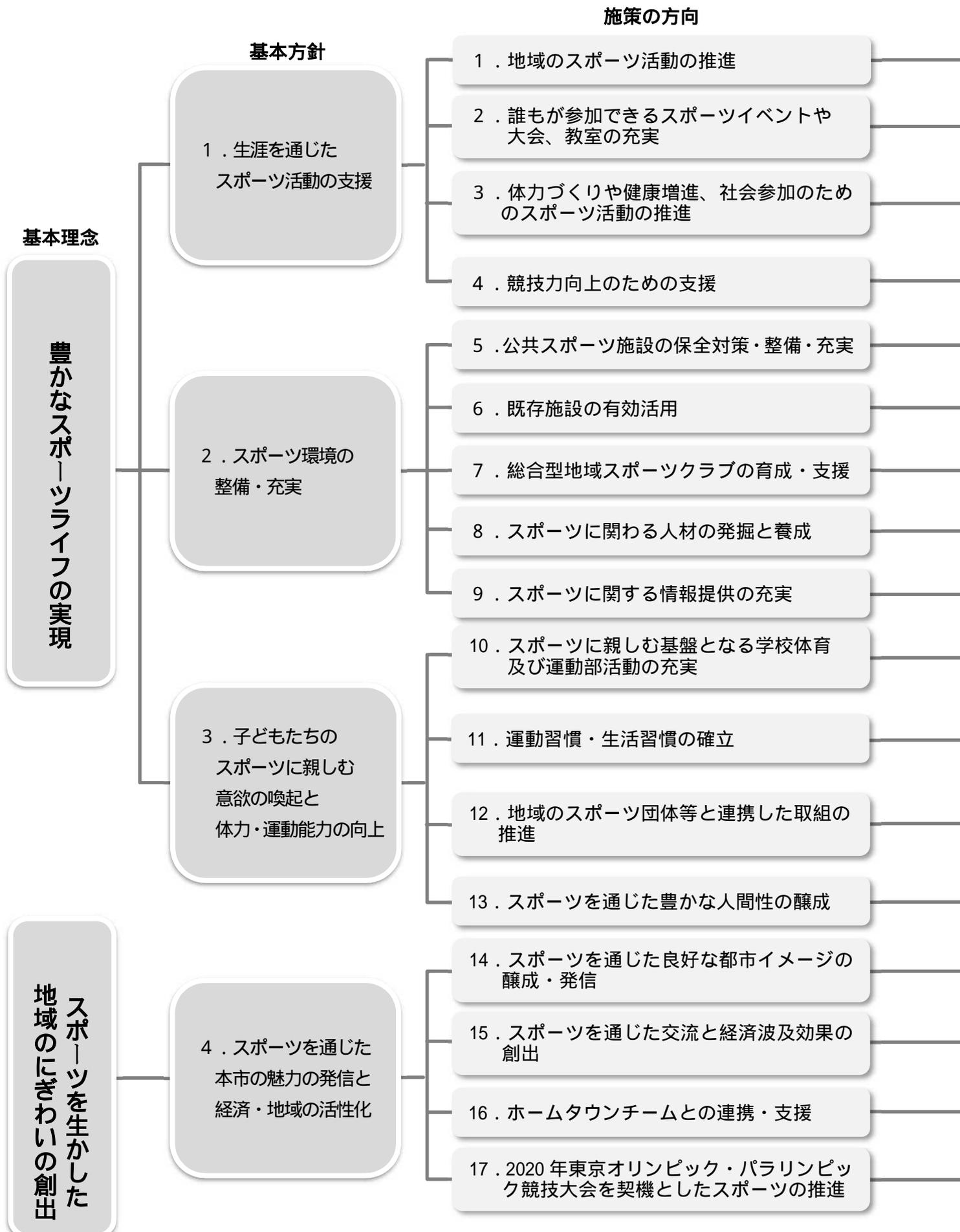
実現する「基本理念」

スポーツを生かした地域のにぎわいの創出

関連する「SDGsの目標」



3 相模原市スポーツ推進計画 体系



施策

- 1 - 1 気軽にスポーツをする機会の充実
- 1 - 2 ニュースポーツの普及

- 2 - 1 スポーツイベントや大会の充実
- 2 - 2 多様なスポーツ教室の充実

- 3 - 1 健康につながるスポーツ活動の推進
- 3 - 2 高齢者のスポーツ活動の支援
- 3 - 3 障害のある人のスポーツ活動の支援
- 3 - 4 働き盛り世代のスポーツ機会の充実
- 3 - 5 親子で楽しむスポーツ機会の充実

- 4 - 1 ステップアップに向けた支援
- 4 - 2 選手強化に取り組む団体やトップアスリート等への支援

- 5 - 1 公共スポーツ施設の整備
- 5 - 2 公共スポーツ施設の改修・維持保全

- 6 - 1 共同利用など既存施設の活用の推進
- 6 - 2 学校と地域との連携による学校体育施設開放事業の充実

- 7 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- 8 - 1 スポーツ推進委員の一層の資質の向上
- 8 - 2 スポーツ指導者の養成
- 8 - 3 健康づくりや介護予防を担う人材の養成
- 8 - 4 スポーツボランティアの確保・育成

- 9 スポーツに関する情報提供の充実

- 10 - 1 教職員の授業力向上を図る取組の推進
- 10 - 2 楽しみながら学ぶ学校体育の充実
- 10 - 3 学校体育及び運動部活動への指導者派遣の推進
- 10 - 4 多様なニーズに応じた運動部活動の充実

- 11 - 1 興味や関心に応じたスポーツ機会の充実
- 11 - 2 親子で楽しむスポーツ機会の充実(再掲)
- 11 - 3 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進

- 12 - 1 スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等と連携した取組の推進
- 12 - 2 ホームタウンチームと連携した取組の推進
- 12 - 3 トップレベルのスポーツを観戦する機会の充実

- 13 - 1 スポーツを通じた交流機会の充実
- 13 - 2 スポーツを通じた障害のある人への理解を深める機会の充実

- 14 スポーツを通じた良好な都市イメージの醸成・発信

- 15 - 1 地域特性や資源を生かしたスポーツイベントや大会の開催・支援・誘致
- 15 - 2 スポーツによる交流の創出と経済活性化の推進

- 16 - 1 ホームタウンチームとの連携の強化
- 16 - 2 ホームタウンチームへの支援の充実

- 17 - 1 大会を契機としたスポーツ活動の推進
- 17 - 2 大会を契機とした障害者スポーツの普及促進
- 17 - 3 大会を契機とした地域活性化の促進

施策の展開

基本方針 1 生涯を通じたスポーツ活動の支援

施策の方向 1 地域のスポーツ活動の推進

子どもから高齢者までが、身近な場所でスポーツを楽しめる機会をつくることで、市民のスポーツに対する興味や関心を喚起します。

地域の公共施設などで気軽にスポーツを楽しめる機会を提供するとともに、地域で行われているスポーツ活動を支援します。

あわせて、スポーツ経験、年齢、性別等にかかわらず親しめる*ニュースポーツの普及を図るなど、これらの取組を通じて、世代を超えて市民が交流するきっかけを提供し、地域コミュニティの形成を支援します。

施策 1 - 1 気軽にスポーツをする機会の充実	
主な事業	公民館による体育事業の開催 地域で行われているスポーツ活動への支援
施策 1 - 2 ニュースポーツの普及	
主な事業	スポーツ推進委員会を中心としたニュースポーツの普及啓発の推進

施策の方向 2 誰もが参加できるスポーツイベントや大会、教室の充実

市民が様々なスポーツに出会う機会をつくり、楽しさを感じてもらうことが大切です。

スポーツに関心を持つきっかけがない市民やスポーツから遠ざかっている市民も含めて、誰もが親しみやすいスポーツイベントや大会、教室の充実を図ります。

例えば、スポーツフェスティバルなどの誰でも参加しやすいスポーツイベントの開催や、多種多様なスポーツ教室の開催や支援を行うなど、スポーツ経験の有無にかかわらず、様々なスポーツを楽しめる取組を進めます。

施策 2 - 1 スポーツイベントや大会の充実	
主な事業	スポーツフェスティバルなど誰でも参加しやすいスポーツイベントの開催 市民選手権大会など各種スポーツ大会の開催
施策 2 - 2 多様なスポーツ教室の充実	
主な事業	初心者向けスポーツ教室の開催 スポーツ施設の特性を生かしたスポーツ教室の開催 スポーツ団体等が開催するスポーツ教室への支援

施策の方向3 体力づくりや健康増進、社会参加のためのスポーツ活動の推進

スポーツは、継続することで心身の健康の維持・増進に寄与するとともに、仲間づくりや社会参加のきっかけにもなります。

高齢者が生き生きと暮らせるような健康づくりや、仕事・家事・育児・介護で忙しい世代の生活習慣病予防や健康の維持・増進のためのスポーツ機会の充実を図ります。

また、障害のある人の一人一人の状況に合わせて、スポーツ活動を支援するとともに、共生社会の実現に向けた障害者スポーツの理解促進に関する取組を進めます。

施策3 - 1 健康につながるスポーツ活動の推進	
主な事業	市民の主体的な健康づくり活動・介護予防活動の普及と支援 健康づくり普及員による健康づくり活動の推進 体力・健康づくりに関わるイベントの開催 体力・健康づくりに関わる教室の開催
施策3 - 2 高齢者のスポーツ活動の支援	
主な事業	高齢者スポーツ大会等の活動の支援 高齢者スポーツ講座の開催 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手の派遣 *ねんりんピックかながわ2021の開催
施策3 - 3 障害のある人のスポーツ活動の支援	
主な事業	障害者スポーツ大会等の活動の支援 障害者スポーツ講座の開催 障害者スポーツ体験会の開催 障害者スポーツに関する理解の促進
施策3 - 4 働き盛り世代のスポーツ機会の充実	
主な事業	*健康経営や職場での健康づくりに関する普及啓発の推進 通勤時間、休憩時間等に簡単に取り組めるスポーツの普及啓発の推進
施策3 - 5 親子で楽しむスポーツ機会の充実	
主な事業	親子で参加できるスポーツ教室の開催 親子で楽しめるスポーツイベントの開催

施策の方向4 競技力向上のための支援

競技力を高めることは、一人一人の体力向上に結びつくだけでなく、地元トップアスリートの活躍が、*シビックプライドや良好な都市イメージの醸成につながることも期待されます。

初心者から経験者まで、ステップアップしたいというニーズにも対応可能なプログラムを提供するとともに、市体育協会などと連携し、選手強化に取り組む団体やトップアスリート等への支援につながる取組を進めます。

施策4 - 1 ステップアップに向けた支援	
主な事業	個々のレベルに応じたスポーツ教室の開催 トレーニングを学ぶ機会の提供
施策4 - 2 選手強化に取り組む団体やトップアスリート等への支援	
主な事業	市体育協会など技術・競技力の強化に取り組むスポーツ団体への支援 アマチュアスポーツにおける上位大会への出場支援と表彰の実施

基本方針 2 スポーツ環境の整備・充実

施策の方向 5 公共スポーツ施設の保全対策・整備・充実

安全・安心・快適な施設環境をつくり、市民のスポーツ活動の推進を図ります。

公共スポーツ施設の適切な管理運営を図るとともに、スポーツ環境の更なる充実が図られるよう、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、施設の在り方等に係る方向性を明確にしながら、施設の整備や維持保全を行います。

施策 5 - 1 公共スポーツ施設の整備	
主な事業	公共スポーツ施設の計画的な整備
施策 5 - 2 公共スポーツ施設の改修・維持保全	
主な事業	公共スポーツ施設の計画的な改修・維持保全

施策の方向 6 既存施設の有効活用

既存施設を有効活用し、市民のスポーツをする場所を確保することにより、市民の様々なニーズに対応したスポーツの推進を図ります。

公民館、学校体育施設などの身近な公共施設や、企業等が保有する民間スポーツ施設の活用、近隣市町村との広域的な連携による公共スポーツ施設の相互利用を推進することで、自宅や職場などから近い場所でスポーツができる環境づくりに取り組みます。

施策 6 - 1 共同利用など既存施設の活用の推進	
主な事業	公民館など地域の既存施設におけるスポーツ活動の推進 企業等との連携による民間スポーツ施設の有効活用の推進 近隣市町村との広域的な連携による公共スポーツ施設の相互利用の推進
施策 6 - 2 学校と地域との連携による学校体育施設開放事業の充実	
主な事業	学校体育施設の団体開放の推進

施策の方向 7 *総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブについては、各クラブの加入者を増やすことを目的に、PRなどの活動支援、指導者派遣制度等の情報の周知を継続するとともに、新たなクラブの創設に向けた支援を進めます。

施策 7 総合型地域スポーツクラブの育成・支援	
主な事業	創設希望クラブへの支援の実施 総合型地域スポーツクラブへの活動支援の推進

施策の方向 8 スポーツに関わる人材の発掘と養成

スポーツの推進を図るためには、市民のスポーツ活動を支える団体や市民への支援も大切です。市が実施する各種スポーツ事業に係る連絡調整及び協力や、各公民館及び各地区における地域体育事業への指導及び助言などを担うスポーツ推進委員は、本市のスポーツの推進に欠かせない役割を果たしており、研修会等を通じて、一層の資質の向上を図ります。

また、市体育協会、加盟団体等による指導者養成事業への支援を進めるとともに、障害者スポーツ指導者の養成支援を進めます。

ボランティア活動に関心がある市民については、市民の健康づくりのサポートの担い手として活躍できる場を設けることや、「*相模原市体育協会スポーツボランティア」を活用し、参加機会を充実させることにより、仲間づくりや生きがいづくりにつながるよう取組を進めます。

施策 8 - 1 スポーツ推進委員の一層の資質の向上	
主な事業	実技研修会、新任研修会等の実施 地域間、市町村間の指導者情報交換会への参加
施策 8 - 2 スポーツ指導者の養成	
主な事業	スポーツ指導者の養成や資格取得支援 スポーツ指導者のコンプライアンス強化の推進 競技審判員の養成支援 障害者スポーツ指導者の養成支援
施策 8 - 3 健康づくりや介護予防を担う人材の養成	
主な事業	地域における主体的な取組の担い手の養成 健康づくり普及員など市民の健康づくりをサポートする人材の養成
施策 8 - 4 スポーツボランティアの確保・育成	
主な事業	スポーツボランティアの受入体制の充実 スポーツボランティアへの参加機会の充実

施策の方向 9 スポーツに関する情報提供の充実

スポーツへの興味や関心を喚起するためには、情報を適切に提供していくことが大切です。

地域、企業、大学、スポーツ団体等が連携して、スポーツに関する情報を充実させていくとともに、情報の受け手に合った適切な情報媒体を活用し、広報等を展開します。

施策 9 スポーツに関する情報提供の充実	
主な事業	スポーツに関する広報紙等の発行 地域、企業、大学、地域スポーツ団体等との連携によるスポーツ情報の充実・活用 SNS等を活用した速報性の高い情報発信の推進 *さがみはらネットワークシステムを通じた公共スポーツ施設情報の提供

基本方針3 子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上

施策の方向10 スポーツに親しむ基盤となる学校体育及び運動部活動の充実

子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむことができる体力や習慣を身に付けることができるように、スポーツに親しむ基盤となる学校体育及び運動部活動の充実を図ります。

教職員の資質向上や学校体育及び運動部活動への指導者派遣などの人材に関する取組を進めるほか、ニーズが多様化する子ども達の興味や関心に沿うプログラムや指導の提供を推進します。

施策10-1 教職員の授業力向上を図る取組の推進	
主な事業	教職員の体育実技講習・研修の更なる充実 校内研究の推進 体育科や体力向上、健康教育の専門家の学校への派遣支援
施策10-2 楽しみながら学ぶ学校体育の充実	
主な事業	相模原市小学校体育科の*準教科書「さがみっ子の体育」の活用の推進 体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できる授業づくりの推進
施策10-3 学校体育及び運動部活動への指導者派遣の推進	
主な事業	学校体育の充実を図るための指導協力者の派遣 専門的な技術を有する指導者の運動部活動への派遣
施策10-4 多様なニーズに応じた運動部活動の充実	
主な事業	大学や企業等と連携したステップアップに向けた支援 個のレベルや目標に応じてスポーツを楽しめる運動部活動の設置

施策の方向 1 1 運動習慣・生活習慣の確立

運動習慣を身に付けるためには、子どもの成長に合わせてスポーツを楽しめる環境づくりが求められており、子どもが興味や関心に応じて体を動かすことができるよう、遊び場づくりの推進やスポーツ体験機会の充実に取り組むほか、幼児や小学校低学年の児童に対しては、親子参加型の取組も進めます。

また、子どもと保護者に対して、生活改善の啓発を行うなど、基本的な生活習慣の確立に向けた取組を進めます。

施策 1 1 - 1 興味や関心に応じたスポーツ機会の充実	
主な事業	子どもの遊び場づくりの推進 子どもがスポーツを体験する機会の充実
施策 1 1 - 2 親子で楽しむスポーツ機会の充実(再掲)	
主な事業	親子で参加できるスポーツ教室の開催(再掲) 親子で楽しめるスポーツイベントの開催(再掲)
施策 1 1 - 3 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進	
主な事業	子どもと保護者に対し、規則正しい生活習慣の啓発

施策の方向 1 2 地域のスポーツ団体等と連携した取組の推進

本市のスポーツの推進は、地域の様々な主体によって支えられています。

スポーツ推進委員、*総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチームなど、それぞれの特色を生かした取組を進め、スポーツに関心のある子どもだけでなく、スポーツから遠ざかっている子どもがスポーツの魅力や楽しさを感じられる機会をつくります。

施策 1 2 - 1 スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等と連携した取組の推進	
主な事業	地域の青少年健全育成活動におけるスポーツ体験活動の支援 放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動の実施
施策 1 2 - 2 ホームタウンチームと連携した取組の推進	
主な事業	ホームタウンチームと連携した体育授業の充実 ホームタウンチームと連携したスポーツ体験機会の充実 トップアスリートがスポーツの魅力語る機会の充実
施策 1 2 - 3 トップレベルのスポーツを観戦する機会の充実	
主な事業	学校におけるホームタウンチームのPRの推進 プロスポーツを観戦する機会の提供

施策の方向 1 3 スポーツを通じた豊かな人間性の醸成

子どもの頃から多様な人と交流し、豊かな人間性を育むことが大切です。

スポーツを通じて、学年に関係なく多世代で活動する取組などの実施や、スポーツ少年団活動への支援とともに、海外も含め、他都市と交流する機会を提供します。

また、障害者スポーツの体験授業を実施するなど、障害のある人への理解を深めるとともに、全ての人を支え合って生きていく共生社会の理解促進に向けた取組を進めます。

施策 1 3 - 1 スポーツを通じた交流機会の充実	
主な事業	スポーツを通じた仲間との交流などの機会の提供 スポーツ少年団への活動支援 他都市とのスポーツ交流事業の推進
施策 1 3 - 2 スポーツを通じた障害のある人への理解を深める機会の充実	
主な事業	障害者スポーツ体験授業の実施 障害者スポーツに関する理解の促進(再掲)

基本方針 4 スポーツを通じた本市の魅力の発信と経済・地域の活性化

施策の方向 1 4 スポーツを通じた良好な都市イメージの醸成・発信

スポーツを通じて、本市のイメージや知名度アップにつなげることが期待できます。

乗降客数の多い市内の主要駅など市の玄関口に横断幕やバナー、柱巻等の広告物を設置し、スポーツに関する情報発信を行うことにより、スポーツが盛んなまちとしてのイメージづくりを進めます。

また、パブリックビューイングや出場報告会の開催などを通じて、全国大会や国際大会に出場する本市ゆかりのチームや選手の活躍を後押しするとともに、様々な媒体を活用して、チームや選手を紹介することにより、本市の知名度アップにつなげます。

施策 1 4 スポーツを通じた良好な都市イメージの醸成・発信	
主な事業	クオリティの高いスポーツPR情報発信 本市ゆかりのチーム、選手の支援

施策の方向 1 5 スポーツを通じた交流と経済波及効果の創出

スポーツをきっかけとした市外からの来訪を促進し、まちに交流の機会を創出するとともに、経済の活性化を目指します。

湖水や山なみなどを生かした*レガッタ大会や駅伝・マラソン大会、大規模スポーツ施設を活用した集客性・話題性に優れたイベントや大会の開催を中心に、地域の魅力的なスポーツ資源を生かした*スポーツツーリズムを推進します。

あわせて、スポーツを核としたにぎわいやコミュニティの創出など、スポーツによるまちづくりの取組を進めます。

施策 1 5 - 1 地域特性や資源を生かしたスポーツイベントや大会の開催・支援・誘致	
主な事業	湖水や山なみなどの自然と触れ合うスポーツ事業の開催 集客性、話題性に優れたイベントや大会の開催
施策 1 5 - 2 スポーツによる交流の創出と経済活性化の推進	
主な事業	スポーツを核としたにぎわいやコミュニティ創出の拠点づくりの検討 民間と連携したスポーツ産業の活性化に向けた取組の推進

施策の方向 1 6 ホームタウンチームとの連携・支援

相模原の名を背負って全国で戦うホームタウンチームの活躍は、市民の一体感や*シビックプライドの醸成、本市のイメージや知名度アップにつながる事が期待できます。

ホームタウンチームと商店街や企業等との連携したイベントやPRの実施を促進するなど、ホームタウンチームが地域と交流する機会を充実させることで、スポーツから遠ざかっている人も含め、ホームタウンチームを身近なものとして触れられる機会をつくります。

また、様々な媒体を活用して、ホームタウンチームを市民にPRすることにより、ホームゲームへの観戦を促進します。

施策 1 6 - 1 ホームタウンチームとの連携の強化	
主な事業	ホームタウンチームとの連絡体制の強化 ホームタウンチームとの連携事業の推進 ホームタウンチームと地域との交流機会の充実 商店街、企業等との連携体制の整備促進
施策 1 6 - 2 ホームタウンチームへの支援の充実	
主な事業	ホームタウンチーム支援の推進 ホームゲーム開催の支援 球技専用スタジアムの整備検討

施策の方向 17 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成果を、本市の未来のスポーツの推進へつなげることを目指します。

大会をきっかけに高まる市民のスポーツへの関心を、さらなるスポーツ活動の推進、障害者スポーツの普及促進、地域活性化などに生かします。

具体的には、自転車ロードレース競技のコースの市内通過を契機とした自転車競技のイベント・大会の開催や*サイクルツーリズムの推進、パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた障害者スポーツに関する理解促進や障害者アスリートへの支援など、魅力あるまちづくりにつながる取組を進めます。

施策 17 - 1 大会を契機としたスポーツ活動の推進	
主な事業	自転車ロードレースなど特色あるイベントや大会の開催 自転車活用による健康増進の普及啓発 *ホストタウン相手国とのスポーツ交流事業の推進 スポーツボランティアの受入体制の充実(再掲)
施策 17 - 2 大会を契機とした障害者スポーツの普及促進	
主な事業	障害者スポーツ体験会の開催(再掲) 障害者スポーツに関する理解の促進(再掲) 本市ゆかりの障害者アスリートへの支援
施策 17 - 3 大会を契機とした地域活性化の促進	
主な事業	サイクルツーリズムの推進

実現化方策

1 実現に向けて

計画を進めていくに当たり、各施策や事業等の実効性を確保し、効果を高めることが大切です。各施策や事業等の実施に当たっては、「計画の周知」、「市民ニーズの把握と計画の見直し」、「財政負担の軽減と効果的な運営」、「パートナーシップによる実現」の4つを計画の実現に向けた推進力として位置付けます。

これら4つの推進力を相互に連携させながら、計画を実現します。

(1) 計画の周知

本計画を実現するためには、多くの市民やスポーツ団体等に、計画の存在と内容を知ってもらう必要があります。

そのため、スポーツに携わるすべての市民が、本計画の理念を共有し、具体的な取組につなげることができるよう、様々な機会をとらえて、計画の内容をわかりやすく簡潔に伝えます。

(2) 市民ニーズの把握と計画の見直し

大規模国際大会の開催等を契機として、スポーツを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、スポーツに対する市民のニーズもさらに多様化していくことが見込まれます。

そのため、様々な連携を通じて市民ニーズの適切な把握に努めるとともに、実施施策への反映を行うなど、市民の満足度の向上を図るために、本計画の各施策等について、必要に応じて見直しを行います。

(3) 財政負担の軽減と効果的な運営

本計画を実現するためには、財政負担の軽減と効果的な運営が必要です。厳しい財政状況等を考慮し、限られた資源を効果的に活用するとともに、財源は市税のみに頼らず、*スポーツ振興くじ助成金や*ネーミングライツ、ふるさと納税のほか、新たな財源の確保にも積極的に取り組みます。

また、民間活力の活用可能性が高い大規模スポーツ施設などの整備、改修、更新に当たっては、民間資金の導入を積極的に検討し、財政負担の軽減や平準化を図ります。

(4) パートナーシップによる実現

本計画は、子どもの体を使った遊びや学校における体育活動から、健康づくりや介護予防のための身体活動まで、幅広い世代の活動を対象としているほか、経済や観光、まちづくりなど、幅広い分野と関連していることから、計画の実現に向けては、全庁を挙げて取り組むことが必要であり、組織を横断し、関係部局と連携を図りながら取組を進めます。

また、行政の取組だけでは、到底、計画を実現することはできません。市民をはじめ、地域、学校、企業、スポーツ団体等及び行政がそれぞれの役割や責任を踏まえ、連携・協働して、計画の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

そのため、行政としては、関係機関・団体との連携強化を図り、地域や団体の実情に応じた支援に努めるとともに、市民の主体的なスポーツ活動を積極的に支援することにより、地域や市民が主導となって本市のスポーツがますます盛んになり、活気に満ちた市民生活が創出されるよう、総合的・的確なコーディネートを進めていく役割を担います。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進していくため、相模原市スポーツ推進審議会において、計画の進行管理を行います。

また、本計画の推進状況や施策の成果を把握し、評価するため、基本方針ごとに、次の5つの成果指標を設定しました。

基本方針1「生涯を通じたスポーツ活動の支援」に対応する成果指標

スポーツを始めるきっかけやライフステージに応じてスポーツを行う機会の提供などの取組を通じて、市民の運動習慣の定着を目指す観点から、次のとおり設定しました。

No	成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和9年度)
1	スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合 【出典】市民アンケート 市民(18歳以上)が定期的にスポーツを実践しているかを測る指標。国の第2期「スポーツ基本計画」を参考に目標を設定しました。	58.9%	65.0%

基本方針2「スポーツ環境の整備・充実」に対応する成果指標

公共スポーツ施設の保全・整備やスポーツボランティアの確保・育成などの取組を通じて、市民がスポーツを行う場やボランティアとして活躍する場の充実を目指す観点から、次のとおり設定しました。

No	成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和9年度)
1	スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合(再掲) 【出典】市民アンケート 市民(18歳以上)が定期的にスポーツを実践しているかを測る指標。国の第2期「スポーツ基本計画」を参考に目標を設定しました。	58.9%	65.0%
2	スポーツに関するボランティア活動を行った市民の割合(年1回以上) 【出典】市民アンケート 市民(18歳以上)がスポーツに関するボランティアを実践しているかを測る指標。毎年、0.3%増加することを目標に設定しました。	16.2%	18.6%

基本方針3「子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上」に対応する
成果指標

子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会の提供などの取組を通じて、子どもたちがスポーツを好きになり、運動習慣の定着へつなげていくことを目指す観点から、次のとおり設定しました。

No	成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和9年度)
3	<p>スポーツをすることが好きな児童生徒の割合</p> <p>【出典】児童生徒アンケート</p> <p>児童生徒のスポーツ(身体を動かす遊びを含む)に対する意識を測る指標。スポーツをすることが好きではない中学生が半減すること、小学生が4割減ることを目標に設定しました。</p>	81.0%	89.6%
4	<p>スポーツを定期的(週3回以上)に行う児童生徒の割合</p> <p>【出典】児童生徒アンケート</p> <p>児童生徒が学校の体育授業以外に、定期的にスポーツ(身体を動かす遊びを含む)を実践しているかを測る指標。毎年、0.6%増加することを目標に設定しました。</p>	53.0%	57.8%

基本方針4「スポーツを通じた本市の魅力の発信と経済・地域の活性化」に対応する成果指標

本市のスポーツ資源であるホームタウンチームや大規模スポーツ施設を活用して、更なる交流の創出や経済・地域の活性化を目指す観点から、次のとおり設定しました。

No	成果指標	基準値 (2018シーズン)	目標値 (2027シーズン)
5	<p>市内で開催されるホームタウンチームの公式戦の観客数 (年間延べ人数)</p> <p>【出典】各リーグ発表資料</p> <p>ホームタウンチームの試合観戦を目的として、市内外からスタジアムを訪れている人数を測る指標。毎年、2,500人増加することを目標に設定しました。</p>	72,093人	94,600人

參考資料

用語解説

か行

KPI (重要業績成果指標)

P 4

Key Performance Indicatorの略で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

健康経営

P 2 9

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されている。

コースサポーター

P 7

東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技の開催に当たって、コース沿道において大会運営のサポートをするボランティアのこと。自転車ロードレース競技のコース沿道の各市町村が募集するボランティアで、組織委員会が募集する「大会ボランティア」や各都市が募集する「都市ボランティア」とは異なる。

交流人口

P 1 8、P 2 3

外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口(いわゆるビジター)のこと。

さ行

サイクルツーリズム

P 3 7

自転車を活用し、旅行や周辺地域観光と融合させる取組

相模原市体育協会スポーツボランティア

P 1 7、P 3 2

市体育協会が、スポーツボランティアの普及と活動の促進を図ることを目的として設置したボランティア登録制度。スポーツ大会等にボランティアとして協力することができる者をあらかじめ登録し、要請に基づき、各種スポーツ大会等を紹介する。

さがみはらネットワークシステム

P 3 2

事前に利用者登録をすることで、街頭端末機やパソコンから市内の公共スポーツ施設や学習施設、公民館などの利用申込みなどの手続きができるシステム

シビックプライド

P 3 0、P 3 6

市民の本市に対する愛着や誇り、共感などのこと。

準教科書

P 3 3

教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書

スキマストレッチ

P 1 3

日常生活や職場での隙間時間に、簡単にできるストレッチ

スタジアム・アリーナ改革

P 4

政府の成長戦略に位置付けられている、スポーツの成長産業化を実現するための国の重要施策。多様な世代が集う交流拠点となるスタジアム・アリーナを整備し、スポーツ産業を我が国の基幹産業へと発展させていき、地域経済好循環システムを構築していくことを目指している。

スポーツ基本法

P 2、P 4

スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める法律。昭和36年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)を50年ぶりに全部改正し、平成23年6月24日に公布、同年8月24日に施行された。

スポーツコンテンツホルダー

P 4

アスリート、イベント、大会などのスポーツに関するコンテンツを有するチーム、リーグ、競技団体などのこと。

スポーツ振興くじ助成金

P 4 0

スポーツくじ(toto、BIG)の収益をもとに、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に対し交付される助成金

スポーツツーリズム

P 3 6

地域が抱える魅力的なスポーツ資源を最大限に活用し、旅行や周辺地域観光と融合させる取組

総合型地域スポーツクラブ

P 6、P 1 5、P 3 1、P 3 4

身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

た行

超高齢社会

P 5

65歳以上人口の総人口に占める割合(高齢化率)が21%を超えた社会のこと。

通勤エクササイズ

P 1 3

通勤時間を利用して実施するエクササイズ

テストイベント

P 7

オリンピック・パラリンピックの本大会の成功に向けて、競技運営及び大会運営の能力を高めることを目的として本大会の前に実施するイベント

な行

ニュースポーツ

P 2 8

レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体活動。既存のスポーツ(種目)をアレンジしたものやプレー環境を改変したものなど、老若男女のハンディの差が少なく、適度な運動量でルールがやさしい、生涯を通じて楽しめるスポーツ

ネーミングライツ

P 4 0

スポンサー企業等が市に対価等を支払うことにより、市が所有するスポーツ施設や文化施設などの公共施設等に、愛称として社名や商品名などを付すもの。対価を施設等の整備費などに充てることで、よりよい地域・社会づくりに参加・貢献することができる。

ねんりんピックかながわ2021

P 5、P 2 9

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主催により、2021年に神奈川県で開催されるねんりんピック。ねんりんピックは、全国健康福祉祭の愛称で、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、昭和63年(1988)年から毎年開催されている。

は行

パラリンピアン

P 5

パラリンピック選手。パラリンピック出場経験者

ホストタウン

P 7、P 3 7

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体のこと。大会等に参加するために来日する選手等、大会参加国・地域の関係者、日本人オリンピック・パラリンピアンと住民が交流する取り組みを行うことなどが条件とされている。

ら行

レガッタ

P 3 6

ボートによる競技大会

1 (仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度の導入及び相模原市市営住宅条例の一部改正について

(説明者：市民局次長、まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

パートナーシップの趣旨への理解を民間事業者へ広げていく中では、市としても可能な限り市制度を性的少数者に配慮したものへ拡充等していくべきかと思うが、市営住宅の入居者資格以外の制度の拡充はどのように整理しているのか。

他の制度としては、一方のパートナーが死亡した際、遺族となったパートナーやその他親族に見舞金等を贈呈する制度や、市職員の手当や休暇に関する制度などがあるが、贈呈順位や法令との関係など課題があることから、引き続き検討を進めることとしている。

- 都道府県がパートナーシップ宣誓制度を導入している事例もあるが、これは県内市町村にも制度が及ぶものなのか。

県域全体に及ぶものと聞いている。

- 宣誓者の要件である「市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること」とは、双方に求めていることか。

そのとおりである。

- また、「日常の生活を共にする」とは、同居を意味するものではないと理解してよいか。

同居を要件とする意味合いはない。

制度対象者には、外国籍の方も含まれるのか。

対象者について、国籍での制限は設けていないため、含めることとしている。

すでに制度を導入している自治体での申請状況は。

例えば、札幌市は平成29年6月に導入し、月平均3件程度で推移しているとのことである。また、堺市は平成31年4月の導入後、これまで9件に申請があったとのことであるが、制度開始当初に申請が集中する傾向にあったと聞いている。

- 民間病院や事業者にも協力を求めるのであれば、規則ではなく条例を制定する方が適切ではないか。

条例制定により責務として対応を求める方法もあるが、現段階では市がパートナーシップの宣誓を公的に認める仕組みをつくることに主眼を置いたことから、規則制定を行うものである。

(2) 結果

原案を上部庁議へ付議する（政策決定会議）

(3) 特記事項

なし

2 第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定について

（説明者：市民局次長）

(1) 主な意見等

- 藤野地区における文化芸術を生かした取組を掲げているが、文化芸術は市内全域にも広がっている印象なので、限定的なものとならないよう、表現を工夫してもらいたい。
- 市内及び近隣には美術系大学が多いことが特色とも言えるが、連携して取り組むような方向性は示されているのか。
引き続きアートラボはしもとを中心とした連携を今後も図っていく方向性を示している。
- 文化財保護法の改正により、文化財保護に係る事務を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする見直しがされたが、所管を変えることは審議会において議論されたか。
本プランでは、文化財に関する事項についても記載しているため、審議会においても議論してきたが、所管を変更することまでは議論に至っていない。
- 指標設定の考え方は。
現プランでは、文化芸術に携わっている方として、実際に活動している方に限定して数値を捉えていたが、次期プランでは、鑑賞することも含めて文化芸術に親しんでいる人を増やすことを目的とした指標を設定した。
- 美術館の整備についての考えは。
文化行政として、芸術作品の鑑賞や調査研究、収集保存の機能は必要なものと考えている。本プランでは、「文化芸術鑑賞拠点の充実に向けた検討」としており、財政状況を踏まえた上で、実現に向けた検討を進めていくものである。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

3 第2次相模原市教育振興計画の策定について

(説明者：教育総務室長、学校教育部長、生涯学習部長)

(1) 主な意見等

- 次期計画で重視した点は何か。

次期計画では、生涯にわたる学びを意識した「縦の接続」を基本姿勢としており、特に学校教育においては、キャリア教育の推進や学びの連続性を意識した教育活動の展開などにより、課題となっている自己肯定感の育成等に取り組むこととしている。

- 目標9の教員の勤務時間に関する成果指標は、学校における働き方改革に関するものと思われるが、次期計画で新たに設定するものか。また、高い目標値と思われるが、達成に向けてどのように取り組むのか。

本指標は、学校現場における業務改善に向けた取組方針を踏まえ、新たに設定するものである。達成に向けては、意識改革をはじめとした各種取組について、可能なものから着実に実行することで、学校における働き方改革の更なる推進を図りたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

4 相模原市スポーツ推進計画の策定について

(説明者：生涯学習部長)

(1) 主な意見等

施策5-1「公共スポーツ施設の整備」について、本市の財政状況を勘案して実現は難しいものと思われる。計画への記載については改めて調整させていただきたい。

- 施策の方向10「スポーツに親しむ基盤となる学校体育及び運動部活動の充実」について、学校現場との住み分けはどのように行うのか。

すでに教職員が取り組んでいる内容を明記し、拡充していく方向性で計画に記

載している。学校現場での取組を通じて、子どもたちの体力向上などにつなげていくものである。

- 健康増進の要素なども加わってきたことも踏まえ、関連計画との連携について、図などを用いて表現してみてもどうか。
検討させていただきたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

以上